

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 2 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成26年2月28日

開 議	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第6	議案第2号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第3号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正につ いて
日程第8	議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について
日程第9	議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第10	議案第6号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第11	議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）
日程第13	議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第11号 市道路線の認定について
日程第16	議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について
日程第17	議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算
日程第18	議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第19	議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第20	議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第21	議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第22	議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第23	議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成26年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第1号から議案第19号までの議案19件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松下議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、市来利恵議員及び増田浩二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松下議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの27日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの27日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○松下議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案19件と報告2件であります。

次に、平成25年第4回定例会から平成26年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成25年度和歌山県市議会議長会第3回総会関係について、事務局から報告させます。

事務局。

○事務局 平成25年度和歌山県市議会議長会第3回総会について報告いたします。

平成26年2月7日金曜日、橋本市の橋本商工会館で第3回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、紀の川市議会の正副議長の紹介、和歌山県市議会議長会長である和歌山県市議会議長の挨拶、開催市議長の橋本市議会議長の挨拶、開催市の橋本市長の挨拶、25年以上10年以上の永年勤続職員の表彰、引き続いて橋本市議会議長の進行で議事が進められました。

報告事項につきまして、前回の議長会総会から今回の議長会総会までの会務報告、協議事項につきまして、平成26年度和歌山県市議会議長会関係役員市の内定について協議を行い、和歌山市議会議長会会長、近畿市議会議長会支部長、全国市議会議長会理事に和歌山市、和歌山県市議会議長会副会長、近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に田辺市と橋本市、和歌山県市議会議長会幹事に有田市と新宮市、全国市議会議長会地方行政委員に橋本市、全国市議会議長会議員共済会代議員に御坊市と紀の川市、自治体病院経営都市議会協議会理事に御坊市と有田市、石油基地防災対策都市議会協議会理事に有田市、全国高速自動車道市議会協議会理事に田辺市と新宮市の内定を行いました。

最後に、平成26年度和歌山県市議会議長会第1回総会の開催市と開催期日について協議を行い、第1回総会の開催市につきましては、和歌山市で開催期日につきましては、平成26年5月23日金曜日に開催することを決定し、平成25年度和歌山県市議会議長会第3回総会を閉会いたしました。

○松下議長 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○松下議長 日程第4 市長の施政方針を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。本定例会に上程しております、平成26年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

さて、我が国の経済は持ち直しつつあると言われ、景気の回復基調が続くことが

期待されていますが、まだまだ景気回復の恩恵は実感に乏しいところであります。また、平成26年度の当初予算については、昨年10月に本年4月からの消費税率の引き上げを決定したものの、その影響を緩和するための経済対策や社会保障と税の一体改革の詳細な内容が明確にされないまま編成作業がスタートしたため、国の動向を注視しながらの非常に困難な予算編成作業となりました。

そうした中、市の将来の都市像である「活力あふれるまち、ふれあいのまち」の実現に向けて、年々多様化する市民ニーズに対応していかなばなりません。そのため、平成26年度の予算編成においても引き続き「健全財政の堅持」を財政運営の軸とし、歳入については、市税等の徴収強化、国・県補助金の確保など、これまでの財源確保の取り組みを引き続き行うとともに、歳出については、事業の必要性や有効性などを見きわめ、事業の推進を図る必要があります。

平成27年度は、京奈和自動車道紀北西道路など大きなプロジェクトの完成、「紀の国わかやま国体・大会」という全国規模のイベントが行われます。そういった意味でも、市制の節目の年を迎えるに当たり、前年度である平成26年度は大変重要な年になると考え、「防災・災害対策」「道路渋滞対策」「浸水対策」「地球環境対策」及び「国体準備費」の各事業に重点を置いた予算を計上いたしました。

その結果、平成26年度の一般会計当初予算案は152億7,985万円で、対前年度比5.7%の増となり、特別会計などを含めた当初総予算額は293億7,003万円で、対前年比10.3%増の予算となりました。

一般会計予算の増額の主な要因は、「防災・災害対策」「道路渋滞対策」「地球環境対策」などへの積極投資と消費税改正に伴う簡素な給付等にかかる経費を計上したことによるものであります。

なお、現在、国において、平成26年度予算や予算関連法案が審議されているところであり、市の予算編成時点において、国・県の方針が明確でないものもあることから、引き続き、情報収集に努めた上で必要に応じ、補正対応したいと考えております。

続いて主な施策の概要について申し上げます。

「第2次岩出市長期総合計画・後期基本計画の策定」についてであります。平成23年度から平成32年度までの10カ年を計画期間とした「第2次岩出市長期総合計画」の前半5年間を対象とした前期基本計画が平成27年度に完成することから、平成28年度以降の5年間における本市のまちづくり指針となる後期基本計画策定に向けた作業を進めてまいります。

平成26年度においては、前期基本計画の総括として、前期期間において取り組んできた事務・事業の効果や課題などの抽出、また、市民ニーズの把握のため、まちづくりに対する住民意識アンケート調査の実施、市政懇談会における意見、要望等の取りまとめなどを行い、後期基本計画策定の基礎資料にしたいと考えております。

次に、紀の国わかやま国体の準備についてであります。平成26年度は、ハンドボール、バドミントン、ボウリングの各競技のリハーサル大会を開催いたします。リハーサル大会は、本大会への練習の場と位置づけており、問題点や課題などを把握して、本大会開催に反映させてまいりたいと考えております。準備においては、先進地の状況を参考にするとともに、県及び協議団体との綿密な調整・協議を行うなど、リハーサル大会の開催に向けた取り組みを進めてまいります。また、国体開催には市民の皆様方のご協力が不可欠なことから、さまざまな機会を通じて周知・啓発に努めてまいります。議員各位におかれましてもご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、防災対策についてであります。住民の自助、共助の意識高揚を図るため、毎年開催している「地域防災訓練」を、平成26年度は9月7日の日曜日に市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加していただけるよう、訓練内容の充実に努めてまいります。また、平成25年度に見直しを行った避難施設等を掲載した防災マニュアルの改訂版を全戸配布するとともに、住民の皆様が避難施設等の周知を図るため、表示看板の設置事業も実施してまいります。

次に、大阪方面路線バス、巡回バス、紀の川コミュニティバスの事業についてであります。これまでバス停の新設、ルート変更等、利用者の利便性の向上に努めてきたところであります。今後も引き続き利用者の推移を注視するとともに、利用者のニーズに応じたバスサービスの提供に取り組んでまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。平成27年度から本格実施される子ども・子育て支援新制度に向け、今後、国から示される各種基準などを踏まえ、事業者の意向を把握し、有識者等を構成メンバーとする子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画の策定を図ってまいります。

次に、障がい者施策についてであります。平成25年4月に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改められ、障がい者福祉サービスの充実が図られました。市といたしましても、制度の趣旨を踏まえ、さらなる福祉サービスの充実を図るとともに、引き続き、障がい者に対する理解を深めるための研修、啓発に取り組み、総合的に支援を行ってまいります。

次に、人権啓発についてであります。市民一人一人の人権が尊重され、心安らかに住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現に向け、引き続き、人権を考える集いや地区別人権学習会の開催など地域に根差した人権教育、啓発活動の推進に取り組んでまいります。

次に、生活保護についてであります。本市における保護率は国や県全体と比較すると低い水準にありますが、社会情勢が依然として厳しい中、保護率は上昇傾向にあります。今後も関係機関と連携し、適切なケースワークを行い、自立を支援するとともに、不正受給の防止及び医療の適切な受診を図り、生活保護制度の適正な運営に努めてまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。これまでの減量化対策を引き続き実施するとともに、さらなる効果が得られるよう、家庭系可燃ごみについて、新たにモニター制度を創設し、ごみの減量化に取り組んでまいります。また、事業系可燃ごみでは、排出されるごみ種に応じた指導等を行う中で、雑紙のシュレッダーダスト処理の促進や展開検査による適正なごみ排出の徹底に努めてまいります。

次に、資源化の推進についてであります。区・自治会や団体等への個別説明に出向くなど、集団資源回収事業の登録勧奨に努めてまいります。

次に、ごみの集積所の環境美化についてであります。区・自治会等が管理するごみ集積所の鳥獣によるごみ散乱防止対策として、ごみ散乱防止ネットの購入に係る経費の一部を補助対象とする見直しを行い、ごみ集積所の環境美化の促進を図ってまいります。

次に、ごみの収集事業についてであります。平成26年度より家庭から排出されるごみを集積所まで出すことが困難な高齢者や障がい者を対象に、ふれあい収集事業を実施いたします。この事業は、1人暮らしや同居する家族において、要介護状態や障がいがあるなど、世帯の中でごみを決められた集積所まで出すことが困難な場合に、自宅前まで直接ごみを取りに行くもので、その際、日常生活上の見回りや声かけなどサポートもあわせて行ってまいります。

次に、市民の健康づくり対策についてであります。市では、妊婦とその子どもを風疹から守るため、子育てを支援する緊急対策として、ワクチン接種費用の助成を行ってきたところでありますが、いまだ接種されていない方が相当数に上ると考えられることから、平成26年度も引き続き助成を行い、感染予防に努めてまいります。また、がんの早期発見と早期治療により、がん死亡の減少を図るため、市民への受診啓発や協力医療機関の拡大などの対策に加え、本年度は、市内の企業や事業

所、団体等と連携し、さらに受診率の向上に努めてまいります。

次に、母子保健事業についてであります。妊婦の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図るため、引き続き妊婦健康診査費助成事業を実施いたします。また、乳幼児の健康管理と子育て支援対策といたしまして、保健師・助産師による新生児訪問指導や乳幼児健診、発達相談事業の継続実施により、育児不安の解消と乳幼児虐待予防に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業についてであります。安定的な事業運営を行うため、市民の健康意識の高揚を目指した健診事業を推進し、市民の健康づくりを支援するなど医療費の削減に努めてまいります。また、国保税の徴収や滞納整理の強化、調整交付金など財源確保に努め、国保会計の健全化に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。平成27年には団塊の世代が全て65歳以上となり、国民の4人に1人が高齢者となります。本市におきましても、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、確実に高齢化が進んでいる状況であります。このため、地域における支援が必要な方には、早期に関係機関などに引き継ぐことができるよう、引き続き民生委員・児童委員を初め地域見守り協力員や近隣住民の協力、民間事業者による見守りなど、支援体制の充実・強化に努めてまいります。

次に、敬老会事業についてであります。対象者は高齢化の進行とともに、毎年300人から400人程度ふえ続けておる状況から、本事業の趣旨に沿った事業内容を継続していくために、平成26年度から対象となる年齢の70歳以上を毎年1歳ずつ5年間引き上げ、最終的に数え75歳とする見直しを図ってまいります。

次に、介護保険事業についてであります。平成27年度からの介護保険法改正を見据え、第6期岩出市介護保険事業計画などの作成に取り組んでまいります。また、引き続き制度の安定的運営を図るため、給付の適正化と介護予防の推進及び認知症の支援を含めた取り組みを進めてまいります。

次に、道路事業についてであります。道路渋滞対策事業として「紀の国わかやま国体・大会」や京奈和自動車道の県内全線の供用開始が予定されている平成27年度を目標に、京奈和自動車道岩出インターチェンジへのアクセス道路として市道根来安上線の整備を進めてまいります。また、防災・災害対策事業として、クリーンセンター進入路となる市道押川根来線を最重要事業として全力を挙げて取り組んでまいります。また、交通安全対策事業につきましては、市道山水栖線の歩道設置事業として、水栖地区、山地区で事業を行い、歩行者並びに通学路の安全確保に取り組んでまいります。

次に、浸水対策事業についてであります。山崎地区、高瀬地区における測量詳細設計業務を実施するとともに、市内どこでも対応できる排水ポンプ車を購入し、浸水被害の解消、軽減を図ってまいります。

次に、さぎのせ公園についてであります。平成26年4月から指定管理者による管理運営を行い、民間の活力を生かし、サービス等の向上を図ってまいります。

次に、一乗閣旧県会議事堂の利活用についてであります。平成26年度の移転後は、文化財としてだけでなく、根来寺周辺の観光拠点施設として活用できるよう事業を進めてまいります。

次に、地籍調査事業についてであります。当初の計画より1年前倒しの平成26年度で市内全域の調査完了に向け、本年度は、継続地域で荊本の全部、中迫の一部、紀泉台の全部の3地区、1.43平方キロメートルの調査を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、また、より多くの市民の皆様に公共下水道をご利用いただけるよう、計画的に下水道整備を進めているところであります。平成27年度までに1次、2次、3次認可変更区域の整備完了に向け、平成26年度は57ヘクタールの整備を進めてまいります。また、下水道事業の効率的、安定的な運営のためには、供用開始区域内の市民の皆様に早期に接続していただくことが重要であることから、下水道工事着手前から説明会、チラシ配布、未接続世帯への戸別訪問によるアンケート調査の実施や助成金制度のPRを行い、より一層の普及促進に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。給水戸数は若干増加しているものの1戸当たりの給水量は横ばいであり、右肩上がりの給水収益の増加が見込めない中、給水コストの削減を初め漏水調査や老朽管更新事業など、有収率の向上を図るための諸施策を講じ、効果的な水道事業の経営に努めているところであります。また、平成21年度から7カ年計画で進めている中島新浄水場整備についてであります。平成26年度は、第3次拡張事業に伴う浄水場内の機械電気棟、次亜塩素棟の築造工事等に取り組んでまいります。平成26年度も引き続き下水道工事に伴う移設工事や道路新設に伴う水道管布設工事など、緊急性の高い箇所の新設改良事業を優先的に進めてまいります。今後も、安全・安心でおいしい水の安定供給に向け、各事業を進め、水道事業の健全経営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会関係についてであります。確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指し、諸施策を推進してまいります。本市では、児童生徒の学力向上

が最重要かつ喫緊の課題であると捉まえ、その対策の1つとして新規事業「岩出市学力テスト」を実施いたします。

このテストは、文部科学省が実施する小学校6年と中学校3年を対象とした全国学力学習状況調査と同じ日に、小学校3年から5年、中学校1年・2年を対象に、岩出市独自で実施するものであります。このテスト導入により、小学校3年から中学校3年までの学力や学習状況を継続的に把握することが可能となり、個人や各学校の状況に応じて得意分野をさらに伸ばし、苦手な分野を克服するための指導に生かしてまいります。また、市独自のテスト結果の公表については、全国学力・学習状況調査の関係もあり、他市の状況も踏まえながら結論を出したいと考えております。

さらに、学力向上のためには、読書が有効であると言われてますが、児童生徒の活字離れが進んでいることから、これまで以上に岩出図書館と学校の連携を強化し、子どもの読書活動の活性化を図ってまいります。

次に、青少年の健全育成の推進についてであります。次代を担う青少年が心身ともに健全に育つためには、大人が青少年に関心を持ち、家庭、学校、地域、行政が一体となって、関係機関や各種団体と連携し、青少年の育成活動を一層強化していくことが重要であります。このため、青少年が犯罪に巻き込まれないように、青色防犯パトロールや休業中の街頭補導の実施、登下校時のあいさつ運動や見守り活動などの実施、通学路に設置している子ども見守りカメラを通し、犯罪抑止の強化に取り組んでまいります。

次に、生涯にわたる学習の確立についてであります。学習者の主体性を尊重した生涯学習を推進し、「いつでも、どこでも、誰でも学べる」「共に生き、共に学ぶ」環境充実のため、各種講座や教室等を開催してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。スポーツ基本法に基づき「生涯スポーツ社会」の実現を目指すとともに、第2次岩出市長期総合計画・基本計画に示しているスポーツ分野の施策をより具体化するため、岩出市スポーツ推進計画を策定してまいります。また、施設整備では、平成27年に開催される「紀の国わかやま国体・大会」に向け、市民総合体育館の改修工事を実施するとともに、安全で安心して利用いただける施設の管理に努めてまいります。

次に、文化芸術の振興についてであります。日常生活の中で、ゆとりや安らぎといった心の豊かさが求められていることから、創造性のある文化の薫りの高いまちづくりに向けて、文化・芸術活動の活性化を図ることを目的に、文化団体への支

援育成に取り組んでまいります。

次に、図書館事業についてであります。市民が図書館をもっと身近に感じ、暮らしの中で生かせるよう幅広く資料を収集し、情報を提供してまいります。また、子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、学校教育を積極的に支援する図書館として、学校との連携を図りながら、「うちどくノート」の配布や学校での学習活動に必要な資料の充実に努めてまいります。

次に、民俗資料館事業についてであります。文化財等の歴史的資源、文化遺産については、関係機関と連携協力し、保護・活用を図ってまいります。また、より多くの方に訪れていただくために、トイレの改修などの施設利用の促進を図り、各世代が興味を持って参加してもらえよう地域に即したテーマの講座、講演会、学習会を計画してまいります。

加えて、当館の特色である根来塗展示のPRに一層努めるとともに、収集資料品展等を開催し、展覧事業の充実に図り、民俗資料館事業の活性化に取り組んでまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○松下議長 これですべての市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、後にコピーいたしまして全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正～

日程第23 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算

○松下議長 議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正から日程第23 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算までの議案19件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、条例改正の案件が6件、平成25

年度の補正予算の案件が4件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定の案件が1件、平成26年度の当初予算の案件が7件の計19件であります。

まず、条例改正の案件についてご説明申し上げます。

議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。平成26年度に新たに設置する委員等の報酬額について定めるものであります。

次に、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の昇給抑止について回復を行うものであります。

次に、議案第3号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正についてであります。社会教育法の一部改正に伴い、法律で規定されていた社会教育委員の委嘱基準を条例で定めるものであります。

次に、議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。道路法施行令の一部改正に伴い、占用料等について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正についてであります。公営住宅の用途廃止に伴い、高塚南団地の戸数を5戸から2戸に減ずるものであります。

次に、議案第6号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、同法の引用部分について、所要の改正を行うものであります。

続いて、平成25年度の補正予算案件についてご説明申し上げます。

まず、議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に1億9,111万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を151億4,647万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳出では、退職手当特別負担金のほか、障害者総合支援給付費、ごみ袋販売手数料、リサイクル工房に係る設計監理委託料及び工事請負費、青年就農給付金、道路新設改良費、下水道事業特別会計繰出金、消防団員退職報償金、放課後児童健全育成事業の精算に伴う返還金、体育施設改修時に係る設計監理委託料、市民プール監視員賃金などについて補正するものであります。

一方、歳入では、一般廃棄物処理手数料のほか、事業採択に伴う追加交付や事業費の増減に対する国県支出金の事業財源、財政調整基金繰入金などについて、補正

するものであります。

次に、議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額から1億1,687万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を55億5,763万3,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳出では、一般被保険者療養給付費のほか、共同事業拠出金、療養給付費国庫負担金の精算に伴う返還金について、歳入では、高額医療費共同事業に係る国県支出金のほか、高額医療費と保険財源安定化の共同事業に係る交付金について補正するものであります。

次に、議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に157万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を28億8,130万1,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳出では、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料について、歳入では、その財源としての国庫補助金及び一般会計繰入金について補正するものであります。

次に、議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に3億円を追加し、補正後の予算の総額を20億2,812万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳出では、国の補正予算による工事請負費について、歳入では、社会資本整備総合交付金のほか、一般会計繰入金、下水道事業債について補正するものであります。

以上が平成25年度の補正予算案件の説明であります。

議案第11号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路3路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定についてであります。道の駅「根来さくらの里」における住民サービスの向上と管理コストの縮減を目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成26年度の当初予算案件についてご説明申し上げます。

まず、議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を152億7,985万円とし、前年度当初予算対比で率にして5.7%の増、金額に

して8億2,270万円の増額とするものであります。

次に、議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を54億6,373万8,000円とし、前年度当初予算対比で率にして3.3%の減、金額にして1億8,534万9,000円の減額とするものであります。

次に、議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を28億3,797万円とし、前年度当初予算対比で率にして0.2%の増、金額にして521万7,000円の増額とするものであります。

次に、議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初の予算額を6億4,484万8,000円とし、前年度当初予算対比で率にして5.3%の増、金額にして3,222万円の増額とするものであります。

次に、議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算についてであります。当初予算額を32億772万6,000円とし、前年度当初予算対比で率にして92.2%の増、金額にして15億3,897万5,000円の増額とするものであります。

次に、議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を4,142万5,000円とし、前年度当初予算対比で率にして56.7%の増、金額にして1,499万7,000円の増額とするものであります。

次に、議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を13億1,233万3,000円とし、前年度当初予算対比で率にして40.3%の増、金額にして3億7,716万4,000円の増額とするものであります。また、収益的支出額を12億1,693万1,000円とし、前年度当初予算対比で率にして34.5%の増、金額にして3億1,221万6,000円の増額とするものであります。

一方、資本的収入額は8,094万4,000円とし、前年度当初予算対比で率にして1.8%の減、金額にして151万5,000円の減額とするものであります。また、資本的支出額を6億7,754万4,000円とし、前年度当初予算対比で率にして45.9%の増、金額にして2億1,308万5,000円の増とするものであります。

以上、各議案につきましてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○松下議長 これですべての提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。次の会議を3月6日木曜日午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月6日木曜日午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

散会

(10時20分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 3 月 6 日

岩 出 市 議 会



## 議事日程（第2号）

平成26年3月6日

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                        |
| 日程第1  | 諸般の報告                                          |
| 日程第2  | 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）                |
| 日程第3  | 報告第2号 平成26年度岩出市土地開発公社予算について                    |
| 日程第4  | 議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第5  | 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部改正について                     |
| 日程第6  | 議案第3号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正について             |
| 日程第7  | 議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について                    |
| 日程第8  | 議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について                     |
| 日程第9  | 議案第6号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                |
| 日程第10 | 議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）                   |
| 日程第11 | 議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）             |
| 日程第12 | 議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）               |
| 日程第13 | 議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）             |
| 日程第14 | 議案第11号 市道路線の認定について                             |
| 日程第15 | 議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について               |
| 日程第16 | 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算                         |
| 日程第17 | 議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算                   |
| 日程第18 | 議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算                     |
| 日程第19 | 議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算                  |
| 日程第20 | 議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算                    |
| 日程第21 | 議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算                     |
| 日程第22 | 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算                       |

○松下議長 9時30分になりましたので、議会を開催いたします。

皆さん、改めましておはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第1号及び報告第2号につきましては、質疑、議案第1号から議案第12号までと議案第14号から議案第19号までの議案18件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第13号につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

受理した請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、厚生常任委員会に付託いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第1号 専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解）～

日程第3 報告第2号 平成26年度岩出市土地開発公社予算について

○松下議長 日程第2 報告第1号 専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解）の件と、日程第3 報告第2号 平成26年度岩出市土地開発公社予算の件の報告2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

1番目、尾和弘一議員、一括して報告ごとに質疑をお願いいたします。

○尾和議員 報告第1号について、質疑をさせていただきます。

今回の報告についてであります。報告内容によりますと、重大事故になり得る可能性について、私たちはどう見たらいいのかということがあります。

それから器具の点検及び実施の実態ですね、どのような形で点検、整備をされているのか。

さらに、事故が起きた後の事故処理といいますか、二度と発生させないために、どのような対策、対応がされてきたのかということをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

重大事故になり得る可能性はどうかについてでございますが、現在、トレーニング室に設置している器具につきまして、重大事故になり得る可能性は低いと考えています。

次に、器具の点検及びその実施実態はどうなっているのかについてですが、保守点検を年2回業務委託しており、職員におきましても、日常業務で点検を行っております。

また、事故発生後の対策はされているのかについてですが、業者に点検を依頼し、ピンが奥までスムーズに入れられるよう調整を図っています。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 重大事故に発生する可能性は低いということではありますが、いかなる場合においても、生命の危険を及ぼすということの関連からいいますと、ささいな事故であっても重大事故に発生するという緊張感を持ってやる必要があるのではないかなというふうに強く思っております。

それから、日常点検の問題であります。日常と業者に委託した点検ですね、業者の委託については、もちろん業務日誌という形で点検票というのが市のほうに提出されておりますが、日常業務については、点検票並びにそれをファイルして実際に保管をされているのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

職員によります日常の業務点検につきましては、目視であったりとか実際にその機械をさわったり、その状態を確認してございます。それについて、日誌等、異常なし等の確認は行っておりますが、点検票までの作成は行ってございません。

それから業者のほうに対しましては、仕様書によりましてトレーニング器具の保守点検につきまして項目の点検を実施してございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。目視でやっていることについては、やっているんだけど、その後の記録というのですか、それが正確にとられていないと。

後々検証する場合に、いつどこでそういうことが起きていたのかということが万全にやっておれば、こういう事故につながらないという可能性が出てくると思います。いわゆるヒヤリハット災害、ささいなことでもそういうことを点検整備して、後で検証できるような記録として、必ずやるべきだというふうに思いますが、それについては、今後どのような対応をされるのか、やるのかやらないのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 職員によります点検の記録につきましては、今後、仕様書等を作成しまして、点検をした確認を行ってまいりたいと思います。

○松下議長 これで報告第1号の質疑を終わります。

続きまして、報告第2号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 開発公社予算についてであります。前年度の繰越金の内訳についてであります。

並びに、今後、公社の活用予定というのは、實際上、起こり得るのか、想定される事業があるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

事業部次長。

○藤田事業部次長 おはようございます。

尾和議員のご質疑にお答えします。

前年度繰越金の内訳でございますが、南都銀行に1,000万円、紀の里農業協同組合に1,000万円、紀陽銀行に470万円の定期預金と紀陽銀行に51万4,000円の普通預金を預けております。

次に、将来、市が用地の先行取得をする場合に有効であることから、市では土地開発公社を活用すると考えております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 繰越金については今お聞きしたんですが、いわゆる公社として、これ従

来からなんです、2,500万円近いお金を繰越金という形で毎年毎年置いておるといことでもあります。これは、必要最低限度の額にすべきではないかと。いわゆる眠り資産ですねよ。眠り税金と言っても過言ではないと思うんですが。その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、公社活用についての私は事業計画があるのかということを知りたいんですが、将来の土地買収についてのことがあるのかということであるんですが、ちょっと質疑と答弁の間でうまいぐあいっていないんですけれども、再度お聞きをしておきます。

○松下議長 答弁願います。

事業部次長。

○藤田事業部次長 尾和議員の再質疑にお答えします。

開発公社では、市の委託に基づき必要な土地を取得する場合に先行取得を行いますので、この繰越金は必要だと考えております。

続いて、計画はないのかということですが、今のところは計画はございません。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 繰越金についての考え方なんです、必要であるということですが、必要であるなら、あるということについては一定認めますが、2,500万円の繰越金として、公社が持つ必要性があるのかということを知りたいんです。少なくとも、最低限度の金で、そして、繰越金として持っておくと。それで事業が仮に将来事業が発生したときについては、その手だてとして投入すればいいわけですから、余り、ここにずっと繰越金、繰越金という形で公社が置く必要性は、私はないと、そのように感じております。それについて再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

事業部次長。

○藤田事業部次長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

市の業務は、年度内予算の範囲で施行されておりますが、ふいに市が必要となる土地が売り出しをされたときに、予算がなければ購入することができません。事業は怠る、もしくは中止しなければならない場合も考えられます。その不測の事業において開発公社のこの繰越金が必要だと考えております。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で報告第1号及び報告第2号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について～

日程第15 議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について

○松下議長 日程第4 議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正から日程第15 議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、市来利恵議員、質疑時間40分以内で、通告した議案の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第7号の部分で、一般会計の補正予算で、手数料、衛生で4,000万円もの増額の補正、これについて市当局のどう考えるのかという点と、2点目に、農業振興費の青年就農給付金が、説明では2名やめられたということでありましたが、そのやめられた理由についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 市来議員の質疑にお答えいたします。

衛生手数料の増額につきましては、可燃ごみが平成12年度基準25%減量することを想定して予算計上していましたが、特に事業系ごみが増量していることから、可燃ごみ袋の販売数量がふえたことにより増額補正となったものであります。

○松下議長 農林経済課長。

○藤田農林経済課長 市来議員のご質疑にお答えします。

理由といたしましては、諸事情により1名が就農されなかった、また、1名は市外へ転居されたためです。

○松下議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 手数料の問題で、今言われたのは事業系のごみという形になっていると思うんですが、その辺も含めてなんですが、これ一般で考えると、一般でも問題となってくるのは、一旦ごみの有料化をしてしまったら、それになれてしまって、ごみ袋を購入さえすれば捨てられるという認識が生まれてくるというものも、この間ずっと一般質問等々でも質問させてもらっています。他の市でも有料化後、一時的にはごみは減るが、その後、リバウンドしているケースが報告されています。

今回、事業系という形ですが、トータルで考えると、家庭でもこうした問題が起こってくる可能性があるかと存じます。そうしたことについての今後の対応策ですね、それも含めてどのように考えるのかという点をお聞きをいたします。

2点目の農業振興費ですが、26年度の新年度予算でも新たにまたこれが予算化をされておりますが、1名はなかったということで、もう1名は市外に転居されたということですが、今後、それがこの活用をされるというふうな形での予測というのか、そうした計画というのは、きちんと立てられているのか、その辺についてだけお聞きします。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

リバウンドの対策ということでございますけれども、平成26年度につきましては、減量化が進んでいない事業系可燃ごみ、粗大ごみ等の効果的な減量対策を検討してまいりたいと考えてございます。

また、家庭系可燃ごみにつきましても、水切りモニターや堆肥化モニターを募集いたしまして、その実験をしていただき、それについて広報していくということで、今、考えてございます。

○松下議長 農林経済課長。

○藤田農林経済課長 市来議員の再質疑にお答えします。

計画としては、農地を借って就農したいというご希望の方もいらっしゃいますので、予算のほうは計上させていただいています。

○松下議長 これで日本共産党議員団、市来利恵議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第1号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第1号、条例改正について質疑を行います。

今回の特別職の職員で非常勤のものの報酬に関して条例改正であります。

この内容についてであります。推進員と、今までの推進員と今回の委員とのすみ分けというのですか、どういう内容のもので設置をされたのか、異なる点がありましたら答弁をいただきたいと思います。

それから、この日額についてであります。他市との比較では、2,500円という形になっておりますが、他市との比較では安いのではないかと、そのように思っておりますが、その比較対象をお知らせください。

それから、これに関連しまして、非常勤の報酬及び費用弁償に関して、前々から問題点を指摘をしておりました。再考したことはなかったのか、なぜ再考しなかったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、別表第3中の名称変更、これをされておりますが、どういう理由での名称変更をされたのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

スポーツ推進員と今回の委員とは、どう異なるのかについてですが、スポーツ推進員は、住民のスポーツの推進に関し、指導及び助言を行うものであり、今回の改正のスポーツ推進計画策定委員会委員は、岩出市スポーツ推進計画の策定に関し必要な調査、検討をいただくものです。

次に、日額について他市との比較で安いのではないかとについてですが、岩出市の報酬及び費用弁償に関する条例に定める委員会委員との整合を図ってございます。

また、他の報酬及び費用弁償に関して再考はしなかったのかにつきましては、一部改正であり、再考してございません。

○松下議長 民俗資料館長。

○並松民俗資料館長 尾和議員ご質疑についてお答えします。

別表第3中の名称変更理由は何かについてですが、平成25年度に実施した史跡保存管理計画策定委員会を引き継ぎ、平成26年度において新たに設置する史跡周辺保全管理委員会の委員報酬額について定めるため、名称を改めるものであります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 委員をつくられて、スポーツ振興のための計画案をつくられることにつ

いては、やぶさかではありませんが、次から次に委員をつくり出して、そこで進めていくということの考え方については、ちょっと違うのではないだろうか。多くの意見を聞きながらスポーツ振興に岩出市において広めていくという意味では、現在の推進員をメンバーについて、ちょっとわからないんですが、推進員が横滑りでこの委員になられるということがあるのであれば、私は同じような企画立案というのが想定されるのではないだろうか。そのように考えております。

今回の委員の選出方法、どういう対象者を考えておられるのか、ここをお聞きをしたいと思います。

それから、日額についてですが、岩出市との整合性ということでもあります。これは他の非常勤の特別報酬関係の行政委員会の関係の絡みと私はお聞きをしておるんですが、全体的に岩出市の報酬は余りにも安いという実態になっております。これについては、担当課長じゃなくして、部長なり市長のほうでご答弁をいただきたいと思います。

それから、第3表の名称変更なんですが、これは、委員は新たに選ぶのか、それとも現在の委員が名称の変更によって横滑りで委員になるのか、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 策定委員会委員のメンバーでございますが、今、考えてございますのは、学識経験者を有する方を2名以内、それから市内スポーツ関係団体、当然スポーツ推進委員の代表の方にもご参加いただきたいと考えてございます。あと体育協会の代表者であったりとか、スポーツ少年団の代表者であったりとか、学校の先生の代表者であったりだとか、これからの岩出市のスポーツの取り組みについて幅広い観点からご意見をいただいて策定を行っていきたいと考えておりますので、スポーツ推進員全体で、スポーツ推進員だけで検討ということではなく、広くご意見をいただく意味で委員構成を考えてございます。

○松下議長 民俗資料館長。

○並松民俗資料館長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

今回の委員会、新たに委員を選ぶのかについてでございますが、現在の委員会、重立ったメンバーのうち、考古の専門、文化財行政の専門、史跡整備の専門、そういった方、同じ方になる場合もございます。また、新たにという場合も考えられます。それから、市の関係部の代表と、そういったことも入っていただく予定がござ

います。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

先ほど教育部のほうから答弁させていただいたスポーツ振興計画の策定委員の報酬の額、あわせて他の行政委員会委員の報酬について、低いのではないかとということでございます。

行政委員会の委員も含めまして、その報酬については、統一されたものはございません。それぞれの市町村、団体に応じて定めているものでございますので、適切であると考えてございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 民俗資料館長の件であります。そうしますと、おおむねその名称変更で横滑りでいきながら、さらに委員の構成については、新たにつけ加えるという考え方で、今回の改正案を提出されたという内容でよろしいでしょうか。

○松下議長 民俗資料館長。

○並松民俗資料館長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

現在の策定委員会委員については12名ということで構成してございます。この新たな保全管理委員会の委員については、そのうちの重立った方、それから市の関係、代表の方ということで7名以内ということで考えてございます。

○松下議長 これで議案第1号の質疑を終わります。

続きまして議案第2号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第2号、条例改正について質疑を行います。

今回の職員の給与に關してであります。この条例案、改正案を見まして、第1に市民にわかりにくいんですよね。何をどうしていく、どうするのかということがわかりません。よって、具体的にお聞きをしたいんですが、過去から市職員の給与については、人事院勧告並びに国や県の不当な指導によって減額されてきたわけですが、その減額金額について、並びにその率は幾らになっているのか、それをまず第1点、お聞きをしたいと思います。

2点目に、今回の改正によって職員の平均賃上げ率については、幾らアップするのか。

それから、モデル賃金として、どのような実態になるのか。

それから、この条例改正による総額、いわゆる市の市税から持ち出す総額ですね、人件費の総額は幾らなのか。

それから、全体に占める人件費の比率、義務的経費の部分ではありますが、比率は何%にアップするのか、昨年と比較して何%にアップをしていくのかということについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の過去からの減額金額及び比率は幾らかについての質疑ですが、今回の改正は、人事院勧告の内容を勘案し、給与構造改革における昇給抑制の回復を行うもので、その金額は約4,878万円、年間の比率は、約0.3%でございます。

続きまして、2点目でございます。職員の平均賃上げ率につきましては、約0.3%の引き上げになります。

3点目のモデル賃金はどうかにつきましては、本市におけるモデル給与は、示しておりません。

続きまして4点目の、この条例改正による総額は、年間697万円の増額となります。

歳出に占める人件費の割合は15.8%となります。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 過去からの職員に対する減額は4,870万円と言われましたか、これに対して今回の職員の賃上げというのが0.3%、そうしますと、その金額は、今、言われましたが697万円の26年度職員に支給する賃金が上昇するということでもあります。0.3%の根拠については、これはどこから来ているのでしょうか。いわゆる消費税が0.3%、この4月1日からアップすることによって、その穴埋めとして0.3%の穴を埋めようとされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、モデル賃金ではありますが、これは一般的な賃金統計をする場合に、45歳夫婦子ども2人世帯を一般的にはモデル賃金のベースにして考えております。そうしますと、岩出市ではモデル賃金としては考えていないと、統計をとっていないということではありますが、25歳刻みで25、30、35、45、50、55、60の賃上げ率というのは、どのように把握をされているのかご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員のご質疑にお答えをいたします。

0.3%の内容ということでございますけれども、全職員の4月の給与の月額と4月の今回1号アップする分の昇給額の比率を示したものでございます。

それと、モデル賃金の関係ですけれども、当市におきましても、このモデル賃金、5歳刻みというようなことは、うちでは分析はしてございません。

以上でございます。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑ですけれども、5歳刻みという、そういうふうなモデルの状況というのは、うちでは分析はしてございません。ただ、平成25年度の人事行政の運営等の状況ということで既に公表させていただいておりますけれども、岩出市の平均年齢39.9歳の職員につきましては、平均の給与月額が36万720円と、こういうようなことになってございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは大変重要なことで、職員の皆さんの給与形態について、具体的に賃上げするのであれば、能力給とかいろいろありますが、どういう形で職能、技術職というのは、いろいろ計算の仕方がありまして、人事評価を含めてどう評価をしていくのかと。一律に上げていくといった賃金体系については、一定の問題点もありますし、また、査定の部分が多くなりますと、それだけ賃金格差がふえるという逆効果の部分が発生するわけでありまして。

相対的に賃金体系というのは基本でありますから、常に担当課においてはどういう推移になるのか、どこに重点を置いた賃金配分をしていくのか、これが一番大切な賃金の決定のやり方でありまして。一律に1号給上げて、それを押しなべてやるということではなくして、重点的に、例えば35から40歳、45歳、これは一番子養いを、子どもを抱えて生活する上においては、非常に出費がかさむ、子どもが高校へ行く、大学へ行くということになりますと、学費がかさむという時代になるわけでありまして。そういう点から、どこに重点を置いた賃金配分をしていくのか、上乘せをしていくのかという形で、総合的に見ていくということが大切になってくるのであります。

一括して一律にボンと上げて、余り職員のモチベーションというのは上がらなくて、現実的には、いろいろな種々さまざまな問題が発生するということになるわけですから、職員の賃金体系については、担当がきちっとやっぱり把握をしておく、その上で今回の賃上げについてはどこを重点に置いて、どのように積み上げをしていくのかということが大変重要な課題でありますので、次回においては、そこら辺も含めて再考をしてもらうということが大切ではないかと、そのように思っております。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えをいたします。

尾和議員がおっしゃられるように、職務給の原則、もちろん職務職階制でうちは仕事をしておりますけれども、まず、地方公務員法の第24条の中に、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員云々ということがございます。我々は国公準拠でやっておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○松下議長 これで議案第2号の質疑を終わります。

続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号、条例改正についてであります。

今回の条例改正によって、道路占有料であります、減額した理由は何なのかという点ですね。

それから歳入における影響というのはどうなのか、総額幾らと見込んでいるのか、総件数ですね、これに該当する総件数はどのような実態にあるのか、個別にご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の減額の理由につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令によるものでございます。

次に、歳入への影響及び総額についてですが、総額で約310万円の減額と見込んでおります。

次に、総件数につきましては、56件と見込んでおります。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総件数56件ということですが、土木、事業部における件数は56件という理解でよろしいのか、それとも、ほかの公有財産等の総務が担当しているところ、教育が担当しているところ、そこら辺の件数も含めてなのか、該当するところについては影響するわけですから、それについてのご答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

この件につきましては、道路占用料につきましては、土木課のみでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この占用料については、土木課のみであるということですが、そうしますと、他の公共財のところに立っている電柱とか、その他もろもろありますよね。これについては、値下げをしないという解釈でよろしいのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

総務関係の部分では、道路占用料を準拠して徴収するケースがございます。そういうケースにつきましては、3件ございます。

○松下議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

減額になるものはございません。

○松下議長 これで議案第4号の質疑を終わります。

続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第5号の条例改正について質疑を行います。

今回、公営住宅に関して条例案の改正が出ております。高塚団地の一部であります。あの団地は老朽化をして廃墟と言ったら語弊があるかも知れませんが、廃墟の人が住めないような状況の住宅に化しております。戸数を減らす理由について、

まずお聞きをしたいと思います。

この戸数、3戸数減らして、将来この場所についてはどのような方針でされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 土木課長。

答弁願います。

○田村土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の戸数を減らす理由についてですが、高塚南団地は耐用年限を経過しており、公営住宅の用途廃止を行ったため、戸数を減じてございます。

次に、将来どうするかについてですが、今後も払い下げを行っていく予定でございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一方、公営住宅、これは一般の市所有の住宅とあわせて非常に賃貸料というのが全国的には低下をしておりますが、岩出市における賃貸料と絡み、公共施設の住宅というのは、岩出市の市営住宅というのはまことに貧弱であって、事起れば対応できないような状態にあるということは、前々から認識をしておるんですが、今後、公営住宅に関して建設する方向性というのはお持ちなのか、それをまずお聞きをしたいと。

それから2点目に、払い下げをするということではありますが、これはどのような手順でもって払い下げをしていくのか。公募によるのか、それから、そういうような形にするのか、そこら辺をお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えします。

市営住宅の対応につきましては、その都度、修繕で対応してございます。

また、建築する計画はあるのかについてですが、現在のところ、ございません。

また、払い下げをどうやってやっていくかということにつきましては、高塚団地につきましては老朽化が進んでいますが、2件、まだ在住してございます。その方がほかの団地へ転居していただくとか、そういうことがあれば進めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

これで議案第5号の質疑を終わります。

続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第7号、25年度補正予算について質疑を行います。

補正予算の内容についてであります。一般廃棄物処理手数料4,000万円、これについての具体的な内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、ごみ袋販売手数料319万8,000円の増額の補正を組まれておりますが、増額した理由と、その中身についてお聞きをしたいと思います。

それから、青年就農給付金についてであります。先ほどの質疑でも出されておりますが、なぜ、減額になっているのか、その背景ですね。農業が主である日本において、農業就農給付金というのは、非常に大切な制度であるんですけども、これが十分活用されていないということがあるんですけども、市の啓発事業の中で、どのような啓発活動をされてきたのか。

それから、公有財産購入費の5,847万円のマイナスであります。これはどういう理由でマイナスになったのか。

それから、監視員賃金の減額理由についてであります。これはなぜなのか。

それから、あわせて監視員の減額と絡んで監視体制に問題はなかったのかということでお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 尾和議員の質疑、一般廃棄物処理手数料4,086万円の具体的な内容についてお答えいたします。

一般廃棄物処理手数料4,086万円につきましては、有料指定可燃ごみ袋の販売金額増の見込みによるものでございます。具体的には、20リットル袋で227万2,080円、30リットル袋で1,252万7,820円、45リットル袋で2,605万9,770円となり、合計4,086万円の増額補正をさせていただいております。

次に、ごみ袋販売手数料319万8,000円の内訳についてお答えいたします。

ごみ袋販売手数料319万8,000円につきましては、有料指定可燃ごみ袋の販売枚数増の見込みによるものでございます。内訳は、20リットル袋で17万5,804枚、52万7,412円の増、30リットル袋で40万3,456枚、121万368円の増、45リットル袋で48万6,804枚、146万412円の増となり、合計319万8,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。

○松下議長 農林経済課長。

○藤田農林経済課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

減額になったのは平成25年度において新規就農者個人1件、夫婦1件を予定しておりましたが、申請がありませんでした。また、給付金受給者が年度途中において、自己都合により離農されたためです。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

公有財産購入費5,847万円の減額理由についてですが、主な要因として、予算編成時に市道根来安上線の測量詳細設計が完了しておらず、用地購入面積を机上計測により算出しておりましたが、測量詳細設計の結果並びに用地地権者との交渉経過の中で、当初計画の土羽から構造物へ、東側の道路側溝幅を50センチから30センチへ、道路縦断の見直しから生じた隣地との高低差縮小によるのり面積の減少等、これらの要因により用地確定後の面積が減少した結果でございます。

以上です。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

監視員賃金の減額理由は何かについてですが、当初予定していた監視員の勤務日数の減によるものです。

次に、監視体制に問題はなかったのかについてですが、監視員不足については、教育委員会全体で監視に当たりましたので、問題はありませんでした。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一般廃棄物処理手数料、4,086万円の増になっておるわけですが、これは前々から私も指摘をしておるんですが、ごみ袋の販売によって収入がふえたという一面ですね、相対的にごみの減量化に寄与していないという側面があります。私は、ごみ袋の値段について再考する必要があるのではないだろうか。市民からこのようなごみの手数料としてごみ袋販売手数料を計上するという事について、最近のデータによりますと、ごみ袋の販売の単価を引き下げるという傾向の市がちよこちよ出てきております。そういう意味では、現在の単価についても再考する必要があるのではないかと考えておりますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、青年就農給付金についてであります。就農者がなかったと、1人はやめられたということであるんですが、この青年就農給付金、これはやはり市民の間でもこういう制度があるということ余り知らない方が多いんですよ。だから広報においても広めていただくということも大切ですが、新たにつくり出していくといえますか、市のほうが主導権を持って青年就農の機会を与えていくと、こういう取り組みもあっていいのではないかと思うんですが、その努力が足らぬのではないかなというふうに思っているんですが、これについて反省点なり課題はなかったのかお聞きをしたいと思います。

それから、監視員についてであります。プールの監視員についてで問題はなかったということでありましたが、昨年夏の監視員の態度について、私のところに非常に強い苦情のご連絡をいただきました。余りにも高圧的で監視員の態度が悪いのではないかということのお話をいただいております。事前に監視員の指導、教育、人に対する接し方、ここらについて、どのような体制で臨まれたのかお聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 答弁願います。

生活環境課長。

○居谷生活環境課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

ごみ袋の価格の再考はということでございますけれども、本市としまして有料化を導入した時点で、有料化の指針である国の考え方の中で、減量効果があらわれる最低水準として1リットル1円ということとされていることから、現在の値段を決定させていただいております。

なお、今現在におきましても、16%程度の減量しかできていないという状況の中で、値段の再考については考えてはございません。

○松下議長 農林経済課長。

○藤田農林経済課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

この青年就労のPRにつきましても、JA紀の里農業協同組合などを通じPR等を行っていただくということで話は進んでおります。また、市としても広報等でPRすることも検討いたします。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

監視員の採用が決まりましたら、プール開催日までに人命救助の訓練の実施と、それから接遇について担当職員のほうから言葉づかい等、注意を行ってまいります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 監視員の接遇対策ですね、これは注意を行っているということでありますが、一般的にはマニュアルをつくってされておるのか、それとも現状ではその傾向がないのではないかなと思うんですが、口頭だけでやられているのか。

市民と接する場合に、余り横柄な言葉づかいというのが端的に出てくるということで、その方は憤慨をされておったんですが、監視体制とあわせて、市民の方がそこにプールを利用されるわけですから、それに対する心温まる対応というのですか、これが欠かすことのできない大切な問題ではないかなと思っておりますが、そこら辺について、もっと具体的にされておったのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 マニュアルまでと言えるかどうかわかりませんが、注意点ということですか、そういったことでの紙ベースで話をさせていただきまして、尾和議員ご指摘のように、市民の方に気持ちよくご利用いただけるよう指導は行ってございます。

○松下議長 これで議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第8号であります。25年度国保補正予算についてであります。過年度償還金として4,200万円増の計上をされております。この主な理由についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

過年度償還金につきましては、24年度国民健康保険療養給付費と負担金が、国から概算交付されていたものを実績報告により精算し、返還するものでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 その流れは熟知をしておるんですが、返還をするということで実績によって返還をしたということですから、その裏にある背景ですよね、返還をすることによる背景、その理由が4,200万円ということは、いわゆる国保に基づいて治療件

数、これが減少したということだと思っんですよね。そこら辺をどういふ要因でこれだけ減ってきて、これからずっとこの傾向をつくっていくといふことの原因分析といふものをしかとつかんでおく。そして次年度に生かしていくといふことが大切やと思っんですが、そこら辺の分析を綿密にされておった上で、把握をされているのかなと疑問に思いましたので、そこら辺についてつかんでおるんであればご答弁をいただきたいと思っます。

○松下議長 答弁願っます。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答へします。

この国民健康保険の療養給付費負担金につきましては、まず、もちろん24年度の概算交付といふのがされます。それで翌年の2月に変更申請といふのをします。その変更申請の時期に実績、24年度の実績、診療費です、それとあと残りの見込み額といふものを勘案しまして、国のほうに提出をして、24年度の交付金といふのは決定するわけですけれども。

そこで国のほうで、交付金への割合といふものもございしますので、そういうものを決定して交付されます。そして、7月に1年間の実績、診療費等の実績を報告します。それで24年度の精算をしているといふことになりますので、一概に変更申請、概算交付があつて変更申請をして、実績をした中で、医療費が減っているといふより見込みで出していますので、その見込みの中には係数等もございしますので、一概に申請時の時点からの診療費が減額になっているといふことではない場合もございしますので、その辺、ご理解をいただきたいと思っます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 その流れはわかるんですが、いわゆる前年度、現年度、将来に向かつて疾病件数、医療、治療費に払う発生件数等々について岩出市民がどれだけ医療費を使っているのかと、どこに多く使っているのか、どういふ疾病に多く支出されているのか、ここら辺についても数字の流れだけじゃなくして、市民の健康と命を守る観点では、どういふような疾病状況にあり、どこの点の病気が多発しているのかといふことを含めてですね、だから、ここの点の疾病が非常に多いといふことになれば、重点的にそこにターゲットを絞つて、医療費抑制のための手だてをしていくと。

この材料資料に私はやっていただきたいといふのが、この目的であろうと思っんですよね。全体的に医療費が減少するといふのは、これはそれだけ使わないわけで

ありますから、国保財政にとってはプラスになるわけですから、さらにそれを押し進めるためにも、概算要求であっても、これだけ償還金、国に返還をするということが起きる要因というものを常に分析して検討して、それによって次年度に対応していくと、そういう姿勢があることが大切ではないかということを思っております。その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁を願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

確かに医療費につきましては、入院に係る医療費、件数、診療費というものは減少しているものでございます。前年の3月、4月、5月の件数でいいますと600件余り、診療費でいいますと5,700万円余りの減になっているということでございます。件数では前年度時期と比較しますと1割の減というふうなことになってございます。

今、議員、おっしゃっております疾病別に見ますと、やはり今言われています循環器系の疾患であるとか、消化器系の疾患、それから新生物というようなところが多いわけではございますが、この返還に関しての減少というものは、そういう要因が若干少なくなったということが要因の1つだと考えてございますので、その辺のところを十分今後の予算編成等に生かしまして検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○松下議長 これで議案第8号の質疑を終わります。

これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で議案第1号から議案第12号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第12号までの議案12件はお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算～

日程第22 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算

○松下議長 日程第16 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算から日程第22 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。質疑は発言席からお願いいたします。

1番目、郁青青クラブ、山本重信議員、質疑時間30分以内で、通告した議案の質疑をお願いいたします。

山本重信議員。

○山本議員 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算、3点質疑をいたします。

1点目、道路渋滞対策についてお聞きをいたします。

京奈和道路の岩出インター開設時の渋滞対策として、根来安上線の道路新設が計画されていますが、ご存じのように粉河加太線も車の通行量がふえてきており、通勤時間帯には根来の交差点から西安上まで渋滞しております。当然、現状を考慮されての今回の提案だと思っておりますので、お考えがあればお聞かせください。

2点目、浸水対策についてお聞きします。

排水ポンプ車の購入を計画されていますが、地球環境の変化が現在異常かと思えるゲリラ豪雨が各地で発生しております。浸水箇所も1カ所でなく、複数箇所発生が予測されます。当然これらを想定されての提案であると思っておりますので、排水能力も含め、お考えをお聞かせください。

3点目、防災対策についてお聞きします。

岩出市災害対策として多くの企業等と提携を結ばれておりますので、非常に心強く思っております。今回クリーンセンター進入路として市道押川線が計画されておりますが、災害発生と有事の際に有効利用できるがれき等の集積場所等に利用できる道路以外の部分での土地の確保も考えておられると思っておりますので、あれば聞かせてください。

以上3点、よろしく申し上げます。

○松下議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 山本議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の道路渋滞対策で、粉河加太線の渋滞対策は考えているのかについてですが、市道根来安上線と県道粉河加太線の交差点につきましては、平成26年度で信号

付きの交差点改良を和歌山県で施工していただく計画となっております。

なお、朝夕の通勤時には渋滞が発生している県道粉河加太線と市道安上中島線の交差点につきましては、今後の交通量などを注視しながら、和歌山県と連携を図ってまいります。

次に、浸水対策で、排水ポンプ車がゲリラ豪雨等に対応できる能力があるのかについてですが、排水ポンプ車の排水能力は毎分30立米、25メートルプール、ちなみに長さ25メートル、幅18メートル、水深1メートルの水を約15分で排水することが可能でございます。

続きまして、防災対策で、市道押川根来線が計画されているが、有効利用できる道路以外の土地が確保されているのかについてですが、市道押川根来線用地の全てが国有林で保安林の指定がされておりました。解除の理由を道路用地としていることから、当該道路以外の使用はできません。

なお、道路幅員は5メートルで計画し、一定の区間において道路蓋掛けで待避所を設けますので、大型車の対向も可能となります。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

山本重信議員。

○山本議員 2点目の浸水対策についてお聞きをいたします。

岩出市では複数箇所が一度に浸水する場所がございますので、こうなった場合にはどういう対応を考えられているのか、あれば聞かせてください。

○松下議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 山本議員の再質疑についてお答えいたします。

前もって大雨が予想される場合につきましては、排水ポンプ車が和歌山県と国土交通省にございますので、それを要請したいと考えてございます。

○松下議長 これで郁青青クラブ、山本重信議員の質疑を終わります。

2番目、日本共産党議員団、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第13号をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算で質疑を行わせていただきます。

まず初めに、市税の法人において前年比較で7,000万円もの増額を見込んでおります。その理由として、景気回復というような言葉で説明をされておりましたが、その根拠についてお聞きをいたします。

2点目は、各課の廃止事業の有無の報告でございます。

施策等々については、いろんな資料をいただきましてわかりますが、今年度から来年度にかけてまして事業の廃止がある場合、その廃止理由についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、臨時福祉給付金や臨時特例給付金が1回限りで措置されます。支給事務にかかわる経費について幾らなのかということをお聞きをいたします。

4点目は、国庫補助金で総務費、番号制度構築等事業国庫補助金、番号制度に伴うシステム改修委託料が計上されておりますが、いわゆるナンバー制度、これについては国民監視やプライバシーの漏えいなどが大変危惧されておりますが、市の情報管理のあり方、そして考え方についてお聞きをいたします。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○久嶋税務課長 市来議員の景気回復と説明されているが、その根拠はの質疑についてお答えいたします。

和歌山県の状況といたしましては、平成25年12月に和歌山財務事務所が発表した法人企業景気予測調査によりますと、25年度通期の売上高は、製造業、非製造業ともに増収見通しとなっており、全産業では4.4%の増収見通しであり、また、規模別でも増収見通しとの調査結果が公表されております。

また、平成25年度法人市民税調定見込額は、前年度と比較して約1,600万円の増額と見込んでおり、景気回復基調であると考えております。

なお、当初予算編成に当たっては、平成25年度調定見込額に国が示す地方財政計画の伸び率を乗じて算出しております。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 市来議員ご質問の各課の廃止事業の有無についてお答えいたします。

平成26年度当初予算において、これまで継続してきた事業で廃止となった事業はございません。

○松下議長 福祉課長。

○総村福祉課長 市来議員の質疑にお答えいたします。



臨時福祉給付金、臨時特例給付金の支給事務に係る経費でございますが、臨時福祉給付金の事務費として1,526万1,000円を、子育て世帯臨時特例給付金として751万4,000円を計上しております。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 4点目のご質疑についてでございます。

本市の情報管理のあり方、考え方につきましては、個人情報保護条例及び岩出市情報セキュリティポリシーに基づき適正な情報資産の管理を図っています。

なお、番号制度にかかわる基幹系システムにつきましては、職務権限に応じたアクセス権を付与し、職務内容以外の閲覧権限などについて制限を行います。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点目ですね、景気回復の点で説明されたんですが、根拠をいろいろ示されました。市長の施政方針演説にもありましたように、まだまだ景気回復の恩恵、実感に乏しいというふうに言われております。景気回復とはいうものの、この4月からは消費税が引き上げられて、多くの方が買い控えをし、消費が落ち込むと予想されます。消費税増税の影響ではやはり一番響くところでは商店や中小企業には深刻な影響も与えると考えますが、帝国データバンクの調査でも大企業を含めた多くの企業が消費税増税が企業に悪影響を与えると答えております。

こうしたことを全体と含め、今、述べられたような形もあわせまして、景気回復、消費税が引き上げられるということも勘案して景気回復がこの岩出市にも効果がある、そういったように見ているのかというのを、再度それだけお聞きをしたいと思っております。

あと、臨時福祉給付金と臨時特例給付金について、給付金の支給は本人の申請となりますが、支給時期については市町村の実情に応じて決めることとなっております。市の対象者人数と給付までのスケジュールについて計画されていることをお聞かせください。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○久嶋税務課長 市来議員の再質疑についてお答えいたします。

国では、平成26年4月から消費税率5%を8%に引き上げを決定し、これにあわせて景気の腰折れ対策として、法人税率の引き下げや投資減税など平成26年度で税

制改正に向けた議論がなされており、今後の動向を注視していく必要がありますが、平成26年度においてはこれらの状況を勘案した結果、増収と考えております。

○松下議長 福祉課長。

○総村福祉課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

臨時福祉給付金及び臨時特例給付金の対象人数でございますが、臨時福祉給付金につきましては1万円を支給される方が5,800人、それから加算の5,000円をつけた1万5,000円を支給される方が4,625人、それから子育て世帯臨時特例給付金については7,050人を想定しております。

それから、スケジュールにつきましては、今後の検討となりますが、児童手当の支給時期にあわせて受け付けるということが合理的かと考えておりますので、今のところでございますが、6月ごろをめどに考えております。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで議案第13号の質疑を終わります。

続きまして議案第14号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第14号に質疑をいたします。

保険給付費について、全体を見まして1億5,000万円の減額見込みとなっておりますが、その理由についてお尋ねいたします。

2点目は、4月から70歳になる人から2割に医療費負担がなります。患者負担がふえますと、病院に行く機会を少なくしたりという受診抑制というのが起こることが考えられますが、健康という点からこの問題をどう受けとめ考えて対策などの施策というのをとられる、講じようとされているのかどうかも含めましてお答えください。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 市来議員のご質疑の1点目、保険給付費全体を見て1億5,000万円の減額見込みの理由については、まず加入者の状況ですが、全体では1万4,360人を見込んでおり、前年度と比較しますと減少している状況となっております。

医療費についてですが、療養給付費及び高額療養費が減少傾向にあり、特に入院

に係る診療日数や診療費が減少している状況を踏まえ、本年度の1人当たりの療養給付費を24万9,014円、前年度比較しますと9,496円の減を見込んでいるところであります。

市来議員ご質疑の2点目でございます。4月から70歳になる人の医療費負担について、本来、70歳になる人の法定負担割合は2割となっているところでございます。特例措置により一部負担金が軽減されていましたが、社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、国は、高齢者にも応分の負担をいただき、世代間の公平を図る観点から、高齢者の生活に大きな影響を生じることのないよう、新たに70歳になる被保険者から段階的に実施される予定となっております。

また、健康という点でございますが、市民の健康意識の高揚を図るため、健診事業の周知徹底に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○松下議長 これでは議案第14号の質疑を終わります。

続きまして、議案第15号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第15号の質疑を行います。

保険給付費、介護サービス諸費で、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の前年と比較しまして減っている理由をお答え願いたいと思います。

2点目は、同じように、保険給付費の介護予防サービス給付費は、前年と比べて逆に増加しております。その理由についてお尋ねします。

今後、介護保険制度の改革が行われると考えます。そのときに、市町村の役割、また包括支援センターの役割というものが大変重要となってくると考えますが、今後の見通しと充実に向けた施策、この年度では大切なことになってくると思いますので、その辺についてお聞かせください。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 市来議員のご質疑、1点目と2点目について一括してお答えいたします。

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費の減の理由としましては、要介護認定者の減少によるものであり、また、介護予防サービス給付費の増額は、要支援認定者が増加している傾向にあることが挙げられます。平成24年度と平成25年度の1月末現在の推移を見ましても、要介護認定者は24人少なくなっており、一方、

要支援認定者は84人増加している状況であります。

団塊の世代が65歳以上となり、第1号被保険者がこれまで以上に増加する中、要支援1、2の認定者には、介護予防サービスの利用の際、サービスの提供だけでなく、できる限り本人の意欲を引き出し、自立を支援するという観点で対応していることが、要介護状態への悪化防止と要支援状態を維持するなど介護予防にある程度効果が出てきているものと考えられます。

また、介護給付費の請求内容のチェックやケアプランチェック事業の実施、サービス事業所への実地指導等の強化により、不適正な介護給付費を発見し、返還を求めたり、未然に不適正な請求を防止するなど適正化事業への取り組みによる効果が給付費の減につながったと考えております。

次に、介護保険制度の今後の見通しと充実に向けた対策ですが、国は、制度改正において地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的な考え方としています。

今後、高齢化が進展することを見据え、高齢者が要介護の状態になっても住みなれた地域で生活を継続できるように、介護だけでなく医療や住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防事業を含めた地域支援事業の見直しと内容の充実を進めていくことが、市町村の役割の1つとなっています。

事業の具体的な内容については、国の動向を見据えながら、今後、第6期介護保険事業計画等作成委員会において慎重な審議を重ね、新たな事業展開に向けて検討していきます。

また、医療と介護の連携等、高齢者を支える関係機関との連携強化や認知症施策を進めていくことも地域包括支援センターが多職種連携体制づくりを進めていく上で、重要な役割であると考えております。

以上です。

○松下議長　これで議案第15号の質疑を終わります。

続きまして、議案第16号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　議案第16号について質疑を行います。

今回、保険料の改定がございました。高くなれば滞納が増加すると考えられます。特に普通徴収の点で考えられるんですが、市は今回の改定について、また、滞納の増加ということに対してはどのように考えているのかお聞きします。

2点目は、滞納の方で短期保険証や資格証明書の件数という把握について、それについて、お答えいただきたいと思います。

3点目は、やはり高齢者の健康維持という観点から、市の方針、施策、対策について、この予算等々の中でどういったものを重視してやっていくのかという点について、あればお聞きをいたします。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 市来議員のご質疑1点目でございます。

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて2年に1回改定し、財政の均衡を保つこととなっています。今回の保険料の改定により保険料が増額となりますが、平成26年度から所得の低い方の均等割の軽減措置が改正され、5割軽減と2割軽減の対象者が拡大されるなど負担増への配慮もなされています。

また、滞納者についてでございますが、初期の段階からきめ細やかな収納対策に取り組み、文書による催告だけでなく、電話や臨戸訪問を実施し、被保険者と直接お話をすることで、収入や生活状況を把握することができ、被保険者と相談しながら被保険者の生活状況に応じた保険料の分割納付など納付計画作成に取り組んでいるところであります。今後もきめ細やかな収納対策の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。2月末現在の短期証の方は8名でございます。資格証明書を交付している方はございません。

3点目、市では、生き生きと健康に暮らせるまちづくりを目指し、誰もがいつまでも元気で健康に暮らせるよう、一人一人の健康意識の向上を図り、健康づくりや体力づくりのための健康教育の機会をふやすとともに、受診しやすい健診体制の確立に取り組んでおります。

高齢者の方も対象としている保健事業等の取り組みといたしましては、各種がん検診、健康講座、元気アップ教室、予防接種事業として高齢者のインフルエンザ予防接種補助の実施、また、介護予防事業としてシニアエクササイズ教室、口腔機能向上教室、栄養改善教室、認知症予防教室などの実施に取り組んでいます。

後期高齢者医療におきましては、被保険者の方の健康診査や日帰り人間ドック事業を実施しています。

今後も、高齢者を初め誰もがいつまでも元気で健康に暮らせるまちづくりに取り

組んでまいります。

以上です。

○松下議長 これでは議案第16号の質疑を終わります。

これで日本共産党議員団、市来利恵議員の質疑を終わります。

3番目、公明党議員団、田畑昭二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案の質疑をお願いいたします。

田畑昭二議員、議案第13号をお願いいたします。

○田畑議員 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算について総括質疑を行います。

3点ございます。

まず1点目につきまして、一乗閣旧県会議事堂の利活用につきまして、移転後の管理運営につきましてはどうなっておるのか、また、観光拠点として活用できるような事業を進めるとありますけれども、どのような事業を予定されておるのかお聞きいたします。

2点目、京奈和自動車道岩出インターチェンジへのアクセス道路と道路渋滞対策事業が26年度組まれておりますけれども、道路環境整備がよくなり、それに伴いまして企業の誘致や打診等はあるのかどうかお聞きいたします。

3点目、国体準備として26年度は当市に関連するハンドボール、バドミントン、ボウリングの各競技のリハーサル大会を開催する予定でありますけれども、具体的にはいつごろ、また、どのような方が競技を行い、またどういう人たちが見るのか、例えば公募をして見てもらうのか、それとも自由に見るのか、また、小・中学校生の方々を招待するとか、高齢者の方々を招待するとか、障害者の方々を招待する等々、見学者の対象者等についても、どのようなお考えをお持ちか、また、大会に対する考え方をお聞きいたします。

以上です。

○松下議長 答弁願います。

農林経済課長。

○藤田農林経済課長 田畑議員のご質疑にお答えします。

一乗閣の管理運営はどうか、また、観光拠点としての活用できる、どのような事業があるのかを一括してお答えいたします。

旧県会議事堂一乗閣は、建築物として重要な価値があると同時に、根来寺周辺の観光拠点として、大変重要な役割を果たすものと考えております。

岩出市は、平成26年度末の旧県議会議事堂一乗閣の移転完了及び平成27年度の「紀の国わかやま国体・わかやま大会」の開催、さらには京奈和自動車道の開通と大変重要な転機を迎えようとしております。市では、この機を絶好のチャンスと捉え、これにあわせ根来街道グリーンツーリズム並びに紀の川緑の歴史回廊の拠点とし、道の駅根来さくらの里、根来寺、緑花センター、根来山げんきの森を含む根来寺周辺の観光資源を生かしたまちづくりを取り組みます。

平成26年度からの事業としては、一乗閣から大門までの歩道整備や駐車場、休憩施設、案内看板などの観光地にふさわしい施設の整備を行う計画であります。

また、これらの計画を具体化するために、有識者、商工業者、地域住民から成る検討委員会を立ち上げ、行政と関係者が一丸となって取り組むことができるような合意形成を図ってまいります。

議員ご質疑の一乗閣管理運営につきましては、この検討委員会の中で練り上げていくものでございますが、従来の行政目線の運営ではなく、ホスピタリティの精神を持った管理運営を目指してまいります。

大変失礼しました。議員ご質疑の京奈和自動車道岩出インターへのアクセス道路と交通渋滞対策事業が取り組まれているが、道路環境整備に伴う企業の誘致や打診はないのかのご質疑にお答えいたします。

議員ご質疑の岩出インター周辺への企業誘致及び打診についてですが、第2次岩出市長期総合計画におきまして、「京奈和自動車道インターチェンジ周辺への流通関係施設や工場など企業誘致に努めます。」としております。現在のところ、岩出市インターチェンジ周辺では、配送センター1件の開発許可申請が提出されているところであります。

大変失礼しました。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 続きまして、国体リハーサル大会についてのご質疑にお答えいたします。

競技別にお答えいたします。ハンドボールにつきましては、開催期間が8月9日、10日の2日間、会場は市立体育館でございます。大会は「第19回ジャパンオープンハンドボールトーナメント」を充てるということでございます。

バドミントンにつきましては、開催期間は11月22日から24日までの3日間、会場は市民総合体育館です。大会は「バドミントン日本リーグ2014、2部リーグいわで大会」ということで充てております。

それから、ボウリングにつきましては、開催期間は11月6日から9日までの4日間、会場は紀の川ボウル、大会のほうは「内閣総理大臣杯・文部科学大臣杯争奪第43回全国都道府県対抗ボウリング選手権大会」を充てるということでございます。

それから、来場者の見込みでございますが、大会に出場する選手、監督等につきましては、ハンドボールで8チーム、223名、バドミントンで15チーム、237名、ボウリングでは54チームで240名でございます。

それから、観客の見込みですけれど、これ想定は大変難しい面もありますが、前回の長崎県の大会では、各競技それぞれ350名から500名程度と聞いてございます。

参加については、自由にとということに考えておりますけれども、より多くの市民の皆様方にご観覧いただきたいと考えておりますので、さきの区・自治会長会議であるとか、ふれあいまつり等でPRをしてございます。今後も周知・啓発に努めてまいります。

それから、招待ということについては、市内小中学生を対象に招待したいなというふうに考えてございます。小中学生の見学につきましては、目で見えて感じていただいたり、特にスポーツをしている子どもたちにとっては、日本のトップレベルの競技を見るということは、今後の成長につながるものであると考えてございます。この点については、既に校長会において提案をしているところでございまして、引き続き、実現に向けて教育委員会との協議を進めてまいります。

○松下議長　ないようですので、これで公明党議員団、田畑昭二議員の質疑を終わります。

4番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第13号について質疑を行います。

この議案、26年度一般会計予算についてであります。新年度の予算で健全財政の堅持をうたわれております。その中における主要な点についてお聞きをしたいと思います。

まず第1点は、滞納繰越分欠損金についての目標値を幾らとして予算組みをされたのか。

2番目に、市税の増加分について、見込みがあるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税に関して完全に補足をされているのかどうか。



たばこ税の見積もり根拠についてお聞きをしたいと思います。

それから、地方消費税交付金に増額の理由は何か。

それから、ゴルフ場利用税の増額、これはどういう理由で増額されたのか。

それから、商工会使用料についての基礎根拠は何なのかお聞きをしたいと思います。

次に、関西電力占用料等の内訳を詳細に求めたいと思います。

それから、住基カードの交付実績、予算等どうであったのかお聞きをしたいと思います。

可燃ごみ手数料のアップする根拠についてお聞きをしたいと思います。

それから、行旅死亡人の負担金の過去実績件数はどうであったのか。

それから、寄附金の実績についてお聞きをしたいと思います。

次に、基金繰入金、当初予算で6億1,400万円余りを組み込んでおりますが、この組み込むのはなぜかについてお聞きをします。

それから、宝くじの臨時分とは何を指しているのかお聞きをしたいと思います。

それから、市債計上についての考え方についてお聞きをします。

次に、歳出部分についてであります。議会費に関して、昨年も求めてきましたが、本会場ロビーで放映しております。質問、答弁者がわからないので、改善をされたいということでもあります。求めておりましたが、これについてどうされたのか。

議会は、常に市民にオープンでなければなりません。また、傍聴並びに各家庭においてインターネットを通じて議会がどういうことをやっているのかということをつぶさに聞く、見るということが重要であります。ホームページへの議事録のアップをすべきであるというふうに思いますが、これについての検討はされたのか。

それから、本会議場をリアルタイムに放映していく、YouTubeなりいろいろなチャンネルを利用して聴取できるような体制をすべきであると考えておりますが、これについての予算はどうされるのか。

それから、各種行政委員会の報酬についてであります。先ほども答弁いただきましたが、現行が最もふさわしいということでありましたが、今後について検討され、再考する余地はないのか。100%だめなのかということの見解をお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費に関してであります。今回のテーマは地球環境対策を重点事業ということで、市長が高らかに表明されました。地球環境に関連する諸問題について申し上げます。

施設の、市所有の施設のLED化をすべきではないかと考えておりますが、これについての当初予算の組み込みについてお聞きをします。

それから、岩出市を再生可能エネルギーのまちとしてする意思はないのかについてお聞きをします。

それから、太陽光発電設置への市独自の補助金制度を検討していくべきではないかと思いますが、これについて検討されたのかどうかお聞きをします。

それから、家庭系生ごみの堆肥化をする計画はないのかにお聞きをします。

それから、メガソーラーを紀泉高原に計画をしていくべきではないかというふうに思いますが、この考え方についてお聞きをします。

それから、「障害者の表示について」であります。変更すべきであると考えておりますが、どのように検討されてきたのかお聞きをしたいと思っております。

それから、超過勤務手当に関してであります。過去との比較で、今年度の削減目標というのは幾らと設定をされて進められるのかお聞きをしたい。

それから、危機管理監としての現行20万円の報酬であります。これは適当と考えるのかどうかお聞きをしたいと思っております。

それから、退職手当に関して、この根拠はどうか。

特別負担金とはどういう内容のものかお聞きをしたいと思っております。

それから、顧問弁護士委託料に関してであります。他の市町村との比較はどうかお聞きをしたいと思っております。

それから、職員資格取得助成金についてであります。実績はどうであったのか。

次に、公用車購入費についてであります。これはどこの公用車を購入されるのか。

交際費の計上についてであります。過去の実績についてお聞きをします。

次に、第2次長期総合計画委託料の内訳についてお聞きをします。

研修負担金についてお聞きをさせていただきます。

次に、番号制度に伴うシステム委託料についてお聞きをさせていただきます。

次に、国民体育大会臨時雇用賃金についてであります。賃金体系並びに雇用人員についてお聞きをします。

次に、固定資産評価委員について、現在、誰が委員をされているのかお聞きをします。

次に、保守委託料に関して、委託先についてはどこなのか。

それから、原爆手帳保持者は、現在何人おられるのか。

成年後見人申し立て件数について、市はどれだけ過去何人申し立てを行い、何人

予定をされているのか。

それから、緊急通報体制委託料に関して、現在、何件設置をされているのか。

シルバー人材センターの補助金の根拠についてお聞きをさせていただきます。

ひとり親家庭医療費補助費の支給基準についてお聞かせください。

次に、重度心身障害者医療費の対象者はどうか。障害者別にご答弁をいただきたいと思います。

福祉タクシー券について使い勝手が悪いという苦情をよく聞きますが、改善すべきではないかと思っております。改善されたのかどうかお聞きをしたいと思います。

養護老人ホーム入居措置をしている人は、岩出市で何人おられるのかお聞きをしたいと思います。

あいあいセンターの警備委託料、減額の理由は何か。

公共施設の下水道接続計画について、現在進行形を含めてどうなっているのか、年次別取り組みはどのようになっているのかお聞きをします。

地域活動支援センター事業の計画についてお聞きをします。

次に、臨時福祉給付に関して、この仕組み及び手続方法についてお聞きをいたします。

臨時保育士の賃金について現在何人か、及び賃金体系はどのようになっているのかお聞きをいたします。

山崎地区浸水対策事業について詳細にご答弁をいただきたいと思います。

それから、根来にS L公園が設置をされておりますが、この委託料に関して、訪問される実績というのは何人あったのかお聞きをします。

防災マニュアル作成についてであります。中身についてどのような内容を想定され、つくられようとしているのかお聞きをしたいと思います。

消防用品購入費、この内容についてお聞きをします。

岩出市内避難施設等サイン設置工事、何カ所か、及び1工事平均幾らぐらいかかるのか。現在あるものについて、どのようにされるのかお聞きをします。

教育委員会の役割は何かについてお聞きをします。

それから、顧問弁護士委託料に関して、この予算計上は何なのかお聞きをします。

公民館避難所対策工事についてであります。公民館の工事の内容を詳細にお聞きをいたします。並びにトイレ改修350万円の中身についてお聞きをいたしたいと思います。

○松下議長 尾和議員、1枚抜けてないですか。ナンバー6。もうなかったらいいん

ですけど。

○尾和議員 失礼しました、済みません。

ナンバー6ページが抜けておりましたので、災害見舞金についてですが、この支給基準について。

がん検診委託料に関して、この実績と改善方法はどうか。

休日急患センター分担金に関して、岩出市民の受診者数についてお聞きをします。  
不妊治療費補助金の実績と啓発についてであります。それについてお聞きをします。

それから、特別養子縁組へのこれに関連して、市の取り組みがあるのかないのかお聞きをしたいと思います。

ごみ販売手数料に関して、この内容についてお聞きをします。

それから、那賀衛生環境整備組合負担金についてであります。この根拠、基準はどうか。

岩出クリーンセンター委託料、大幅な増額になっておるんですけども、その理由は何か。

小動物焼却改修工事に関してであります。どのような内容で改修をされようとしているのか。

汚染負荷量公課費とは何かについてお聞きをしたい。

紀の里農協岩出支所補助金の根拠は何か。

岩出市商工会補助金の根拠についてお聞きをします。

和歌山デスティネーション、この協議会とは何かについてお聞きをします。

橋梁耐震化工事費の計上について、どの工事なのかお聞かせください。

以上です。

○松下議長 しばらく休憩します。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

答弁をお願いいたします。

税務課長。

○久嶋税務課長 尾和議員の滞納繰越分、欠損金についての目標値は幾らかとしたの

かの質疑についてお答えします。

税務課では毎年策定する市税滞納整理基本方針により、徹底した滞納整理を行い、収入未済額及び不納欠損金の削減に努めており、当初予算編成時においては、滞納繰越分、欠損金の目標値は策定しておりません。今後も、より一層の徴収率向上を目指して滞納整理に努めてまいります。

次に、市税の増加分について、見込みはあるのかについてであります。個人市民税につきましては、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税の均等割額を1年につき500円引き上げる改正などにより、法人市民税につきましては、景気回復基調により、固定資産税・都市計画税につきましては、消費税率引上げ前の駆け込みによる土地・家屋の購入等の理由により、増額になると考えております。

次に、固定資産税に関して、完全に捕捉しているのかについてであります。固定資産税・都市計画税の評価は、固定資産評価基準に基づき、公平・公正な課税業務に努めているところであります。

まず、償却資産税につきましては、調査の結果、未申告者に対して申告指導を行うとともに、税務署調査等を実施し、適正な課税に向けた取り組みを行っているところであります。

また、未評価家屋につきましては、平成25年度で現地調査を行い、平成26年度で家屋評価を実施、平成27年度から課税を行うべく、作業を進めているところであります。

今後も、適正かつ均衡のとれた課税に努めてまいります。

次に、たばこ税の見積もり根拠は何かについてであります。平成26年4月から消費税率引上げにより、たばこ価格が値上がりするため、消費本数が減少すると見込んでおります。当初予算編成に当たっては、平成25年度調定見込額に国が示す地方財政計画の伸び率94.8%を乗じて算出しております。

次に、寄附金の実績はどうかについてであります。ふるさと岩出市応援寄附金の実績については、平成25年度見込みで1件、2万円となっております。

次に、固定資産評価委員について、現在、誰なのかについてであります。固定資産評価員につきましては、岩出市岡田、林宏様であります。

次に、保守委託に関して委託先はどこかについてであります。予算説明書50ページ、2款2項2目の保守委託料につきましては、家屋評価システム保守委託であり、委託先はシステム導入業者である株式会社パスコ和歌山支店であります。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

地方消費税交付金の増額の理由は何かにつきましては、地方消費税交付金は平成25年度の額が確定していないため、平成24年度の決算額及び平成25年度、平成26年度の地方財政計画における伸び率をもとに計上しております。

次に、ゴルフ場利用税交付金につきましても、地方消費税交付金同様、平成25年度の額が確定していないため、平成24年度の決算額及び平成25年度、平成26年度の地方財政計画における伸び率をもとに計上しております。

次に、商工会使用料の基礎根拠は、岩出市行政財産使用料条例でございます。建物部分の敷地として、1平方メートル当たり780円、駐車場敷地として、1平方メートル当たり520円でございます。

次に、関西電力占用料等の125万7,000円の内訳につきましては、K D D I の基地局設置が4万1,340円、N T T の基地局設置が2万8,860円、電柱等が35万4,000円、紀陽銀行キャッシュコーナーが1万4,040円、郵便ポストが320円、市庁舎内自動販売機が77万640円、電線が3,360円、富田会が2万5,110円、電話ボックスが3,000円、電話柱が1万6,500円でございます。

次に、基金繰入金6億1,430万9,000円を当初予算で組み込むことはどうかにつきましては、基金は将来の事業財源に充てるため、計画的に積み立てたものであり、その目的のために繰り入れるものでございます。

次に、市債計上についての考え方はどうかにつきましては、市債については後年度負担軽減の観点から、交付税の補填となる臨時財政対策債のみとしております。

次に、庁舎及び公共施設のL E D化につきましては、施設の改修時や器具の取りかえ時に、L E D照明器具への導入について検討しております。現在、L E D照明器具の性能は、まだまだ向上し続けている状態でありますので、これらの動向に注目しつつ検討してまいります。

次に、公用車購入費につきましては、ガスステーションの修理部品の供給が平成28年5月で終了するため、全部で13台あるガス車を計画的に更新するものでございます。

○松下議長 市民課長。

○福田市民課長 尾和議員質疑の住基カードの交付実績はどうかにつきましては、平成26年2月末現在、累計で1,339枚であります。

次に、保守委託料に関して委託先はどこかにつきまして、予算説明書の52ページの2款3項1目、戸籍住民基本台帳費、13節委託料の保守委託先については、公的個人認証機器保守委託は、株式会社富士通エフタス、戸籍システム保守委託ハード・ソフトは、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、住民基本台帳ネットワークシステム保守委託ハード・ソフトは、紀陽情報システム株式会社、住民基本台帳カード発行機器保守委託は、紀陽情報システム株式会社、住民基本台帳システムアプリケーション作業委託は、紀陽情報システム株式会社、戸籍副本データ管理システム保守委託は、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、戸籍システム保守委託、住基法第19条第4項関係は、富士ゼロックスシステムサービス株式会社であります。

○松下議長 生活環境課長。

○居谷生活環境課長 尾和議員の質疑、可燃ごみ手数料のアップする根拠についてお答えいたします。

従前は、平成25年度比25%減量により手数料を算出していましたが、有料化実施3年目を迎え、これまでの袋販売数量やごみ量を勘案し、できるだけ実情に即した手数料を積算したものであります。

次に、太陽光発電への補助金制度は検討したのかどうかについてお答えいたします。

太陽光発電設置の補助金については、検討してございません。

次に、家庭系生ごみの堆肥化をする計画はないのかについてお答えいたします。

市内全域の家庭系生ごみを堆肥化する場合、新たな施設の建設や発酵してから堆肥になるまでの期間を要するため、貯留用の広い用地が必要となることから、現在計画は考えてございません。

次に、ごみ販売手数料に関して、その内容についてお答えいたします。

市内において、家庭系可燃ごみ袋を取り扱う事業者に対して支払う手数料でございます。

次に、那賀衛生環境整備組合負担金についてお答えいたします。

負担金の算定は、当組合の構成団体である岩出市と紀の川市との協議で定めたものであり、那賀衛生環境整備組規約第13条の規定に基づき均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額を、那賀衛生環境整備組合に負担金として支出しております。

以上です。

○松下議長 福祉課長。

○総村福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

行旅死亡人負担金の実績件数はどうかについてでございますが、平成23年度はゼロ件、24年度は1件、平成25年度は2月末現在でゼロ件となっております。

「障害者」の表示について変更すべきであると考えているかどうかについてでございますが、「障害」の漢字表記につきましては、平成22年度に内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」の検討結果として、法令等では当面、漢字を用いることとされたことから漢字としているものでございます。

原爆手帳保持者は現在何人かでございますが、岩出市に居住し住民基本台帳に登録されている方で、被爆者健康手帳の交付を受けている方は11人ございます。

福祉タクシー券について使い勝手が悪い、改善すべきでないのかについてでございますが、今のところ支給を受けている方から使い勝手が悪いという声は伺っておりません。

地域活動支援センターの事業の計画はどうかについてでございますが、地域活動支援センター事業は、障害者に対し創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進、相談事業等を行うもので、事業者に委託して実施するものです。障害者に対する生活全般の相談や交流の場の提供、社会生活についての勉強会、各種レクリエーション等を行ってまいります。

臨時福祉給付金に関して、その仕組み及び手続方法でございますが、臨時福祉給付金は、生活保護の被保護者と市町村民税を課税されている方の扶養親族になっている方を除く、市町村民税非課税の方に月額1万円が支給されるもので、事業を実施する市町村に対し国が全額補助することとなっております。老齢基礎年金受給者等、一定の要件を満たす方には5,000円が加算されることとなっております。

手続といたしましては、申請に基づき審査を行い、要件に該当することを確認の上、口座への振り込み等により支給することとなります。

手続方法については、かなりの程度、各市町村の裁量に任されており、今後、周辺市町と情報交換、協議を行い、具体的手続の詳細を決定してまいります。

次に、臨時保育士賃金について、現在何人か及び賃金体系はどうかについてでございますが、臨時保育士の実人員については随時増減いたしますが、平成26年度必要人員として37名分について予算計上をしております。賃金は岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例により日額8,210円となっており、賃金のほか、通勤費等を支給することとなっております。



災害見舞金について、その支給基準についてでございますが、自然現象または火事もしくは爆発等の原因により家屋等が被害を受けた方に対し、全壊または全焼5万円、半壊または半焼3万円、床上浸水1万円を支給することとなっております。また、1カ月以上の入院治療を要するに至ったときは1万円を支給することとなっております。

さらに、災害により死亡したときは遺族の代表者の方に災害弔慰金3万円を支給することとなっております。

特別養子縁組への取り組みはどうかについてでございますが、特別養子縁組は民法上の制度であり、市として特に取り組みは行っておりませんが、県が実施する里親事業において、里親に対し養子縁組制度の紹介を行っているとのことでございます。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 宝くじ市町村交付金臨時分につきましては、国体開催市町村に対する交付金でございます。

それから、交際費、過去の実績はどうかですけれども、過去3年間を申し上げますと、平成22年度決算額が62万1,450円、平成23年度決算額71万9,450円、平成24年度決算額87万3,187円でございます。

それから、第2次岩出市長期総合計画の委託料の内訳はどうかということですが、これは本編1,000部、市勢要覧及び後期基本計画の概要版2万4,000部、統計資料編の冊子2万4,000部の作成に係る業務委託料でございます。

それから、研修負担金についてでございますが、これについては市長公室が担当する業務、広報、消費生活、男女共同参画と担当職員のスキル向上のための研修会への参加負担金でございます。

それから、国体臨時雇用職員賃金について賃金体制及び雇用人数ですが、岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例第7条の規定のとおりであり、雇用人数は3名でございます。

以上でございます。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 議会費に関してのご質疑でございます。一括してお答えをいたします。

平成25年3月26日付で、即の対応は無理であるので、議会で研究するという報告をいただいておりますので、再度質疑があったことについて、議会事務局に伝えま

す。

議会議事録のホームページにアップの件と、本会議をリアルタイムで放映することについての2件につきましても、質疑があったことについて議会事務局にお伝えをいたします。

次に、行政委員の報酬の質疑でございます。

この報酬額につきましては、統一されたものではなく、それぞれの団体の状況に応じて、各団体が定めているものであります。

当市の現在の報酬額は、適当であると考えていますが、今後も、県内各市の状況を参考に、引き続き検討を続けてまいります。

次に、超過勤務手当の質疑でございます。

超過勤務手当に関して、過去との比較についてですが、それぞれ平成26年度当初予算額と平成25年度当初予算額の比較では1.73%の増、24年度当初予算額の比較では0.31%の増、23年度当初予算額の比較では2.38%の増、22年度当初予算額の比較では2.35%の減となっています。

次に、予算編成における削減目標については、基本的には対前年度比で3%の削減目標としていますが、平成26年度においては、国体のリハーサル大会の開催等があり、超過勤務の増が見込まれることから、対前年度比で1.73%の増としています。今後も、職員の健康管理の観点からも、事務の効率化等を図り、超過勤務の削減に全庁で取り組んでまいります。

次に、危機管理監としての報酬は適当と考えるのかにつきまして、危機管理監は、前職で培った消防、防災能力を十分に発揮し、危機管理に関する全般的な業務を行っています。報酬額につきましては、昨年の議会におきましてもご審議をいただいておりますが、適当であると考えてございます。

次に、退職手当負担金の質疑でございます。

この根拠につきましては、和歌山県市町村総合事務組合負担金条例に基づいてでございます。

次に、特別負担金についてですが、自己都合退職以外の事由で退職した場合に、和歌山県市町村総合事務組合に負担するものでございます。

次に、顧問弁護士の件でございます。

顧問弁護士委託料につきましては、県内各市の状況ということで報告させていただきますが、平成26年度の予算は各市でまだ定まっていないので、平成25年度の額を申しますと、和歌山市180万円、年間の税込でございます。海南市180万円でご

ございます。橋本市180万円でございます。有田市138万6,000円でございます。御坊市60万円でございます。田辺市につきましては、顧問弁護士は置いてございません。新宮市は月額5万円ですので、年額に改めますと年額60万円となります。紀の川市につきましては月額10万5,000円ですので、年額に改めますと126万円となっております。

続きまして、職員資格取得助成金による実績についてですが、平成24年度は5件、15万3,600円です。平成25年度は、平成26年2月末までで8件の申請であります。

次に、番号制度に伴うシステム改修委託料については、既存の住民基本台帳システムの改修費であります。

主な改修の内容は、国で採用される個人番号の管理機能の追加、既存住民基本台帳システム内の個人番号とのひもづけなどを行う予定でございます。

次に、防災マニュアル作成の内容についてであります。現行の防災マニュアルに掲載していた事項のうち、見直しを行った避難所の更新やため池ハザードマップの追加などを行います。

次に、消防用備品購入費の内容につきましては、消防用ホース、ホース格納庫、消火器格納庫、消火栓用管鎗、災害時用トイレなどの購入でございます。

次に、岩出市内避難施設等のサイン設置工事についてですが、市内の避難施設46カ所の入り口付近に避難所の表示看板を設置します。1カ所当たりの費用は、約17万円と見込んでいます。

次に、現在、市内にある避難場所を表示した看板ですが、民間業者が広告掲載とあわせて設置したもので、市での改修等はしませんが、道路改修において施工に障害がある場合は看板の撤去を行っています。

以上でございます。

○松下議長 農林経済課長。

○藤田農林経済課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

メガソーラーを紀泉高原に計画はどうかのご質疑ですが、岩出市の事業として、メガソーラーの設置計画は考えておりません。

次に、紀の里農協岩出支所補助金の根拠は何か。

農業技術の向上により本市農業の発展に寄与する紀の里農業協同組合岩出支所内の農業生産者17部会と加工グループ1団体に対し、農業団体補助金を交付するものでございます。

続きまして、岩出市商工会補助金の根拠は何か。

市内商工業の振興を図ることを目的とし、岩出市商工会の健全な運営のため、岩出市商工会補助を交付しています。

次に、和歌山デスティネーションのこの協議会は何か。

和歌山デスティネーションキャンペーン推進協議会についてですが、JRグループが実施する全国大型観光キャンペーンであるデスティネーションキャンペーンの平成26年度秋の対象地として和歌山県が選定されたことから、この機会に積極的に観光振興を図るため、和歌山県を中心に県内各市町村、観光関連団体などが連携し、平成25年3月に設立された協議会です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

まず、成年後見人申し立て件数はどうか、また、何人予定しているのかについてですが、平成25年度の成年後見人申立件数は、2月末現在3件です。平成26年度予算においても3人の予定です。

次に、緊急通報委託料に関して現在何件かについてですが、緊急通報委託件数は平成26年2月末現在で163件です。

続きまして、シルバー人材センター補助金の根拠はどうかについてですが、シルバー人材センター補助金については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条に基づく補助事業として交付しており、定年退職者、その他の高年齢退職者の職業生活の充実、その他福祉の増進を目的としています。

また、シルバー人材センターに対する国の補助金は、地方公共団体からの補助金額が国が予定する補助限度額に達しない場合は、当該地方公共団体の補助金額を限度としており、岩出市においては、国の補助金と同額を補助する方針により、補助を行っています。

続きまして、養護老人ホーム入所措置している人は何人かについてですが、養護老人ホームに入所措置している人は平成26年2月末現在で11人です。

以上です。

○松下議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 ひとり親家庭医療費扶助費の支給基準はどうかについてでございますが、支給基準につきましては、和歌山県ひとり親家庭医療費の補助基準と同様の基準となっており、児童扶養手当の所得制限額と同様となります。

助成対象者は、離婚、死別、未婚等の理由で母子家庭及び父子家庭となっている親と子などが対象でございます。

次に、重度心身障害者医療費の対象者はどうか、障害者別に、についてでございますが、重度心身障害者医療費助成事業の受給者は、2月末現在で1,180人でございます。

障害者別の受給者数につきましては、身体障害者手帳1級の方で343名、身体障害者手帳2級、250名、身体障害者手帳3級、212名、身体障害者手帳4級、34名、療育手帳A1、A2、57人、特別児童扶養手当1級、7名、特別児童扶養手当2級、34名、障害年金1級、2級、146名、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、97名、計1,180人となっております。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員のご質疑、あいあいセンターの警備委託料、減額の理由は何かについてお答えいたします。

あいあいセンターの警備委託料は、平成24年度まで単年度契約を行っていましたが、平成25年度からは3年間の複数年契約に改めており、26年度は、25年度入札結果の契約金額が確定していることから、入札効果により減額になったものであります。

次に、がん検診委託料に関して、その実績と改善方法はどうかについてお答えいたします。

平成26年1月末現在の各種がん検診受診率は、胃がん検診、28.4%、肺がん検診、35.7%、大腸がん検診、34.5%、乳がん検診、32.8%、子宮がん検診、25.3%となっております。

24年度の実績と比較いたしますと、全ての検診で受診者数、受診率ともに増加してきております。

平成26年度は、さらなる受診率の向上を目指して、市内の企業や事業所、団体等とがん対策推進の協定を結び、従業員やご家族、顧客へのがん検診受診啓発を行うとともに、市の健康事業やイベントにご協力をいただきたいと考えております。

また、検診未受診者に個別通知、再通知による受診勧奨を行い、さらなる受診率の向上につなげたいと考えております。

続きまして、休日急患センター分担金に関して、岩出市民の受診者数についてお答えいたします。

平成24年度の岩出市と紀の川市の合計利用者1,891人のうち、岩出市の方は764人です。

また、平成25年度においては、2月末現在で1,448人中、岩出市の方616人が利用

されております。

次に、不妊治療費補助金の実績と啓発についてお答えいたします。

平成24年度の補助件数は38件で、そのうち12人の方が妊娠し、8人の方が出産されております。

補助金の総額は109万4,058円でした。26年度も24年度同様の実績を見込み、40件の120万3,000円を計上してございます。

なお、市民の皆様には、現在、市のウェブサイトにて制度内容や利用方法について常時お知らせしており、また、健康相談や保健師、助産師の家庭訪問の際にも周知しているところでございます。

今後も不妊でお悩みの方に、この制度をさらに広く知っていただき、ご利用していただけるよう、広報などでも引き続き周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 上下水道業務課長。

○赤井上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

公共施設の下水道接続計画は年次別に取り組みはについてですが、認可区域内の公共施設につきましては、工事年度や供用開始時期について事前に担当部署と協議を行っており、整備完了後、速やかに接続してまいります。

なお、平成26年度は、岩出中学校、総合体育館及び西国分の市営住宅を予定しております。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

岩出クリーンセンター運転管理業務の増額の理由につきましては、平成25年度に5年間の長期包括契約を締結し、運転管理や用益費、点検修繕費等運転に係る全ての費用を含んだ包括契約を行っており、運転管理費や光熱費、薬剤費等の用益費については、変わることはありませんが、点検・修繕費につきましては、年度によって点検や修繕箇所、修繕規模等が変わることから、25年度と比較いたしますと増額となっております。

続きまして、小動物焼却改修工事に関して、改修の中身はどうかにつきましては、小動物焼却炉の改修工事の中身については、投入扉耐火材修繕及び炉内の側壁の耐火補修工事でございます。

続きまして、汚染負荷量公課費とは何か、汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定により、ばい煙発生施設等の

設置者は、年度ごとに汚染負荷量賦課金を環境省令で定める事項を記載し、申告書を添え、独立行政法人環境再生保全機構に納付しなければならないこととなっております。

以上です。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

橋梁耐震化工事はどこの工事かについてですが、場所は岩出市森地内で、市道森4号線の根来川にかかる辻垣内橋です。

次に、山崎地区浸水対策事業についてですが、昨年9月の台風18号による浸水被害の要因は、紀の川の水位が上昇したことによる山崎樋門の閉鎖と、この地域への豪雨とが重なったことによるものでございます。

山崎地区浸水対策事業につきましては、被害に見舞われた区域への雨水流入状況を確認した結果に基づき、山間部からの流入する水を県道岩出野上線で新設する暗渠に流し、直接紀の川に流下させる事業です。

以上でございます。

○松下議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 尾和議員の質疑にお答えします。

根来S L公園委託料の実績は、平成16年度の業務委託開始以来、毎年度50万円です。

○松下議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

教育委員会の役割は何かについてでございます。

教育委員会の最も重要な役割につきましては、教育行政の基本方針や重要事項を審議し、決定することでございます。

○松下議長 岩出図書館次長。

○岩見岩出図書館次長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

この顧問弁護士委託料は、土地共有入会権等確認請求事件の差戻審に係るものでございます。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公民館避難所対策工事についてですが、公民館避難所対策工事について、本年度は、岩出地区公民館、船山地区公民館、桜台地区公民館の3館のトイレ改修や点字

ブロックやバリアフリー化など避難所対策工事を行います。

○松下議長 民俗資料館長。

○並松民俗資料館長 尾和議員のご質疑についてお答えします。

トイレ改修350万円の中身はどうかについてですが、この事業は、おもてなしトイレ大作戦の県観光整備補助金を受けて実施するものです。

資料館1階男子、女子トイレの大便器1基の洋式化、障害者トイレについてはオストメイトなどを設置します。2階トイレにつきましても、男子、女子トイレの大便器1基の洋式化と男子トイレ小便器に自動洗浄装置を設置します。

○松下議長 再質疑願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、大項目の予算についてであります。今、ご答弁をいただきました。総じて、今回の26年度の予算を見まして目新しいものはないなど、感想であります。中でも、基金に6億円から積み増しをすると、6億円もあれば、その金を有効利用に市民に還元をするという発想がないのかなというのが第1点であります。なぜ、当初予算で当初予算を市民に有効に還元をするための施策、政策、新しい事業計画がない。これについては大変失望をしております。

それでは、具体的にお聞きをしたいんですが、住基カードの問題であります。これはマイナンバー制度に絡んで、27年度から施行されるという取り組みの一環の中に、地方自治体にとって電子化が進む中で、今まさにITの中で非常に経費が各地方自治体とも膨らんでおります。また、その上に新しいマイナンバー制度というのが導入される、今まで投資した部分についての連携が非常に関連性が問題になるんですが、この住基カードとマイナンバー制度との絡みについては、どのような対応をされていくのか、再度お聞きをしたいと思っております。

それから、寄附金ですね、ふるさと納税の寄附金なんですが、和歌山県下でも非常に取り組みが進んでいるところがあります。例えば、串本町なんかになりますと、年間2,000万円ぐらいふるさと納税が寄ってきています。1万円を納付しますと、2,000円相当のいわゆる乾物とか、串本町における魚介類を送り返すというようなことが人気になって、多くのところでふるさと納税が飛躍的に拡大をしていると。全国的にも米子、あるいは九州の玄海町とか、北海道の紋別市とか、ここら辺については毛ガニをお礼として発送して、さらに何千億円というお金も集まっている自治体もあるわけですね。

しかし、岩出市においては使い勝手が悪いんですよ。その1つに、ホームペー



ジであれしていますが、クレジットカードの決済機能を、あそこに入れるべきではないかなど、入れて使い勝手のいいようにしていく、そして、ふるさと納税の関心のある人に岩出市の魅力を発信をしていく。岩出市の特産品をそれによって、そうしますと農業の所得がふえるわけでありますから、そういう手だてが必要ではないかなど。

寄附金で予算枠を組んでおりますが、25年で2万円でしょう。もっと工夫が必要ではないかなど思っておりますので、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、歳出のほうなんですが、歳出のほうで申し上げますと、市長は、地球環境対策を重点的にやるんだと、具体的にLED化をすとか、再生エネルギーのシフトを変えるとか、今、再生エネルギーについては35%、今、5%から8%なんですが、35%に拡大していこうという動きが出てきております。これについても検討していないということなんですが、早急にやはり検討していただくということが市民のニーズに応えることではないかなどというふうに考えていますので、その点、あわせてですね。

それとメガソーラーなんですが、私はフルインターチェンジのところに、のり面を利用して、ちょうど南向きですから、一定の場所がとれるのであれば、ここにメガソーラーを設置をしてみるというのも1つの案ではないかなど思うんですが、一切検討していないということなんで残念ですが、そこら辺についてお聞きをしたいなと思えます。

それから、議会に対する問題ですが、議会事務局に伝えるということですがけれども、今、まさに議会が市民のニーズに応えているか、活性化していくかということでは1つのアプローチとして議会の議事録を多くの人がいつでも検索できると、こういうような形にしていくべきだと思います。

それで、各地方自治体の議会においても、議事録はほとんど市においてはアップをされておりますし、そこら辺の取り組みをあわせて。

それと、本会議場のリアルタイムでの放送については、これは経費がほとんどかからない、YouTubeによれば無料、ほとんど無料で全国ネットでYouTubeで流すことができますので、これについても早急な取り組みをして、岩出市議会としての役割を果たしていくべきではないかなど思っておりますが、どうでしょうか。

それから、歳出のほうについてであります。歳出のほうで、第2次長期総合計画の中身が全然わからない中で委託をするということではありますが、これについて

の取り組みについては、もっと具体的に方針を立てておられると思うんですが、そこら辺について市民にわかりやすく計画案というものを早期に立案されて、市民の皆さんが納得できるような形にしていくということが大切ではないかなというように思っております。

それから、成年後見人の件でありますけれども、認知症の方が多数出てきており、事故で判断能力が欠けるという場合に、市あるいは親族4親等以内の者が申し立て、成年後見人制度を裁判所に申し立てて対応していくという制度であります。もっこの制度を市の広報等でも、もっともっと啓発をするために取り上げていただきたいというように思っておりますが、どうでしょうか。

それから、臨時福祉給付金の問題であります。今、ご説明をいただきました。これは非常に消費税がアップすることによって低所得者及びそういう人たちに対して臨時的に給付されるんですが、この起算日はどうなるのか。

それと、岩出市に住んでおられて転出された場合の方に対する給付はどのようにするのか、そこら辺についてもお聞きをしておきたいとなというふうに思っております。

それから、山崎地区の浸水対策についてですが、一昨年、大きな洪水が出ております。山崎地区の方との話を聞きますと、市はあの時点で、いまだに何もしてくれなんだという強い不満を持っておられる方があります。この浸水対策については早期に予算が成立すると同時に対応を万全な対応にしていきたいと。山からの洪水とあわせて紀の川の排水が逆流するというような問題もあって、あそこら辺、田んぼ一面が水浸しになり、床下浸水が多数出ておりますので、この点については早急な対策をすべきであるというふうに思っておりますが、その時期等についてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、環境衛生の整備組合負担金についてですが、これは、私は公共下水道に関連して、公共下水道が接続されていきますと使用対象者が岩出市においても減少するわけで、それに応じて減少しているというふうに思うんですが、そこら辺の対応についてどのような処置をされているのかお聞きをしたいと思えます。

それから、農協あるいは商工会の補助金の問題であります。これは別に否定をしているわけじゃありませんが、もう一点考えていただきたいのは、岩出市にはいわゆる勤労者、労働者が多く居住をされております。勤労者に対する補助金というのがないわけですね、岩出市の中には。労働者に対する手だてというのですか、勤労者に対する支援のあり方、そこら辺について、具体的に立案をしていく時期になっ

ているのではないかというように思っておりますが、それについてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○松下議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 尾和議員の再質疑の住基カードとマイナンバーカードについてお答えします。

住基カードは、平成27年12月末にて発行を終了し、今後マイナンバー、番号制度導入に伴い氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真、ICチップが掲載され、電子証明等が記載される個人番号カード、平成28年1月から交付されます。

○松下議長 税務課長。

○久嶋税務課長 尾和議員の寄附金についての再質疑についてお答えいたします。

ふるさと納税制度については、ふるさとを応援したいという気持ちを寄附という形にし、それを税制面で支援しようとする制度であり、あくまで寄附であると考えております。

今後も市ウェブサイトなどでふるさと岩出市を応援したいという方へのPRに努めてまいります。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 長期総合計画の関係ですけれども、前期基本計画が平成27年度に完了することから、平成28年度以降の5カ年を計画期間とした後期基本計画を策定するものでございます。

平成26年度は、その準備事業として概要版に使う写真撮影をしたり、そういう作業をするものでございまして、議員ご指摘の計画案の中身については、平成27年度に市民の皆さんにお知らせしたいと思っております。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 議会事務局の関係でございます。議会の会議録のホームページにアップの件と本会議をリアルタイムで放映する件のこの2件につきましては、再質疑があったことを議会事務局に伝え、議会で検討されるようにお伝えをさせていただきます。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員再質疑の成年後見人制度の啓発につきましては、現状では対象者の親族、隣人、知人、在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サ

ービス事業所、民生委員等により制度につないでおりますが、今後も広報、ウェブサイトなどで周知を図ってまいります。

以上です。

○松下議長 福祉課長。

○総村福祉課長 臨時福祉給付金の基準日についてでございますが、平成26年1月1日となります。基準日より後にほかの市町村に転居した場合についても、基準日に住民基本台帳に記録されている市町村が支給することとなっております。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

山崎地区の浸水対策事業につきまして、何もしていないという声があるということなんですけれども、予備費にて現在、山崎地区浸水対策策定業務を発注し、被害に見舞われた区域への雨水流入状況を確認してございます。

今年度の予算につきましては、早期に測量詳細設計業務委託を発注して、紀の川の管理者である国土交通省、県道の管理者である和歌山県と協議を進め、一刻も早く事業を進めたいと考えてございます。

○松下議長 生活環境課長。

○居谷生活環境課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

那賀衛生環境整備組合負担金について、下水道の整備が進めば負担金が減額していくのではないかとというご質疑ですが、今現在の負担金につきましても、利用割ということで、前々年度の処理実績に比率を乗じた額を負担することとなっておりますので、その処理量が減っていけば、その部分は減額になってくるということになります。

以上でございます。

○松下議長 農林経済課長。

○藤田農林経済課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

メガソーラーの計画はないということであり、インターチェンジ付近には設置はどうかというご質疑でございますが、メガソーラーの設置を山地へ設置するとなれば多くの森林を伐採することになり、自然環境への影響が心配されます。また、インターチェンジ付近ということでございますが、そこには岩出市の市有地はございません。

続いて、商工会、紀の里への補助金はあるが、労働者に対しての補助金等はないのかの回答でございますが、各企業には労働組合等がありますので、各企業に行っ

ていただきたいと考えております。

また、市では和歌山県職業能力開発協会への補助として、職業訓練、職業能力開発、職業能力検定などの普及を図る補助金を出しております。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 基金繰入金6億円の話でございます。

今回の基金繰入金につきましては、下水道事業の推進に伴う一般会計繰出金に都市計画事業資金基金2億円、公民館改修事業、岩出中学校下水道接続事業、市民総合体育館改修事業に教育施設基金を1億円、上岩出保育所改修事業に公共施設整備基金3,000万円、重点事業を推進するための財源不足分として財政調整基金を1億3,430万9,000円の繰り入れを行うものでございます。

基金は、計画的に積み立てたものであり、その目的のために繰り入れたものでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

○尾和議員 寄附金のところでクレジット決済できるようなシステムをホームページへ組み入れたらどうかということ聞いていないんだけども。そこらが漏れているので、ちょっとそこら辺。

○松下議長 税務課長。

○久嶋税務課長 失礼いたしました。

寄附金の納付方法については、現在のところ変えることは考えておりません。

産品についても、現在のところ考えておりません。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ふるさと納税のシステムをホームページで変えるぐらいのことは別に簡単なことなんですよ、あれ。クレジット決済で、今、プリントアウトして、それで岩出市に送ってくるわけでしょう。それに対して担当課が送って、それで納付実績があるかどうかチェックするだけのことなんですよね。それで寄附したからって、それを農産品を送る送らないは別にして、クレジットカードで決済をできるようなシステムをあれの中に組み入れたらどうですかって、そんなことやればいいんじゃないですか。なぜ、それすらも考えてないというのではなくて、やりましょうという提案を、そういう改善をして使い勝手のいいようにしたいということですから、それに対して何もしないという、こんな体質というのは余りだめですよ。お答えください。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○久嶋税務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

他市の状況等を考慮して検討してまいります。

○松下議長 これで議案第13号の質疑を終わります。

続きまして、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○尾和議員 議案第17号について質疑を行います。

26年度下水道事業会計予算についてであります。市債及び国庫支出金が増額になった理由、下水道使用料の滞納繰越分、その理由。

破傷風ワクチン接種の必要性、対象者ですね、これについて囑託員は何人か。

それから障害物、支障物物件移転補償の内訳、公債残高についてお聞きをします。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○赤井上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

1点目の市債及び国庫支出金が増額になった理由は何かについてですが、第3次認可区域の整備完了に向け、現在、鋭意整備を進めているところであり、前年度比で25ヘクタール、整備区域が増加した結果、事業費が増額となったためであります。

2点目の下水道使用料の滞納繰越分についてですが、従来は、使用料が現年度、過年度、まとめて表記しておりましたが、平成26年度から使用料を現年度と過年度に分けて内訳を表記したためであります。

次に、4点目の囑託員についてですが、3名であります。

次に、6点目の公債残高については、平成24年度末残高は61億7,173万2,334円です。

○松下議長 上下水道工務課長。

○田林上下水道工務課長 尾和議員の3点目の質疑にお答えします。

破傷風ワクチン接種の必要性につきましては、公共下水道の整備が進み、供用開始済みのマンホール内への新たな接続工事がふえ、マンホール内確認のための出入りも増加することから、破傷風感染を未然に防ぎ、職員の安全衛生につなげるために今回予算計上を行いました。

次に、5点目の支障物物件移設補償の内訳につきましては、上水道管の移設補償が12件で3億2,900万円、ガス管の移設補償が5件で6,740万円、これらの合計で3億9,640万円を計上しています。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 破傷風のワクチンの問題ですね、これいろんなところで調査をしたんですが、下水道のところの破傷風、けいれんを起こしたり安全の面で接種をするというのは非常に有効性があるということでありますが、対象者数ですね。これは破傷風ワクチンというのは、下水道だけじゃなくして、それにかかわる全ての職員ですね、例えば、クリーンセンターの職員なんかも該当するんじゃないかなというように思うんですけども、そこら辺まで枠を広げて、未然にワクチン接種をしておくという手だてを考えるべきに来ているのではないかなと思うんですが、とりあえず、下水道のワクチン対象者ですね、それと、他の業務にかかわる人に対するワクチン接種についてもお考えをお聞かせください。

○松下議長 上下水道工務課長。

○田林上下水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

対象者数、下水道のほうの対象者数は7名でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 考えていないということなんであれなんですけど、検討してください。関連すると思うので。外部に出ていくと、どこでそういう状況になるかわかりませんので。

この庁舎内の方は、そういう接する機会が余りないと思うんですけども、それ以外の方であるような場合がありますので、そんなにワクチンは、何か3,000円とか4,000円ぐらいの接種料で済むらしいんでね、検討しておく必要があるんじゃないかなと思っております。

時間がありませんので、こういう質疑時間、予算案の全ての質疑時間をとって、1年間の予算を全て審議をすると、特別委員会からははじかれ、・・・・・・  
・・・・・・に対して強く抗議をして、私はほかの質疑については削除をしておきます。

以上です。

○松下議長 尾和議員、・・ということが出たんやけど。・・違いますよ。

○尾和議員・・やから、いいか、議会で議員として発言する機会を会派に入らないから、それに参加させんというのは、これは・・なんですよ。こういうやり方につ

いては断固反対をすると、意見を表明しておきたいということです。

○松下議長 尾和議員、議会運営委員会で決まっていますので、そういう・・・という言葉を使うこと自体がおかしいと思うんで。

○尾和議員・・・や。

○松下議長 違う、取り消していただきたいんですけどね。そういう言葉は取り消していただかなあかんで。

○尾和議員 取り消さん。

○松下議長 何で。議会運営委員会で決まっていることやからね。そういうことはきちっと議会運営委員会へ出てきて、そういうことを議論したらいいと思うんですよ。ここ本会議で・・・という言葉は使われたら、議長としてはなかなか許しがたいで。

尾和議員、取り消しする気はありませんか。

○尾和議員 ない。

○松下議長 そうしたら、議会運営委員会でそのことについて議論いたしますので、そのときは出ていってください。

これで尾和弘一議員の議案第17号の質疑を終わります。

これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第13号から議案第19号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第19号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号につきましては、委員会条例第6条の規定により8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(異議あり)

○松下議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいま議題となっております議案第13号については、委員会条例第6条の規定により8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。



よって、議案第13号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第13号の審査につきましては、3月18日火曜日までに終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号の審査につきましては、3月18日火曜日までに終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、梅田哲也議員、西野豊議員、山本重信議員、田畑昭二議員、井神慶久議員、福山晴美議員、増田浩二議員、以上8人を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本会議終了後、予算審査特別委員会を招集しますから、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、各会派室及び議員室に文書にて報告いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月24日月曜日午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月24日月曜日午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

散会

(14時30分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 3 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成26年3月24日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第3号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第11号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第 1 号から議案第 19 号までの議案 19 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長の報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 1 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正～

日程第 19 議案第 19 号 平成 26 年度岩出市水道事業会計予算

○松下議長 日程第 1 議案第 1 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正から日程第 19 議案第 19 号 平成 26 年度岩出市水道事業会計予算までの議案 19 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 19 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 6 日木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第 1 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ほか議案 4 件でありました。

当委員会は、3 月 13 日木曜日午前 9 時 30 分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第 1 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 3 号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正について、議案第 6 号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第 7 号 平成 25 年度岩出市一般会計補正予算（第 4 号）の所管部分、以上 5 議案については討論はなく全会一致で、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 6 号並びに議案第 7 号の所管部分は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、スポーツ推進計画策定は、どういう計画をするのか。その計画は子どもの体力低下や高齢化の生き生き健康、また、一般的なことも含めた社会体育面での計画なのか、について。議案第2号 職員の給与に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第3号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正については、この条例は、法律から委任されたと理解してよいのか。社会教育委員については、今現在岩出市で何名いるのか。また、どういう方になっているのか、について質疑がありました。

議案第6号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、質疑はありませんでした。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会委員長、山本重信議員。

○山本議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月6日木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、ほか議案5件でありました。

当委員会は、3月14日金曜日午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、以上3議案につきましては、討論はなく全会一致で、議案第7号の所管部分、議案第8号及び議案第9号は可決しました。

議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案につきましては、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で議案第14号、議案第15号及び議案第16号は可決いたしました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分につきましては、障害者総合支援給付金で就労継続支援A型、B型、生活介護の内容は。また、補正を組んだ理由は。事業所系のごみに関して、補正予算の中で大手企業の割合はどの程度か。また、大手企業が直接搬入している部分について、手数料の中に反映していないということによいのか、について。

議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般被保険者療養給付費が減額補正されているが、主な理由、根拠、こういう数字に至った原因は。

次に、入院費が減少して減額になったということだが、なぜ入院が減ったのか、市として何かつかんでいるか、について。

議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、介護保険システム改修は、介護報酬の改定を伴うものと聞かすが、どういう改定なのか、について。

以上が議案第7号の所管部分、議案第8号及び議案第9号の審査の中で交わされた主な質疑であります。

議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全員に配付いたします。

以上で厚生常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員会委員長、玉田・紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について、ほか議案8件でありました。

当委員会は、3月17日月曜日午前9時30分から開催し、市道路線認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、路線の現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、議案第7号 平成25年度岩出市一般会計

補正予算（第4号）の所管部分、議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 市道路線の認定について、議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について、議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算、以上9議案について討論はなく全会一致で、議案第4号、議案第5号、議案第7号の所管部分、議案第10号、議案第12号、議案第17号、議案第18号及び議案第19号は可決、議案第11号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正については、減額理由は政令ということだが、いつ公布されたのか。市の歳入部分で年間300万円近く減額になることについて、市民の該当する件数はどれぐらいあるのか、について。

議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正については、今回の改正によって、市営住宅総数は幾つになるのか。3軒の払い下げをどのような手順で実施するのか。また、スケジュールはどのように予定されているのか、について。

議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分では、市の青年就農枠は何件あったのか。また、給付金は年間幾ら出るのか。下水道事業特別会計繰出金は、どういう要因で補正を組むのか、について。

議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、市債1億3,500万円を公共下水道事業として組まれているが、その内訳は。また、下水道に対する市債残高は、現在幾らあるのか。市債を返済するためには、公共下水道の接続件数をふやす必要があるが、現在の接続件数は一昨年と比べ向上しているのか、について。

議案第11号 市道路線の認定については、中迫32号線の市道の出入り口にあるごみステーションの設置について、ブロックで囲むと右から来る車が見えにくいので、何か所か中を抜くとか、気配り、目配りできないか。開発区域内の道路舗装を今後、透水性のある材料に変えていく考えはあるのか、について。

議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定については、今回の公募による応募件数は。選考機関は、どういう人員でされているのか。また、選考結果は、情報公開をするのか、について。

以上が議案第4号、議案第5号、議案第7号の所管部分、議案第10号、議案第11

号及び議案第12号の審査の中で交わされた主な質疑であります。

議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

以上で建設常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、予算審査特別委員長、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月6日木曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第13号平成26年度岩出市一般会計予算1件でありました。

3月6日木曜日本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。正副委員長の互選に引き続きまして、付託議案の審査方法についての協議を行い、歳入は、総務部門、文教部門、厚生部門、建設部門の順に、歳出は、款項区分ごとに、総務部門、文教部門、厚生部門、建設部門の順に質疑を行うことに決定いたしました。

付託議案の審査方法の協議に引き続きまして、総務部長に議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算の概要説明を求めました。

3月10日月曜日午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と歳出の2款総務費、7款6項の消防事業費、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費についての質疑を行い、総務部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と歳出の9款教育費の質疑を行い、文教部門終了後、1款議会費についての質疑を行いました。

3月11日火曜日午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と歳出の3款民生費、4款衛生費について質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、建設部門の歳入全般と歳出の5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費について質疑を行いました。

建設部門の質疑終了後、議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算に対する討論を行い、反対討論、賛成討論の発言終了後、挙手採決の結果、賛成者多数で議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算を可決いたしました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。委員会での質疑の内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、全議員に配付いたします。

以上で予算審査特別委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第1号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第2号 職員の給与に関する条例の一部改正、議案第3号 岩出市社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正、議案第4号 岩出市道路占用料徴収条例の一部改正、議案第5号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正、議案第6号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正、議案第7号 平成25年度岩出市一般会計補正予算（第4号）、議案第8号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第9号 平成25年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 市道路線の認定、議案第12号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定、議案第17号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第18号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第1号から議案第12号までと、議案第17号及び議案第18号の議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号までと、議案第12号及び議案第17号並びに議案第18号の議案13件は、原案のとおり可決、議案第11号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市一般会計予算について反対討論を行います。

今年度の予算を見る上では、安倍政権による消費税の8%への増税という国民に新たな負担を強いてくる施策がある中で、地方政治においてどう市民の暮らしを支え、対応していくのかが問われる内容となります。大企業優遇の減税を行う中、国民には8兆円もの負担増が押しつけられてきています。国民1人当たり約6万3,000円、岩出市民5万3,000人の計算で33億円以上も影響を与え、市民生活を苦しめてきています。市民の暮らし応援の予算が求められているのであります。

同時に、消費税増税は、地方自治体にも大きな負担となります。国は、地方消費税が増加するとしていますが、地方自治体の公共事業や物品購入コストの増大を初め、社会保障の自然増などを考慮すると、決して楽になるわけではありません。

予算の歳入面では、消費税増税に対する低所得者対策は、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が支給されますが、いずれも1回限りで極めて限定されたものであり、負担増は解消されないものです。これらの給付金事業は、消費税増税がなければする必要がないもので、職員には新たな事務事業が生じることにもなりました。

福祉予算がふえているからと喜べるものではありません。今年度予算では、ごみの収集分野で高齢者や障がい者を対象とするふれあい収集事業や、紀の国わかやま国体に備えた道路改修事業、浸水対策へのポンプ車購入など、改善される面も見受けられます。

しかし、若い世代に対しての子育て施策、子ども医療費の無料化制度の拡大は、他の自治体が積極的に小学校や中学校卒業まで無料化を進めたりしている中で、今年度も改善は見られません。

中学校の大規模化は、県下1、2位という状況がありながら、改善の方向すら見据えず、なすがままの市政となっています。

また、35度もの小学校、中学校の教室においても、段階的にクーラー設置を進めている他市の状況と比べ、子どもたちへの教育環境改善面、子育て支援策は、子どもは岩出市の宝という視点から見ても、市民に理解が得られないものだと考えます。

中小企業の営業や暮らしを守る点などでは、住宅リフォーム制度で地域経済の活性化や税収増、生活環境改善を図っている他の自治体と比べ、今年度も施策すらも取り組もうとしないものとなっています。

26年度一般会計予算においては、安倍政権の国民いじめの悪政に対し、市民生活を守れるものでないこと、子育て施策、生活支援策など、市民が願っている施策が

反映されていない予算であり、市民に理解されないと考えます。

以上の理由をもって反対討論といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

西野豊議員。

○西野議員 平成26年度岩出市一般会計予算について、この議案について賛成の立場で討論いたします。

市長の施政方針にもありましたように、先行きが不透明な中でも、各種行政サービスを継続的に実施していくためには健全財政の維持が不可欠であると認識しております。

平成26年度一般会計当初予算は、対前年度比8億2,270万円、5.7%の増となっておりますが、その主な財源は、国補助金や基金が活用されています。また、借金である起債は、臨時財政対策債のみとし、昨年度よりも減少しています。これは、将来に負担を残さないために健全財政の堅持に努めた結果であると認識しております。

また、各事業についても防災災害対策、道路渋滞対策、浸水対策、地球環境対策、国体準備経費に重点を置き、節目の平成27年度を迎える準備をする一方で、各福祉施策や教育施策についても、住民福祉向上を目指した予算編成がなされています。当該予算は、健全財政に重きを置きながらも、真に必要な各種施策にわたり充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○松下議長 次に、反対討論を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

まず、1番目の理由についてであります。

新年度の重要事業として防災災害対策、道路渋滞対策、浸水対策、地球環境対策及び国民体育大会準備費の5つの目玉を挙げておられます。

しかし、この方針について見ていきますと、防災対策、災害対策については、昨年度から危機管理監として1名を設置をしていますが、身分は非常勤の職員であり、不安定であります。さらに組織的には、総務課の係としてしているのみであり、今後自主的に機能するかどうかかわからないのが現状であります。

市民の命と暮らしを守るためには、東南海トラフ地震に備えるためにも本格的な対応できるものにすべきであります。

また、地球環境対策では、とりたてて全く予算が計上されていないというように認識をしております。同時に具体的対策はありません。過去から太陽光発電設置の補助事業、メガソーラー事業について市の政策として実行すべきであると求めています。全く取り組む姿勢はありません。過去から今日まで原発ゼロを目指すためにも、再生可能エネルギーへ転換して岩出市は県下で一番の太陽光発電設置のまち、人に優しい都市とすべきであると求めてきていますが、それに応えるものになっていないのであります。このことは、必ず過去のこれからの歴史で証明されていくことでありましょう。

市長の施政方針で地球環境対策を述べていますが、後段においては、一言も具体的事業を挙げていないということは、市民には理解できません。さらに公平性、実効性、費用対効果等を考えて、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するのか、やめるかの最終判断はされていないのであります。また、市民に事業に対して総合的にまとめたものはなく、情報公開もありません。

今、岩出市民は、何を求めているのか、それに応えるためにどう予算に反映するのか、総合的な立場から、広く市民にとってより有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。その重要な政策は、子育て支援の充実であり、医療費の無料化、マンモス中学校の解消等々、全く取り組みする意識がないことであります。一般家庭では、へそくりに当たる基金に、当初予算で昨年より2億円も多く6億円から組み込んでおり、生きた金を市民サービスに有効に使うべきであります。希望の持てる、夢ある予算になっておりません。具体的に指摘しておきたいと思えます。

まず、第一に、過去、贈収賄、公金の着服事件等々、岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。入札制度等について、どう改善するのか一言も触れていないのであります。日常ふだんに改善すべきであるにもかかわらず、喉元過ぎれば熱さを忘れていってしまうと言っても過言ではありません。健全財政の堅持と言いながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたのか疑問であります。

さらに、自主財源を確保するために、市税及び使用料等の収納率を向上し、市有財産の有効活用等により、歳入確保に努め、新たに収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく曖昧であります。市民と行政の信頼関係の構築には、市民と行政の協働によるまちづくりを展開する上で、欠かせない要素です。そのためには、行政の透明性を高め、開かれた市政を推進し、市

民への説明責任を果たしていくことが重要であり、その経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのか不明であります。

市民サービス向上には、職員の健康と安全安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につなげる予算になっていないと思います。

また、職員の賃金については、正職員は賃上げがされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員はゼロ回答であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、改善が求められております。さらに、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であります。

次に、いかに滞納額及び不納欠損金についてどのように減らしていくのか、目標値も示さず、不明確であります。市所有の行政財産を有効的に活用し、使用率アップの向上につなげることが求められるが、その方策がありません。

さらに、住基カードの普及促進も、費用対効果から見て多くの持ち出しになっていること、マイナンバー法が施行されるに当たり、ますます費用の持ち出しが目に見えてくるこの時期に再度見直しをすべきであります。

歳入増の一環として他の自治体でいろいろな特典を設けて、ふるさと納税への具体的取り組みをしていますが、岩出市として何をしようとしているのか不明であること、光熱水費については、市庁舎初め全ての公共施設に関して、節電効果があるLED化計画は積極的でないこと。同時に、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設がないこと。工事請負費に関して、積算根拠を明確にし、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、いまだに制度の向上はしていないにもかかわらず、取り組む意志が感じられません。

12番目に、監査委員と行政委員会全てに関して報酬は県下一最低であり、市にふさわし実態でないにもかかわらず、改善する意志がないこと。児童の医療費助成、小学校6年生までの入通院費については、岩出市ではする意志がないこと。和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて取り組む意志がないこと。さらに不安定な臨時職員を減らし、正規職員への登用の機会をふやすことについても取り組む意志がないこと。防災マニュアル作成事業では、市民参加が最も重要であるにもかかわらず、メンバー構成に入っておらず、自主防災組織については、設立はしたが、実際に開店休業の組織が多くあること、市としてもっと側面から支援をすべきであると

考えております。

さらに、さぎのせ公園について、いざというとき防災上の避難場所として管理棟ができたが、岩出市内で最も低い地位にあり、災害が発生したとき一番に水没する危険性が高いところにあり、問題であること。また、太陽光発電設置をしましたが、スペースがあるにもかかわらず、最少の太陽光発電設置しかしていないことであります。

予算書、説明書欄での表記について、障害者のがい平仮名表示に改めるべきであるにもかかわらず、いまだに改正する意志がないこと。公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設の設備計画がないこと。若もの広場、大門新池駐車場に関して、賃貸借契約の不当性を主張し、返還を求めると発言をしてきました。いまだに市民の税金である約4,700万円を請求及び時効中断の手続をしないことは許されないことであること。さらに和歌山地裁、高裁で所有権は岩出市にあり、水利権は組合にあるとしていましたが、不服として最高裁に上告申し立てを議会の多数で可決し、今日も市民と争いをする事態は、早急に終息すべきであると考えておりますが、その姿勢がないこと。塩漬けになっている墓地公園駐車場予定地の再活用、検討すべきであるにもかかわらず何もしていない無策であります。

ほかにも指摘したい事項は多岐にあります。

最後に、強調すべき指摘事項であります。議案提案者であり、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは余りにも無責任であります。執行機関市長がいない中で、補助機関、補助行政職員のみで審議すること自体、異常事態であり、到底理解できません。

議会は、岩出市民の負託に応じて行政を監視し、チェックしていないのが現状であり、加えて2人以上いないと会派として認めず、市民から選ばれた議員を差別していることは許されるものではないと考えております。差別しているものには差別されているものの痛みは理解をされない。それを認識しないまま、数の力で多数の者は少数の意見を聞かない。これが差別であり、人権無視なのであります。他の地方自治体でこんな議会運営があるのでしょうか。二元代表制の中でチェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して善処すること自体問題であり、天につばをする行為であると言えます。二元性民主主義を否定する何物でもないと考えております。

よって、私は26年度新予算に反対をいたします。

○松下議長　ほかに討論はありませんか。

山本重信議員。賛成討論でお願いいたします。

○山本議員 議案第13号 平成26年度岩出市一般会計予算、賛成討論をいたします。

ただいま反対者の討論を伺いました。さまざまな思いが込められている討論だと思います。私は、新年度予算作成は、各担当部署それぞれの思いのこもった予算案を持ち寄り、少ない財源の中に当てはめ予算が決定していると考えています。その議案書の中での細かい部分を見てもみると、なるほど気に入らない部分がおありかと思いますが、反対はいつでもできます。それよりも一度賛成していただいて、私たち全員協力して高所大局に立ち、どうすれば岩出市民の皆さんに喜んでいただける岩出市をつくることができるかを考え、円滑な運営を図るべきだと考えます。

来年度は紀の国わかやま国体です。議案書の中身をひもときますと、そのための大会準備費や渋滞緩和対策、防災災害対策、浸水対策、環境対策等々、さまざまな項目で予算化されております。4月より消費税が上がります。私たちがやるべきことはたくさんございます。私たち全員が協力しあって「活力あふれるまち、ふれあいのまち」実現に向けて取り組むべきだと考えます。

以上の理由により平成26年度岩出市一般会計予算、賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で議案第13号に対する討論を終結いたします。

議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、この間の国庫負担率が1984年に45%から38.5%に引き下げられたこと。この時期から国民健康保険税の引き上げが、各地で行われてきまし

た。この点からは、国に対して負担率を戻すよう強く働きかけが必要なものです。

26年度における特徴面は、保険給付額において、前年度実績に基づいて減額見込みを計上したことにより、高額療養分とあわせ1億5,000万円の減額見込みとなっています。国保加入者においては、これまで過大見込みの上に立った国保税を支払っていたということです。この面では、これまでどのような影響を与えてきたのか検証をする必要があると考えます。

今年度予算においては、以下の理由を持って反対といたします。

第1に、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行もやめるべきですが、市の姿勢は変わっていません。当局自身が早期発見、早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では、全額一時負担のため病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが続けられています。

また、早期発見、早期治療に役立つ人間ドックにおいては、滞納者は受けられません。平成16年度と比べ人間ドック費用を半分以下にまで減額され、制度の後退がされてきています。今年度新たに脳ドック検査が導入され、前進面はありますが、人間ドック枠は減らされてきています。

第2に、特定検診を優遇する対応の強化こそが、人間ドックより効果が上がるとしながら、今年度予算では、特定検診事業自体をさらに縮小し、安心して医療を受ける体制、医療費削減を図っていると言いながら、医療費削減につながらない対応をとっていると指摘せざるを得ません。特定検診の受診率向上を目指すべきだと考えます。

第3に、医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など国保の医療状況の把握や対策を打っていくために、国保会計改善へ向けた職員体制を含めた医療費総額を抑える取り組みの改善方向も見えない状況があると考えます。

第4に、国保会計における最大の問題は、これだけ高くなっているにもかかわらず、国保税を引き下げるために、一般会計から独自に繰り入れを行わないという点です。しかも本来国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきもの、一般会計に繰り戻すという市の姿勢があります。この点は、国保利用者にとって理解されがたいものだと考えます。国保を安定化させる上でも、国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面など、今年度の国保予算は、利用者に理解が得られないものだと考えますので、平成26年度岩出市国民健康保険特別会計の予算に反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論、田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして私は賛成の立場で討論をいたします。

国民健康保険特別会計の財政状況につきましては、被保険者は若干ふえ、高齢者の加入割合が高くなる一方で、保険給付費が減少するなど、医療費が非常に見込みにくい状況のある中で、歳入歳出とも現状を反映された予算となっていることが伺えます。

また、国保の事業運営は、財源確保や市民の健康保持増進に着目した事業展開が重要課題となってくると思われます。市の取り組みとして市民の負担の公平の観点から、積極的に徴収業務を実施するなど、自主財源の確保に努められておられます。

また、市民の健康保持増進を目的とした保険事業を積極的に実施されており、市民ニーズに応えたものとなっております。

以上のことから、私は議案第14号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で議案第14号に対する討論を終結いたします。

議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出予算に反対の立場で討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された方が本当に必要とするサービスが受けられたのかどうか問われなければなりません。この間、政府において在宅介護サービスの利用を制限し、多くの高齢者から生活の支えとなっているホームヘルパーなどの介護サービスを取り上げてきた経緯があります。サービス利用がか

えって本人の能力実現を妨げているなどと、要支援、要介護度1の人の介護サービスを切り捨ててきたのであります。新たに介護利用者に対し、介護サービスを受けさせない対応を国は持ち込もうとしてきています。

介護保険の現状は、在宅サービスでは、利用限度額に対する平均利用率が4割から5割の程度にとどまり、要介護認定を受けながらサービスを一切利用していない人も多数います。低所得者を中心として、利用者負担料が重いがため、必要と認定された介護サービス自体を受けることを我慢せざるを得ない、こういう状況も広く存在しています。

そもそも保険料や利用料が高い最大の原因は、介護保険が導入されたとき、政府が介護施策に対する国庫負担割合を50%から25%へと大幅に引き下げたからです。国の責任は重大です。国の負担と公的責任をさらに後退させることは、介護予防に逆行することです。介護保険は高齢者福祉の一部でしかなく、介護予防を進め、高齢者の生活と健康を守るには、介護、医療、福祉、公衆衛生などの各分野の連携が必要です。高齢者の健康づくりは、高齢者が生き生きと暮らしていく力となるだけでなく、結果として介護保険の給付費を抑えることにもなるからです。

今年度予算においては、保険料高騰を抑える対策面で、一般会計からの独自の繰り入れなど対策は十分とは言えず、ヘルパー養成や介護予防を初めとした日常生活における一般施策の充実、事業推進のための体制づくりは、在宅サービス移行へとシフトされていく上で住民のニーズに応え切れない状況もあると考えます。

また、介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度があるものの、減免制度そのものが今年度においても不十分なものになっていると考えます。

平成26年度介護保険特別会計予算については、以上の理由により反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算について、私は賛成の立場で討論します。

国では、社会保障と税の一体改革が推進され、介護保険の分野でも平成27年度に大きな制度改正が予定されています。岩出市にとっても平成26年度は制度改正に向け準備を進めていく大切な時期です。本予算案につきましては、平成27年度からの第6期介護保険事業計画にかかる作成委託料や介護保険システム改修委託料等、制

度改正に必要な経費が計上されています。

さらに、介護予防事業においても対象者把握事業が盛り込まれ、引き続き介護予防の取り組みが図られています。

今回の予算案は、介護保険制度の改正に対応し、岩出市介護保険事業の適正な運営に資するものであると言えます。

以上の理由により、議案第15号 平成26年度岩出市介護保険特別会計予算について賛成とします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で議案第15号に対する討論を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担をふやし、医療給付に制限を設けるという悪法だからであります。日本共産党は、老人保健制度に戻すことが最も有益だと提案をしています。それは、保険料の負担のない人は、ないままに、現役世代よりも低い負担で医療を受けることができます。保険料の際限のない値上げや、別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。

厚生常任委員会で「岩出市に制度に対して苦情が来ているか」との質疑があり、当局からは「苦情がない」と答弁がされましたが、そもそもこの制度は、公益制度として設定されているものであり、後期高齢者医療制度をつくった自民・公明政権に対して国民が怒りを持っているのであって、岩出市に対して怒っているわけではありません。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、全額

免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口と医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。この後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。このような高齢者を差別する制度、後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められているものです。もとの老人保健制度に戻し、国の責任を明確にして、安心してお年寄りが医療にかかれるように制度設計することこそ求められる制度であることを申し述べて反対討論といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

高齢化が進む中、高齢者医療制度においては、被保険者の増加及び医療費の増大などさまざまな問題があります。後期高齢者医療制度は、2年に1回保険料率等を見直すこととなっており、平成26、27年度の保険料率等について改定が行われたところであります。本予算は、主に高齢者の方の医療に必要な費用を和歌山県後期高齢者医療広域連合へ支出するための予算であります。療養給付費負担金につきましては、昨年度当初予算より増額され、医療費の増加見込みに対応した予算となっております。

また、低所得者に対する保険料の軽減制度が拡充されたことに伴う保険基盤安定制度負担金につきましても、昨年度当初予算より増額されたものとなっております。適正な予算であることがわかります。

以上のことから、本予算は必要な費用に対して適切に対応したものであると判断できますので、私は本議案につきまして賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で議案第16号に対する討論を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算案に反対の立場で討論を行います。

地方公営企業法の第3条では「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあります。日本共産党は、公共料金への消費税上乘せについては行うべきではないと考えております。消費税というものは所得が少ないほど負担割合が大きくなるという逆進性の税制である上、大型間接税そのものです。暮らしを圧迫する行為の1つであると考えます。

また、使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや、低所得者等の負担軽減策を初め、岩出市独自の施策など不十分であると考えますので、よって、この議案に反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第19号 平成26年度岩出市水道事業会計予算について賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で確実に地域住民に供給する役目を担っております。平成26年度予算において、住民が安心して暮らせるよう安全な飲料水を安定して供給するため、第3次拡張事業で水源地場内整備に取り組むとともに、下水道工事に伴う移設工事、道路新設に伴う水道管布設工事など、緊急性の高い箇所の建設改良事業を優先的に進めようとしております。

また、収納率の向上や経常経費の削減を初め、有収率向上のため、漏水調査や老朽管更新事業を図り、利用者の負担がふえないよう経営努力をしていくことが伺われます。

以上の理由で私は本予算を賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で議案第19号に対する討論を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議員派遣について

○松下議長 日程第20 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 日程第21 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月25日火曜日午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月25日火曜日午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時40分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成26年3月25日

| | |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は諸般の報告、引き続きまして一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松下議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、6番、西野豊議員、7番、山本重信議員、2番、宮本要代議員、5番、田中宏幸議員、16番、尾和弘一議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、9番、田畑昭二議員、以上8名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、6番、西野豊議員、総括方式で質問を願います。

西野豊議員。

○西野議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を始めます。

自転車登下校時の通学マナーについて、1点目、ヘルメット着用、スマホ使用対策及び改正道路交通法に対する注意喚起等の取り組み状況は。2点目、さきの12月議会で、交通マナーに対する注意喚起の方法としてごみ収集車のスピーカーによる啓発について提案したが、既に導入している自治体での活用方法等、情報収集を行い検討すると答弁されたが、その後の検討結果はどうか、また導入の考えは。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

西野議員ご質問の自転車登下校時の通学マナーについての1点目、ヘルメット着用、スマホ使用対策及び改正道路交通法に対する注意喚起の取り組み状況はについ

てお答えいたします。

平成25年12月議会で、西野議員や宮本議員、山本議員から子どもたちの通学マナーについてご質問をいただいたことを受け、12月議会でお答えしたように、それまでの取り組みをさらに徹底するよう努めているところでございます。

それ以降の新たな取り組みといたしましては、1月17日に交通安全対策チームのメンバーに加え、市内小中学校及び那賀高校から複数名の教員を参加させ、交通安全指導の研修会を実施いたしました。この研修会では、岩出署交通課長から岩出市の具体的状況に則した交通安全指導のポイントについて講義をしていただき、改正道路交通法の内容や自転車走行時の注意点等について研修するとともに、警察では違反者に対して、セーフティカードという反則切符を模したカードを交付し、指導していただくなど、それぞれの機関がより連携を深めながら子どもたちの通学マナーの向上に取り組んでいくことを確認いたしました。

なお、各学校では、教員に対して、本研修会の伝達研修を行い、全ての教員が共通の認識をもって、子どもたちに自転車運転時におけるヘルメット着用やスマホ使用禁止などの交通マナー及び交通事故防止に向けた指導を実施しております。

さらに、登校時における岩出橋を通る子どもたちが多くことから、県教育委員会とも連携し、毎月1日と15日に岩出橋の北詰と南詰で小中高校の教員と教育委員会職員による交通指導を実施しております。

また、自転車も事故を起こせば加害者となり、莫大な損害賠償を請求される場合があることから、新年度に入ってから自転車保険加入の啓発とヘルメット着用や自転車運転中の携帯電話の使用禁止など、交通マナー向上を呼びかけるチラシを全保護者宛てに配布する予定です。今後も引き続き児童生徒の安全確保と交通マナー向上に努めてまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

西野議員ご質問2点目、12月議会でごみ収集車のスピーカーによる啓発について既に導入している自治体の情報収集を行い、検討すると答弁されておりますが、その後の検討結果はどうか、また、導入の考えはについてお答えいたします。

既に導入している自治体では、ごみ収集車に搭載している機器は、車両購入後、後づけした機器ではなく、当初から車両に装備されてあるとのことであります。当センターの収集車は、さきの12月議会でご答弁いたしましたとおり、議員ご提言の啓発に使用するためには、新たに機器の購入が必要となることから、直ちに、全車両

を一斉に機器更新することは困難であります。市としましては、今後、車両更新時にスピーカーを通して呼びかけることができる機器の導入を行ってまいりたいと考えております。

なお、その間で、当該機器の交換が必要となった場合には、スピーカーによる啓発を行うことができる機器に変更するなど、必要に応じて前倒しで対応していくとともに、機器変更後は、教育部局と協議を行い、実施に向けて準備を進めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

西野豊議員。

○西野議員 1点目、2点目とも答弁は結構です。

1点目、私の実感としてヘルメットの着用率がふえているように思います。これも教育委員会並びに教職員の皆様方の努力の成果だと認識しておりますが、自転車の前のかごにヘルメットを入れていながら着用していない生徒も見受けます。今後も根気強く指導を続けていただきたい。

また、自転車事故は相手が車だけではなく、人との事故もある。車と事故した場合は、児童生徒の生命、人との場合は児童生徒が加害者になり、多額の損害賠償金を請求され、判決が確定している事例も増加しています。いずれにしても、本人だけではなく家族にとってもつらい事態となります。絶対事故のないよう、引き続き交通マナー、自転車マナーの指導徹底をお願いします。

2点目、脳科学者小泉英明博士は、文科省脳科学と教育研究を中心になって推進した1人ですが、小泉博士は目よりも耳からの情報は処理が早い、目を見た文字情報はそのままでは処理されず、あるステップを踏んで文字として読み取ります。

一方、音声情報は直接的に音声情報を聞き取ることができます。また、音声は言葉や文章の意味を聞いた順番どおり理解しているので、処理が早く素早く理解できる特徴があります。さらに、目からの文字情報だけだと注意力が続きませんが、耳からの刺激があることで集中して取り組めるため、つまり、言葉や文章は視覚的に捉えるより、耳から聞いたほうが情報処理は早いという特徴があると述べております。

すなわち、ごみ収集車からの音声による周知啓発を行うことが効果が大きいと私は確信しております。当該機器の交換が必要となった場合には、スピーカーによる啓発を行うことができる機器に変更するなど、必要に応じて前倒しで対応していくとの答弁をいただきましたので、実施すれば効果の検証もできると考えます。

以上で私の一般質問は終わります。

○松下議長 以上で西野豊議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、山本重信議員、一問一答方式で質問を願います。

○山本議員 7番、山本重信です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回質問は3点ございます。

1点目、地震対策。2点目、学校冷暖房化。3点目、歩道設置と道路改良について質問をいたします。

この写真を見ていただきたいんですけども、これが根来断層の断層ずれを起こした工事前の写真です。それで、一皮向いた後のこの色の変わったところが断層のずれの写真です。これを見ながら聞いてください。

3年前、死者、行方不明者あわせて1万9,000名、負傷者約6,000名と多くの犠牲者を出した東日本大震災が発生してもう3年が過ぎました。この対策として各市町村に危機管理室が設けられ、さまざまな対策が講じられています。報道では、東海、南海・東南海地震の対策のみを報道され、市でもこれらの対策を重点的に取り組まれているのではないのでしょうか。県内各地では、それぞれの市町村にあった対策を講じられていると思います。

一部紹介しますと、某保育園では毎日高台へ避難する訓練をされています。最初は7分ぐらいかかっていた避難時間が1分を切るまでになったと報道されています。また、ある市では、高齢者避難対策としてリアカーに乗せての避難訓練を実施されています。このように地震対策よりも津波対策がほとんどだと思います。東日本大震災で被害に遭われた被災者の方の多くは、私たちのところに地震なんて来るわけではないと考えていたために、大きな災害に遭ったと話されております。この考えが一番怖いとも感想を述べられております。

私たちの住む岩出市は、日本列島を縦に二分する中央構造線の分岐断層の根来断層が東西に走っている地盤の上に位置しております。この根来断層ずれ跡、この写真のように断層テクトニクスの神戸大学の名誉教授であられる宮田先生とともに先日現地視察に行ってまいりました。この写真のように、大きな断層ずれ跡が現在も長い年月を超えて現存しています。

宮田先生の200万年前、あるいは7,200年前の話はさておきまして、現実的な話をいたしますと、前回の根来断層地震は天平6年で西暦734年、そのころの岩出の神社で説明しますと、西暦701年に白山神社、現在の上岩出神社ができ、また西暦712

年に大宮神社が日本武尊をいただき、設立されたとしています。この時代に起こった地震です。

ドイツ人技師の学説によりますと、境谷、押川の位置する内帯と岡田、中島地区の外帯との間に位置していて、岩出市はこの中央構造線の根来活断層が市の中央部分に東西に走っていると予測されております。この中央構造線地震は2,000～3,000年周期と言われておりますが、既に1,300年が過ぎております。いつ地震が起こってもおかしくありません。

東南海地震の被害は津波が一番大きいと予測されております。それに対してこの中央構造線地震は、私たちの住む岩出市に直下型地震で直接大きな被害をもたらすと予測されております。現地調査では、宮田先生は1回目の地震の断層ずれ跡が2回目の地震で入れかわるぐらい大きな地震が来ているそうです。東南海地震と違った直下型地震も考慮した早急な対策が必要だと考えます。紀の川市にある近畿大学生物理工学部では、地震対策として断層帯を外して1号館と2号館を分離して建設をしています。この地震での断層ずれは根来の峠近くに保存されています。紀泉台の山にもあるそうです。私は確認しておりません。県では、保存の理由として今後の研究、見学のためとしています。

話が変わりますが、以前神戸の地震保存館に行ってきました。現在保存されている地震発生時のあの悲惨さは私の想像をはるかに超えています。また、淡路島の野島断層保存館の断層ずれも見ってきました。両方とも風化させないための保存だと思います。

そこで質問です。総務部長と教育長にお聞きします。

まず1点目、中央構造線地震と東南海地震に対してどのような対策を考えられているのか。総論で結構です。

2点目に、各種団体や企業と災害に対する協定を結ばれていますが、その協定内容と理由を聞かせてください。

3点目、根来断層での断層ずれ跡を写真集等にして小中学校の教材として用いるべきだと考えます。お考えは。なお、断層ずれ跡非常に狭い道路わきですので、現地見学は非常に危険が伴いますので、その辺は考慮して答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 山本議員ご質問の1番、地震対策についての1点目、中央構造線地震と東南海地震に対してどのような対策を考えられているのかについてお答えいたします。

岩出市地域防災計画の中で、防災行政の基本方針として、市の総合的な防災施策の目標となる災害に強いまちづくり、災害に強い人づくり及び災害に強い仕組みと応急対策への備えを防災ビジョンとして策定し、この防災ビジョンを踏まえて、1つ市民一人一人が常に災害への意識を持ち、自助努力を続ける。

2つ、地域住民によるコミュニティーの連携を強め、地域での助け合いを行う共助を推進する。

3つ、市のもつ全ての行政力で、県、近隣市町村、防災関係機関等の支援を得て、公助を推進するという防災基本方針を定め、大規模地震対策に取り組んでいるところでございます。

また、これらの防災ビジョン、防災基本方針に基づき、平常時に各種災害に対応する予防対策計画を推進するとともに、発災時にスムーズな応急対策を行うための応急対策計画による地域防災訓練の実施など、県や関係機関等とともに、ソフト、ハード両面から防災体制に取り組んでいるところでございます。

なお、中央構造線地震と東南海地震のそれぞれの対策についてですが、地域防災計画においては、被害の想定はそれぞれで行っておりますけれども、地震への対策については、先ほど述べました取り組みを行っているところで、今後、国の中央防災会議で位置づけられる内容が生じれば、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の各種団体や企業と災害に対する協定を結ばれていますが、その提携内容と理由を聞かせてくださいについてですが、現在、市では大規模災害が発生した際に、市独自では十分な被災者の救援、支援等の応急措置が実施できない場合に、和歌山県のみならず他の市町村、民間企業等と災害に対する応急措置等を円滑に遂行するために、相互応援協定等の締結を進めているところでございます。

平成26年3月20日現在で30の協定を締結しており、協定内容は、水道災害時における応援対策、郵便局等との相互協力、救助物資の調達、災害時の応急対策業務、医療救助活動、医療品等の供給、福祉避難所として民間福祉施設等の使用、資機材の調達及び石油類燃料の優先供給の協定を締結しております。これらの協定以外にも市内や近隣市との協定では、ともに被害を受ける可能性もあることから、遠方の市町村や全国的に展開している事業所等との協定締結に向け、より防災に強いまちづくりに努めてまいります。

また、市民に対しましては、非常食を7日間程度確保することなど、自助意識の向上にも努めて周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 山本議員ご質問の1番目、地震対策についての3点目、根来断層での断層のずれ跡を写真集等にして小中学校の教材として用いるべきだと考えますが、お考えはについてお答えいたします。

根来断層は、南海トラフと並んで大地震をもたらす恐れのある活断層です。子どもたちに対しては、この活断層による大地震にも備えなければならないという意識づけが必要であり、学校における防災教育を進める上で、根来断層は、まさに生きた教材となり得るものと考えています。

また、小学校では総合的な学習の時間などに、中学校では理科の時間などに活用できる貴重な地元教材であるとも考えています。

このような観点から、現在、土木課で各工事段階ごとに断層の様子を写真に記録しておりますので、その写真をデジタル資料として各学校に配布し、必要に応じて授業などで活用できるようにするとともに、広く市民の皆様にも知っていただくために、民俗資料館に、それらの資料をパネル写真として展示できるように検討してまいります。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 山本議員ご質問の1番目、地震対策についての3点目、根来断層での断層ずれ跡を写真集等にして小中学校の教材として用いるべきだと考えますが、お考えはについてお答えいたします。

土木課では、災害復旧工事で取り除かれる根来断層の記録保存が必要と認識しており、根来断層の研究者であります神戸大学名誉教授で大阪市立大学客員教授の宮田隆夫教授、県自然環境室及び岩出市教育委員会と協議を行っております。

平成26年1月16日に、根来断層の構造並びに工事着手に当たる注意点等をご教示いただき、また、3月18日には、現地において断層の状況を確認していただいているところであり、除去されてしまう断層部分の記録保存等についても相談しております。

今後も、宮田教授を初め、県自然環境室、岩出市教育委員会と連携を図り、小中学校の教材として利用できるよう、デジタル化及び写真パネル等を作成してまいります。

○松下議長 再質問を許します。

山本重信議員。

○山本議員 再質問を2点お聞きしたいと思います。

私の友人に岩手県の釜石で被災された方がおられまして、現在東北のほうでは、避難する場合に車で避難をしないと、もう全て歩くと。その電柱あるいは家屋が倒壊して、もうほとんどの津波に流された方は車に乗ってられる方が多かったというような話も伺っております。

そこで、1点目の防災対策で具体的にソフト面、ハード面の取り組みはどのように考えられているのか。

2点目、相互応援協定を結ばれて30に余る業者の方、団体と協定を結ばれているようですけれども、今後の協定の方向性をどのような分野との協定を考えられているのか。私は、近隣の市町村だと、大きな地震が来た場合には人どころではない、全然間に合わない状態になると思いますので、少なくとも近畿圏、外れたような他府県の協定が非常に望ましいと考えますけれども、お考えを聞かせてください。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 山本議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の防災対策についてのソフト、ハード面の具体的な取り組みについてでございます。

まず、ソフト面といたしましては、自主防災組織の育成、住宅の耐震診断補助事業、地域防災訓練、広報誌などによる防災啓発、それから協定先と連携した防災啓発、これは石油商業組合などと連携して、安全にこの燃料を使用するなどのこういうふうな啓発を行うわけです。それから、那賀消防組合と合同で行う救命救助訓練などが上げられます。

また、ハード面といたしましては、避難施設などを初めとした公共施設、橋梁も含めた耐震化、それから防災資機材の充実、それから、この26年の事業を予定しておりますが、避難施設へのサイン事業、表示看板の設置事業などが上げられます。

それから、2点目の協定の関係ですけれども、今後協定の方向性と、どのような分野との協定を考えているのかについてですけれども、市といたしましては、発災時により安定した救助物資等の調達が必要でありますので、より複数の民間企業との協定を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、南海トラフの地震、震源とした大規模地震については、太平洋側を中心とした多くの市町村の被災が想定できます。このことから、地震被害が少ないと、

比較的少ないと想定できる当市から遠い、議員ご提言のあるように圏外ですね、圏外、近畿圏外の市町村との相互応援協定を今後進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長　これで山本重信議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

○山本議員　2点目の質問をいたします。学校の冷暖房化について質問いたします。

これ、現在、岩出の田んぼとか畑で個人的に投資されている方、売電用の設備です。これが今も進んでまいりまして、産業用の太陽光発電システムで、これが全部大きなパネルになっております。これを見ながらお聞きいただきたいと思います。

現在、各家庭で冷暖房設備のない家庭は皆無だと思えます。子どもたちは夏はクーラー、冬は暖房での生活が当たり前だと思って生活をしております。私は、学校の冷暖房化を図るのに何かよい方法はないかと考えました。そこで思いついたのがソーラーシステムです。現在、岩出市内で個人でソーラーを発電している場所が10カ所以上ございます。設置者の方に伺いますと、田んぼで稲作をするよりもはるかに利潤がよいそうです。

そこで、新年度予算額を調査しますと、小学校の光熱水費2,221万8,000円、中学校で1,066万円の予算額となっております。両方で3,000万円を超える予算が1年で消えてしまいます。もちろんプールの水や他の経費も含まれておりますが、毎年この金額は学校の光熱水費として使われております。

私の提案ですが、初期投資が発生しますが、ソーラーシステムで運営し、各教室冷暖房化の設置をするべきだと思えます。このソーラー、7年で初期投資が解消できるそうです。ちなみに耐用年数は30年だそうです。幸いなことに、産業用太陽光発電システム多くの補助制度がございます。市職員の職員の方たちが毎年苦勞されているお得意の補助制度の有効活用もできます。

以前、私立の学校に行く子どもたちに「なぜ私立の学校に行くのか」と聞いたことがございます。すると子どもたちが申しますのは「夏は冷房、冬は暖房、おっちゃん、環境が違うんよ」とこんなふうな言葉で返されました。このように適切な環境を整えてやるだけで平均点も上がると伺っております。一度検討していただけないでしょうか。

そこで質問です。小中学校にソーラーシステムを利用した冷暖房設備を設置するべきだと思えます。お考えを聞かせてください。

○松下議長　教育部長。

○中谷教育部長 山本議員ご質問の2番目、学校冷暖房化対策についての小中学校にソーラーシステムを利用した冷暖房設備の設置の考えはについてお答えいたします。

小中学校の冷暖房設備の設置については、現在、普通教室には扇風機を設置するとともに、日差しの強い教室に遮熱フィルムを張るなど、既に環境改善の対策を講じております。また、保健室やパソコン教室など、必要と思われる特別教室には全てエアコンを完備しているため、現時点では普通教室への設置計画はありません。

しかし、ソーラーシステムを利用した冷暖房設備のメリットやデメリット、補助金活用策、近隣自治体の状況等、冷暖房設備設置を視野に入れ、検討を始めてまいります。

○松下議長 これでは山本重信議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

○山本議員 次に、歩道設置について質問をいたします。

この写真見ていただけるとわかるように、車道と歩道の区別が全くございません。これは西国分の直角の紀の川市との接続部分の道路です。私、歩いてみましたが、歩けません。

そこで質問です。新年度も歩道設置が計画されております。私なりに歩道が必要なところを調査してまいりましたので報告します。農免道路が土地所有者の協力は得られないため歩道設置ができない場所が多くあると伺いました。歩いていて気になるところは、水栖とカラオケ店間、バイパスから川尻間、赤垣内からバイパス間、湯窪から中黒間、歩道がございません。歩くのに非常に危険が伴いますので、早急な歩道設置が必要だと考えます。

最後に、以前伺いました岩出と紀の川市の境界線の直角に曲がった道路、土地提供がされなかったためにこの不自然な道路となったと伺っております。その後どのようなようになったのか伺います。

そこで質問です。1点目、農免道路の歩道設置は早急に実施すべきだと考えます。

2点目、岩出、紀の川市の境界線の歩道を含めた道路の現状をお聞きします。

以上です。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 山本議員ご質問の3番目、歩道設置と道路改良についての1点目、農免道路の歩道設置は早急に実施すべきだと考えますについてお答えいたします。

農免道路であります市道山西線、市道山水栖線及び市道水栖西国分1号線は、岩

出市を東西に走る国道24号、県道粉河加太線と平行する主要幹線道路であり、朝夕の通勤時を中心に交通量が多く、歩行者にとって十分に安全が確保されているとは言えない道路であることは認識しております。

現在の農免道路の歩道整備状況についてですが、総延長5,742メートルのうち、歩道が整備されている区間は2,679メートルで、歩道整備率は46.7%となっております。

平成26年度交通安全対策事業では、上岩出地区公民館前において改良工事を行うほか、通学路に指定している山地区において、用地取得に取り組んでまいります。

また、歩道が整備されていない区間につきましては、新年度において、教育委員会と連携を図りながら通学路等優先箇所を定め、歩道整備計画を作成し、その必要性、危険性の高い箇所から重点的に着手してまいります。

次に、2点目、岩出、紀の川市の境界線の歩道を含めた道路の現状を聞かせてくださいについてお答えいたします。

市道水栖西国分1号線の岩出市と紀の川市の境界付近には、急なカーブがあり、通行には十分な注意を図らなければならない箇所となっていることから、車道部のカーブ緩和事業を行うことで、車両の円滑な通行が確保できるものと考えております。この箇所の進捗状況につきましては、平成24年度に測量設計を行い、平成25年度で用地買収が完了し、平成26年度で工事を実施いたします。

なお、歩道の整備につきましては、この箇所から西側の木積川附近までの歩道整備の計画は現在のところございません。紀の川市につきましても、東側の県道中三谷下井阪線までの区間における歩道整備の計画は、現在のところないと聞いております。

○松下議長 再質問を許します。

○山本議員 2点お聞きをいたします。

1点目の歩道設置の話ですけれども、教育委員会が指定している通学路の歩道整備の進捗状況を聞かせてください。

2点目に、市道水栖西国分1号線、農免道路の延長幅員構成をあわせて聞かせてください。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 山本議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会が指定している各小学校の通学路区間については、沿道住民並びに関

係者皆様のご協力により、総延長2,940メートルのうち1,480メートルが整備済みで、歩道整備率は50.3%となっています。

また、平成25年度から着手しております山地区の歩道整備区間の約200メートルを含めると、整備区間が1,680メートルで、歩道整備率が57.1%となります。

次に、市道水栖西国分1号線、農免道路の延長幅員構成ですが、事業延長は28.8メートルで、幅員は6.5メートルからカーブの最大で8.1メートルとなります。

○松下議長 これでは山本重信議員の3番目の質問を終わります。

以上で山本重信議員の一般質問を終わります。

通告3番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして総括方式で一般質問をします。

1点目は、図書貸し出しについてお聞きをします。

現在、岩出図書館には、普通紙芝居が1,686冊、大型紙芝居は13冊あるとお聞きしました。まず、その紙芝居の貸し出し状況についてお伺いをします。

次に、大型紙芝居の貸し出しについてです。昨年も住民の方の相談をお聞きし、同僚議員が大型紙芝居の貸し出しに緩和措置がとれないか一般質問をしましたが、そのとき、大型紙芝居は取り扱いには複数の人数が必要なため、団体のみの貸し出しとなっており、団体貸し出しにつきましては、市内の学校、官公社、社会教育団体、法人、また読書活動を行う等、館長が適当と認めた団体に対して貸し出しを行いますと答弁されました。

先日、催し物のキッズコーナーで大型紙芝居を使いたいと計画し、相談にいきましたが、その団体が今後読み聞かせを行うなど読書活動を継続する計画がないという理由で、大型紙芝居を借ることができませんでした。団体利用申込書を提出してもらえず、利用カードの発行もしてもらえなかったようです。このときは、ほかで大型紙芝居をお借りして読み聞かせを行ったそうです。

教育部長さんの答弁は、そもそも大型紙芝居は1人で扱えない、複数の方が必要であり、個人への貸し出しはなく、団体に貸し出しますということでしたように受けとめております。子どもたちが絵本や紙芝居の読み聞かせを通し、豊かな感性を育み、言語活動が豊富になることは間違いありません。定期的に読み聞かせなどの読書活動をしなくてもいいかもしれませんが、1回の開催であっても、読書活動の推進に間違いはないと思いますし、団体の利用カードの発行が今後も利用して、読み聞かせの

場が次にはあるかもしれません。読書活動を推進する人々のすそ野を広げることにつながります。

大型紙芝居は確かに個人では扱えないと思いますが、団体での貸し出しの申し出があった場合の緩和措置を希望しますが、お考えをお聞きします。

2点目は、がん検診についてです。

がん検診の受診率向上を目指し、無料クーポン券は2009年度から厚生労働省が40歳から60歳の女性を対象に乳がん検診を、20歳から40歳の女性を対象に子宮がん検診を、5歳きざみの年齢に達した女性に配布されてきました。この結果、厚生労働省の2010年度の調査では、乳がん検診はそれまで2割程度が、この結果31.4%と上昇したと報告されています。

平成26年度のがん検診の申し込みが各家庭に届きました。市民の方々は、この申し込みをすることでがん検診を受けられます。子宮がん検診では、精度の高いHPB検査も項目に入り、受診をすることで早期発見につながり、大変喜ばしいことです。

岩出市のがん検診のほかに女性特有のがんである乳がん、子宮がんについては無料クーポン券が配布され、がん検診を受診できましたが、クーポン券配布事業は5年が過ぎ、一巡したとしてこの制度は今年度で終了するとお聞きをしております。その後は、国は働く女性ががんになることにより、雇用の損失や子育てへの影響をかんがみ、早急にがん検診の受診を促進させ、より早期の発見につなげることにより、がんによる死亡者の減少を図り、女性の雇用拡大や子育て支援に資するとしています。

クーポン券を配布したが、検診を受診しなかった方が相当程度残っており、検診の重要性の認識と受診の動機づけを上位、醸成、向上させ、受診率の向上を図ることが必要であり、平成28年度末までに受診率50%達成するとして働く女性の、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業が始まると聞いています。無料クーポン券配布事業が岩出市ではどのように変更されるのでしょうか。

次に、大阪府池田市では、コール・リコールの検証実験を行っています。コールとは電話や手紙などで個別受診勧奨、リコールとは再勧奨を行うことです。クーポン券配布により受診率が向上しましたが、クーポン券配布後、再勧奨の通知を配布することで、受診率がさらに10%程度の上昇したと報告をされております。岩出市のコール・リコール事業の導入について現在どのように実施、計画されているのかお尋ねします。

3つ目は、移動式赤ちゃんの駅の導入についてお聞きします。

移動式赤ちゃんの駅とは、おむつ交換や授乳を行うためのスペースとして移動可能なテントをいいます。野外での開催のイベントに授乳やおむつがえの場所の心配をせず、保護者が安心して乳幼児を連れて参加できるよう、移動式赤ちゃんの駅を市が確保し、無料貸し出しをしてはどうかと提案をします。運動会や先日の岩出市マラソン大会などの催しのほかにも、防災用具として避難所に必要でもあります。移動式赤ちゃんの駅を導入すべきだと考えますが、市のお考えをお聞きします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○中谷教育部長 宮本議員ご質問の1番、図書の貸し出しについての1点目、紙芝居の貸し出し状況についてにお答えいたします。

平成24年度の実績は、普通紙芝居が4,003回、大型紙芝居は3回貸し出しております。

次に、2点目、大型紙芝居の貸し出しについてにお答えいたします。

岩出図書館では、大型紙芝居の貸し出しについては、取り扱いに複数の人数が必要なことから、団体貸しのみとしており、その対象につきましては、管理運営に関する規則等ということで、先ほど宮本議員が言われましたように決め、館長が適当と認めた団体としております。

加えて、大型紙芝居は13冊しかなく、価格も高く、貴重な図書資料であることから、申し込みの際には、その申し込み団体の過去の読書活動状況や今後の継続的な活動の有無などを勘案して決定することとしておりますが、貸し出しの実績が24年度でございますが、3回とのことから、もっと活用していただくために、大型紙芝居の貸し出しについても柔軟な対応ができるよう条件等見直してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、がん検診についての1点目、無料クーポン券配布事業の変更内容と2点目、コール・リコールの導入について一括してお答えいたします。

従来、国においては乳がん及び子宮頸がん検診の受診率向上等、正しい健康意識の普及啓発を図り、健康の保持増進を推進することを目的として女性特有のがん検診推進事業が実施されてきました。この事業の対象者は、子宮頸がん検診を20歳から40歳まで、乳がん検診を40歳から60歳までとし、それぞれ5歳刻みの方に無料ク

ーポン券等を配布し、検診受診の呼びかけを行うというものでございます。

平成25年度で事業開始から5年が経過し、検診対象者への受診を促す一定の役割を達成したものとし、平成26年度からは、さらなる受診率向上に向け、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に改められることとなりました。今回の見直しでは新たに、子宮頸がん検診が20歳、乳がん検診が40歳になる方について、クーポン券等を配布し、また、過去にクーポン券等を配布した方に対しては、再度、個別通知で受診を呼びかけるコール・リコールを実施するというものでございます。

市においては、これまでの国の施策のほか、独自できめ細かな広報啓発活動や協力医療機関の拡大等さまざまな方策を講じ、受診率の向上に努めているところであり、年々、その成果があらわれてきております。

今後は、受診行動の定着化のため、引き続き、がん検診についてのお知らせ及び検診申込書の全世帯への配布や、集団検診申込者で未受診者である方への電話勧奨を行うとともに、子宮頸がん検診は20歳から69歳、乳がん検診は40歳から69歳まで過去に無料クーポン券を配布した方を含む検診対象者全員に対して、個別受診勧奨を行うなど国が進めるコール・リコールを実施いたします。

また、従前の受診啓発に加えて、本年度は、市内の企業や事業所、団体等と連携し、生き生きと健康に暮らせるまちの実現に向け、各種がん検診の受診率向上を図るための取り組みを強化してまいります。

次に、同じくご質問の3番目、移動式赤ちゃんの駅についてお答えいたします。

移動式赤ちゃんの駅は、野外で人目を気にせず、自由に授乳やおむつ交換を行うスペースのことであり、その確保には、移動式のテントが使われ、椅子や折り畳み式おむつ交換台などが設置されております。こうした場所を設けることで、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加することができるようになるなど、子育て支援のための環境整備という点からも必要性を認識してございます。市内では、年間を通じて屋外でのさまざまなイベント等が開催されており、また、議員ご指摘の災害発生時には、多くの方が避難所を利用され、中には乳幼児を抱えた保護者もおられるものと考えます。

市といたしましては、これらのことを踏まえ、今後、企業や団体、個人事業主等への協力を求めることも視野に入れながら、他市の状況等を参考に関係部局と協議し、導入について検討してまいりたいと考えます。

○松下議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 団体貸し出しの件の確認なのですが、条件を考えるとというふうにご答弁をしていただきました。団体が申し込みに行きましたときに、さきでは団体利用申込書も受け取ってもらえなかったんですが、そのあたり、団体利用申込書を受け取っていただき、利用カードの発行もしていただいて、今後、団体が紙芝居だけではなくて、図書の利用であったり、大型絵本であったりも同じだと思うので、そのことも含めてこの条件を考えていただけるのでしょうか。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、大型紙芝居についてですけれども、先ほど言いましたように、実績的にはなかなか使っていただくことが少ないという中で、もっと議員言われるように活用して、もっと絵本の読み聞かせによって読書活動を子どもたちもですけれども、そういう活動をもっと広げていかなくはないと考えてございます。そうした中で、先ほど答えましたように、一応、館長判断になるんですけれども、そこたし柔軟に対応していきたいと考えています。

それからまた、一般図書のほうですけれども、それにつきましても団体貸し付けというのを行ってますので、その点もご利用いただけたらと思います。

○松下議長 以上で宮本要代議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、5番、田中宏幸議員、総括方式で質問を願います。

田中宏幸議員。

○田中議員 5番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、安全できれいな道路整備について、平成27年度に紀の国わかやま国体、和歌山大会の開催や京奈和自動車道の県内全線の供用開始が予定されています。市では、市長の施政方針で述べられたとおり、道路渋滞対策事業として京奈和自動車道岩出インターチェンジへのアクセス道路として市道根来安上線の整備を進めています。

また、防災災害対策事業としてクリーンセンター進入路となる市道押川根来線を最重要事業として平成27年度の完成を目標に取り組んでいます。

また、主要幹線道路において、朝夕の通勤通学時を中心に渋滞が多発していることから、年次計画を立て、交差点の改良工事を実施するという事で、大変ありがたいと思っております。交通量を緩和するため、平成24年4月に岩出市の南北を結ぶ幹線道路市道安上中島線が開通し、ほかの主要幹線道路の交通量が少なくなったように思われます。

しかし、以前から地域の中にある狭い既設道路は住居地から幹線道路に出ていくため、交通量が今も変わらない道路が多くあります。

1つ目の質問です。県道山村交差点から農免道路の山村交差点までの拡張工事について、農免道路の山村交差点周辺から南へ200メートルぐらいは2車線で歩道もあり、整備されていますが、県道粉河加太線の山村交差点から農免道路の交差点まで道幅が狭い上、粉河加太線から農免道路に通り抜ける車が多く、特に、山村交差点から南へ100メートルぐらいのところの山一集会所付近のコーナン付近では、大変見通しが悪く道が狭く、車のサイドミラーが接触する小さな事故が発生しており、大変危険な道路です。

また、この道路は山崎北小学校の通学路にもなっていますので、子どもの安全を確保するためにも、2車線でセンターラインが引ける道幅に拡幅していく計画はないのでしょうか、お聞きします。

次に、横断歩道を初めとする道路区画線の整備について質問します。

わかやま国体の開催が1年後に迫ってまいりました。岩出市としても大会の成功を目指して準備を進めているところでございますが、国体が開催されますと、国体の関係者、役員、選手、そして家族、友人とたくさんの応援の方々が岩出市に来られます。私たちの岩出市が、県外から来られた方々にどのようなまちとして評価をしていただけるのが大切であります。県外の方々が岩出市に来られて一番最初に目にするのは町並みや景観、それと道路の整備状況であると思います。私たちもほかのまちへ行きますと、やはり最初に目にするのは町並みや道路整備ができています。

そこでお聞きします。最近市内を走っておりますと、特に、横断歩道の手前に引いているダイヤモンド、横断歩道停止線が消えかかっているところがたくさん見受けられます。小学生の通学時を初め、歩行者にとっては横断歩道と交差点付近の白線が消えていますと大変危険で、事故が発生することも考えられます。すぐにでも

新しく引き直せないものですか。

また、センターライン、サイドライン、ゼブラゾーンについても消えているところが見受けられます。事故が発生することも予想されますので、ラインの引き直しの計画はないのか、お聞きします。

また、本年度の予算の中で、市道補修事業や交通安全施設等整備事業とありますが、その中に組み込まれているのか、お聞きします。

2つ目に、中学校のクラブ活動にラグビー部の新設をとということで質問させていただきます。

スポーツ競技の中で、ラグビーの魅力は健康な体づくりはもとより仲間とのチームワーク、味方や対戦相手を尊重するマナー、多くの困難を乗り越えていく勇気や強い意志など、スポーツ選手としてだけでなく、1人の人間として学ばなければならない多くの大切なことを教えてくれます。ラグビーは一人一人が責任ある行動を求められるものであり、1つのボールをつなぐというプレーに込められた信頼、そして、どんな困難にも立ち向かう勇気、瞬時の決断力、判断力が求められる競技であります。「one for all, all for one」1人は皆のために、皆は1人のためにという基本精神のもとに、個人はチーム全体のために自己犠牲をし、チームは一丸となって個人をサポートします。

また、試合終了のホイッスルをノーサイドといいます。ラグビーならではの表現ですが、単に試合終了を意味するだけであれば、ほかの表現のほうがわかりやすいはずです。しかし、あえて「ノーサイド」という言葉を使っているのには、ラグビーには独特の考え方があるからなのです。試合中は敵、味方として戦ってきた選手たちが、試合終了のホイッスルが鳴れば敵・味方なく同じラグビーを愛する仲間として双方の健闘をたたえ合うという意味が含まれているからなのです。

また、ラグビー選手は、試合において当然のことながら勝敗についてもこだわりを持ちますが、それ以上に試合内容が正々堂々と紳士的であったかどうかにかかわりを持ち、非紳士的な行為は選手として最も恥ずべきことです。このことをノーサイドの精神といい、これこそがラグビー選手の誇りとするところであり、素晴らしい精神を持って親しいラグビー仲間となるわけです。

競争社会と呼ばれる現在で忘れがちな、お互いを尊重し、相手に敬意を払い、思いやる心をラグビーは教えてくれます。日本では余りなじみのないスポーツ競技がありますが、世界の中では人気のあるスポーツでございます。2016年のリオデジャネイロで開催されるオリンピックでは、7人制ラグビーが男女ともに競技種目にな

っております。2019年には日本でワールドカップが開催されます。多くの皆様にラグビーのよさ、関心を持っていただくためにも、ラグビー部の新設のお考えはないのか、お聞きいたします。答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 田中議員ご質問の1番目、安全できれいな道路整備についての1点目、県道山村交差点から農免道路の山村交差点までの拡張工事についてお答えいたします。

現在、道路整備については、道路渋滞対策事業として京奈和自動車道岩出インターチェンジのアクセス道路であります市道根来安上線、防災災害対策事業としてクリーンセンター進入路となる市道押川根来線を最重点事業として、平成27年度完成に向け総力を挙げ全力で取り組んでおります。そのほか交通安全対策事業、生活道路整備事業の各事業を進めております。

議員ご質問の市道東山下中島線の山地区、約280メートルの区間は、県道粉河加太線から市道山水栖線、県道小豆島岩出線、国道24号への通過交通量が多く、道路幅員が約5メートルで、特に山一集会所付近はカーブになっており、対向時には注意が必要であります。また、通学路にも指定していることから、2車線での拡幅が必要であると認識しております。

つきましては、道路拡幅事業を進めていくには、沿道関係者の協力が必要不可欠であり、土地所有者の同意等諸条件が整えば、安全性、緊急性をかんがみ、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、横断歩道を初めとする道路区画線の整備についてお答えいたします。

議員ご質問の横断歩道や停止線、ダイヤモンドにつきましては、公安委員会及び警察が管轄となっております。管理者である岩出警察署に問い合わせたところ、摩耗状況を調査確認し、補修を順次実施していくとの回答をいただいております。

なお、土木課では、道路区画線、ゼブラゾーン、交差点マークにつきましては、現地確認の上、交通安全対策費を活用して対応しているところでございます。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 田中議員一般質問2番目の中学校のクラブ活動についての1点目、中学校にラグビー部の新設をについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ラグビーに限らず、スポーツは健康な体づくりを初め、仲

間や相手を思いやる心など、豊かな人間性を身につけることができる活動であります。

しかし、ラグビー部を市内の中学校に新設するに当たっては、現在の運動クラブのグラウンドの使用状況や設備面等において課題が多くあります。

また、岩出市内には、幼稚園児から中学生を対象としたラグビーのクラブチームがあり、多くの大会で優秀な成績をおさめておりますが、市内中学生は7人、小学生高学年は10人となっており、チーム編成も難しい状況であり、また、教職員等の確保も難しく、ラグビー部を中学校に現在のところは新設する考えはございません。

なお、本市には、スポーツによる青少年の健全育成を図ることを目的とした岩出市スポーツ少年団があり、施設利用についての配慮や大会出場への補助などを行っております。ラグビークラブが加入していただければ、子どもたちのスポーツ種目の選択肢もふえ、ありがたいと考えており、今後も他の未加入のクラブチームとともに加入に向け働きかけを行ってまいります。

○松下議長 再質問を許します。

○田中議員 先ほどの道路拡幅計画であります。現在、市道根来安上線、市道押川根来線等たくさんの事業を行っていることは承知しております。大変頑張られていることだと思っております。先ほどの答弁で諸条件を整えばということなので、よろしく願いしておきます。

次に、横断歩道等道路区画線について再度お聞きいたします。

横断歩道は、公安委員会及び警察で警察署に聞いていただいたとの答弁でしたが、市から岩出警察署に申請していただけるのですか。それから、岩出市内の国道24号線、県道につきましても、道路区画線の消えているところをよく見かけますので、それぞれ国土交通省、和歌山県が引き直してもらえるのかお聞きいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 田中議員の再質問にお答えいたします。

横断歩道や国道、県道の道路区画線等に支障がある場合は、市からそれぞれ岩出警察署、国土交通省、和歌山県に要望を行ってまいります。

○松下議長 以上で田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、順次質問をさ

せていただきたいと思います。

まず最初に、教育委員会についてご質問をさせていただきたいと思います。

昨年12月13日、中央教育審議会は、今後の地方教育行政のあり方についてという答申を取りまとめてきました。答申は教育委員会制度について市長を地方教育行政の執行機関として教育長をその補助機関に位置づけ、教育行政の責任者として、教育委員会は存続するものの、市長の特別な附属機関と位置づけるとしております。そして、安倍内閣の教育委員会制度改革は、市長が方針の作成や教育条件、人事方針などを決定し、さらに、国による介入、干渉を強化をするなど、市長と国による教育の介入を強化する危険なものであります。

現行の教育委員会制度は、戦前の軍国主義教育の反省の上に立ち、地方教育行政は学問の自由や教育を受ける権利など、基本的人権の保障、地方自治の原則などにより、国や行政機関から独立して、国民に直接責任を負っているものへと変革をされました。この原則をないがしろにし、市長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達のとときの政治権力や国家に従属させるものであり、断じて容認できるものではないと考えます。

そこで、次の点について教育委員会の委員長のご見解をいただきたいと思います。

1 番目に、昨今の教育委員会改革の動きについてどのようにとらえられておられますか。

2 番目に、現行の教育委員会に問題点や課題があるとすれば、どのようなことがあるのでしょうか。

3 番目に、指導要綱や教科書選定、そのチェックの実態についてお聞きをしたいと思います。

4 番目に、中立性の確保というのは可能なかどうか、お聞きをしたいと思います。

5 番目に、教育委員会委員長と教育長の一本化についての見解を、まずお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○佐谷教育委員長 現行の教育委員会制度では、一般的には事務局案を追認しているという批判や、また、教育委員長と教育長の責任の所在が曖昧である等の意見があることはよく認識しておりますが、本市ではそういうことはございません。私たちは、岩出市教育委員であることの自覚と誇りを持って取り組んでおります。今後も

そういうつもりで頑張っていきたいと思っております。

なお、あと詳細につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の1問目、教育委員会の改革の動きどう見ているのか等についてお答えさせていただきます。

現在の教育委員会制度につきましては、自民党と公明党の間で、この3月11日に、首長の権限の強化や責任の所在の明確化等を骨子とする合意を見たところでありま
す。この合意を受けて、この後、国会に教育委員会制度改革案が提出されること
になりますが、この中身につきましては、今後どのように変わっていくのか、閣議決定、
そして国会審議等がございますので、国の動きを注視していきたいと考えてござい
ます。

続きまして、2点目の現行の問題点、課題はあるのかについてお答えいたします。

教育委員会は、教育長を除き非常勤で構成されており、教育委員長の答弁にもあ
りましたけれども、現行の教育委員会制度には一般的な批判や意見があることは認
識してございます。しかし、岩出市教育委員会では、子どもたちの学力向上やいじ
め、不登校問題等の諸課題や教育施策について真剣に議論し、その進捗状況を事務
局が説明するなど、地方自治法第180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関
する法律にのっとり、教育行政の基本方針や重要事項を審議しており、教育委員会
としての責務を果たしていると考えてございます。

次に、3点目の指導要領と教科書選定、そのチェック体制の実態はどうかについ
てでございますが、教科書選定につきましては、学習指導要領に基づいて編集され、
国の教科書検定を合格した教科書から選定してございます。選定に当たっては、各
教科の調査研究員が各社の教科書を読み比べ、報告書を作成します。その報告書
をもとに、教科用図書選定委員会が審議し、選定委員会の答申をもとに、岩出市と紀
の川市の教育委員で構成する那賀地方教科用図書採択協議会で協議し、教科書を1
種類に決定するという仕組みをとっており、3段階のチェックを行っているところ
でございます。

4点目の中立性の確保は可能なのか、5点目の委員長と教育長の一本化について
の見解はどうかについてでございますが、教育委員会といたしましては、国が定める
法律等に基づき運営していくことになっておりますので、現時点では、今ある制度
の中で、決定すべき事項について真剣に議論し、その責務を果たしていけるよう今

後も努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ご答弁ありがとうございます。

第1問の教育改革についての質問については、一定もう安心をした面と、これからの動きによってどう変わるかわからないというご説明をいただきました。基本的には教育行政、これは戦前の忌まわしい軍国主義社会の中で、子どもたちが戦争に駆り出されていったと、根本的には教育があれば何でもできるという時代であったわけですね。一方的な変更した教育行政の中で、子どもたちがみずから戦争にかつぎ出されていくと、こういう過程の中で生まれてきた戦後の教育が、それは何だったのかというと、教育基本法にもうたわれていますように、教育の目的及び理念というのは、第2条の5項にうたわれているんですが、伝統と文化を尊重して、それらを育んできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重して、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養っていくんだというこの教育の目的、理念に従って戦後68年間教育行政が行われてきた。

最近、自殺とか子どもの問題が発生して、滋賀県の大津市等でも問題になり、今の教育が政府から見て、政権から見て責任の所在の不明確、危機管理能力の不足、審議会等の形骸化ということで、それをなくすために今回の教育行政の改革案というものが出されてきとるわけです。

そうしますと、現実的には、その機能が果たしてないというところが問題なのであって、それが時の政権の思惑で教育行政をゆがめていくということがあっては、私はならないと。強い反省の上に立っていくなれば、教育というものは中立であり、そういう立場を堅持をしていただきたい。このことが今私たちが求めていることであります。それについて再度、教育長、教育委員会委員長を初め岩出市については、そういうことはないんだということで今言われておりますので、その点については信じるということにして、これから、さらに教育行政についてもそういう立場を堅持をしていただきたいというように思っております。

そこで、2～3点お聞きをしたいんですが、昨今「アンネの日記」が東京都のほうで破られております。それから「はだしのゲン」がいまだに和泉市役所の市長が、これは生徒には読ませるべきではないということで閉館措置をとったという動きがあって、批判が起きているんですけれども、岩出市におけるそれについての現状はどのようなになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

東京、関東の公共図書館で「アンネの日記」が破られる等のことについては痛ましいことだと考えておりますけれども、本市におきましては、図書館においてそういうことはございませんし、開架図書の中でそういうことはないようにということです。今までと変わりなくあります。

「はだしのゲン」につきましても、以前もお答えしましたように、他市の教育委員会等のことをございますので、私のほうからコメントする立場にないということをございますので、再度ここで話させていただきたいというふうに思います。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この教育改革の問題については、基本的には今、ご答弁をいただきましたが、地方教育行政について政治的な中立性、継続性、安定性を確保して、もっと教育の本質的要請である自立性、自主性を維持して、子どもの教育を受ける権利、学習権の充足を図られるよう岩出市教育委員会並びに教育長、教育関係者の注意で指導力を発揮していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。これは答弁は結構です。

○松下議長 これで尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目に、職員互助会について質問をさせていただきます。

互助会、岩出市の職員互助会についての問題ではありますが、過去からでも何回かこれに関して質問をしたことがあります。今回は、本市における補助金支給について岩出市職員互助会についてお聞きをしたいと思っております。

これは、過去、吹田市で吹田市の職員の福利厚生に伴う互助会に支給していた補助金が職員への事実上の闇退職金に回されていたりということで、吹田市民が互助会、元吹田市長、元出納責任者を相手にして賠償責任訴訟を、住民訴訟を行って、判決がおりております。高裁、最高裁でも既に出ている判決ありますが、その中で補助金をみずから地方公務員の公務員法の趣旨に反することが起きるのではないかということを私は思っております。

そこで、次の2点についてご質問をしたいと思っております。

まず第1に、互助会の決算内容及び支出先事業について岩出市の互助会はどうな

っているのか。

それから2番目に、この互助会会員の構成の範囲についてはどのようにされているのか。特に、特別職及び非常勤職員は含まれるのか、この点についてまず初めにお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目、職員互助会の決算の内容及び支出先事業についてお答えいたします。

平成24年度決算で申し上げますと、主な事業としては、慶弔等の給付事業、それから福利厚生事業などを行っており、支出先については、互助会会員、体育クラブ、旅行会社などでございます。

次に、2点目の会員の構成範囲につきましては、岩出市互助会規約第4条において、本会は岩出市に常時勤務する市費支弁職員をもって組織すると規定されておりました、特別職、非常勤職員含まれてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、収支の話をされておりますが、現在の補助金の支給についての年額はわかりませんが、それについてまた答弁をいただきたいと思いますが、支出先については資料請求で事前にいただいておりますが、体育奨励補助金事業等、厚生補助事業について、この補助金については、枠を設けて、それ以外には使ったらだめですよという趣旨であろうと思うんですが、その点を再度確認をさせてください。

それから、この互助会の会員の枠であります、これは、私は市長及び特別職の加入の件については、今、第4条で特別職も入るんだということを言われました。この法律によりますと、この職員の適用する範囲であります、この法律の規定は法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないとあり、つまり、地方公務員法でいう職員とは、一般職の職員を指すのであって、この法律によれば、市長及び特別職が互助会に加入することは適当でないと考えられております。にもかかわらず、岩出市においては、市長、副市長、教育長がこの互助会に入って、それから慶弔金あるいはそこら辺の補助事業で支給をされているということになることは、通常は問題があるのではないかと、この法律を正確に読む場合、そのように思いますが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思いません。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目についてです。先ほど答弁させていただいた各事業の内訳年額でございます。給付事業については209万5,000円、それから福利厚生事業としては881万401円、それから体育補助といたしまして、合計ですけれども84万2,460円でございます。

それから、ご指摘の市互助会への公費の負担分についてですけれども、体育補助といたしましては、体育奨励補助として、これは25万9,560円をボーリング親睦費として経費を補助しております。

それから、福利厚生事業といたしましては、これ常備薬、薬ですけれども、この購入補助、上限1人1,000円でございますけれども、補助いたしまして15万7,620円となっております。

それから、互助会の職員の組織の範囲ということでございます。議員おっしゃる地方公務員法第4条の関係でございますけれども、職員互助会の組織については、自治法の42条の趣旨に基づき設置されておりました、職員のための任意的な互助組織として互助会が組織されるということになっておりました、職員ということでございますので、一般職、特別職を含むと考えて現在加入をしております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたが、特別職の範囲については、今後も互助会員として加入をさせるのか、それとも再考する考えはないのかについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、今補助金の金額を出されましたが、このうち構成団体の補助として、まあ慶弔ですね、これについても市長を初め特別職にも支給を交付されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

互助会の加入の今後の考えはについてでございます。他の市町村の状況なども調査した上で検討してまいりたいと思います。現在のところ引き続き加入を考えてございます。

次に、慶弔の関係の支給についてですけれども、規約等に照らし合わせて支給可能と考えてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきたいと思っております。

臨時福祉給付金についてであります。このもう間もなく4月から消費税率が5%から8%に引き上げられ、市民の生活がますます厳しくなる状況の中で、今回出されている臨時福祉給付金について負担の軽減策として出されていることではありますが、低所得者に向けての臨時福祉給付金、うち高齢基礎年金受給者等の加算資金もあるんですが、あるいは子育て世帯の臨時特別給付金が支給されようとしております。

この実施主体は自治体となり、どちらの給付金も受け取るには申請手続が原則必要になります。対象者に対して速やかに給付金が支給されるよう、円滑な事務処理が望まれるというふうに思っております。

そこで1番目に、対象者への収支、広報の方法についてはどうされるのでしょうか。

それから2番目に、給付実施に当たってのスケジュールですね。これについてはどう今計画されているのか。

3番目に、申請と審査の方法について、お聞きをしたいと思います。

さらに、配偶者などからDV等により避難している方への支給方法についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の臨時福祉給付金についてお答えいたします。

まず、1点目の対象者への周知、広報の方法でございますが、広報誌、ウェブサイトでの広報のほか、チラシ等の全戸配布を予定しております。また、非課税者等に対する課税されていない旨のお知らせ、介護保険料額決定通知書、国民健康保険税納税通知書等を送付する際にチラシ等を同封することを検討しております。

2点目の実施に当たってのスケジュールについてでございますが、受け付けは児童手当の受給者に給付される子育て世帯臨時特例給付金と同時期に行うことが合理的であると考えており、児童手当の申請と同時期の6月下旬に開始することを想定しております。

受け付け期間は、受け付け開始から上限6カ月間とされておりますので、申請期限は12月下旬を想定しております。

3点目、申請と審査の方法及び配偶者からのDV等により避難している方への対応についてでございますが、申請と審査の方法につきましては、市役所に郵送または持参していただいた申請書をもとに審査を行い、原則、口座振込により支給することとなります。

DV等により避難している方への対応につきましては、所定の手続を行っていただくことにより、住民登録を行っている市町村ではなく、実際にお住まいの市町村において給付を受けることが可能となっております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この給付についてであります。今言われた非課税所得の世帯については、1人1万円、それから老齢基礎年金受給者については5,000円加算すると。子育て世帯については児童手当、中学生以下の対象なんです。子ども1人について1万円と、いずれも1回限りの支給制度であります。そこで、岩出市におけるこの対象者というのは現在何人おられるのか。

それからもう一点ですね、私は危惧するのは、非常にこの作業というのは多くの動力が必要になってくると思います。担当課において滞りなく事務がスムーズに流れていくためにも、どのような人員体制で取り組みをされようとしているのか、ここについても、具体的にもう既に決まっているのであればお聞きをしておきたいと思います。

それから、さきの本会議の質疑でも1月1日の岩出市における住民票を置いている方ということになるんですが、1月1日以降、他の市町村に転出された場合、それについては転出先に対して郵送で、この申請先に手続を求めるのか、それとも転出先の自治体を通じて岩出市にそれを転送して、岩出市のほうから支給をされるのか、ここら辺について、ちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、対象者の関係でございます。一応、現在抑えている人数というところでございますが、加算なしの方で臨時福祉給付金の対象となる方については、5,800人を想定というか、予定しております。それから加算ありの方で4,625人、それから

子育て世帯、臨時特例給付金のほうですけれども、対象者7,050人を見込んでございます。

それから、今回の受け付けに当たっての体制的な部分でございます。相当な作業量が予想されるという状況の中で、どのような形で実施していくかということでございますが、チラシの封入や申請書類のチェックと比較的単純な作業については、臨時職員を雇用して対応することと仮定しております。ピーク時には5ないし10名の臨時職員が必要と考えております。

また、関係する各所属の職員に当該給付事務を兼務させることで、責任を持って対応できる体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

それから、1月2日以降に転出された方ということになりますが、あくまでも1月1日時点で住民票の所在地のあるところが、そのいわゆる事務を行うということになりますので、転出された方についての申請先は、仮に岩出市から2日以降に転出されたのであれば受け付けは岩出市と、こういうことになります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これご苦勞なことやと思うんですよ。非常に体制的にね、十分なのかというのを一番私も危惧しておりますが、1月1日、1月2日以降に転出された方に対して遠距離の場合もあると思うんですね。近くであれば、紀の川市とか和歌山やったらこちら簡単に来れるんですが、時間がかかってかえって九州のほうへ転出したよ、こっちまで来るということは非常に、物理的にも運賃代も要りますから、その場合は転出先に郵送で送って、郵送の書類をこちらに送り返してもらうという対応であろうと思うんですが、その点についてちょっと危惧をしておりますので、遠距離の場合の対応ですね、こちら辺について再度答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

1月2日以降に遠方に転出された方への対応ということでございますが、こちらのほうに電話をしていただきますと、その遠方先のほうに申請書を送らせていただいて、郵送でもって返送していただくことで手続が一応終わりというふうな形をとりたいなというふうに考えてございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

岩出市においては、庁議というものがあると思うんですね。いろいろな岩出市役所内における政策決定事項、幹部会等々いろいろとあると思うんですが、庁議における会議録をどのような形で作成をされているのかというのが、一番市民としては非常に重要な問題になるわけでありまして。そこで、本市の庁議としてどのようなものがあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、その会議については、全て会議録を作成されているのかどうかについて、まず第1点をお聞きしたいと思っております。

それから2番目に、会議録が作成されている場合、ホームページ上で公開をされているのか。だから庁議などの結果は、職員にどのように報告されているのか。文書や庁内オンラインで対応しているのかどうか、これについてもお聞きをしたいと思っております。

それから3番目に、このこれらの会議については、それぞれ定期開催をされているのかどうか。それから会議参加対象者ですね、年間の開催頻度数についてはどのような形で開催をされているのかお聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番、本市の庁議についての1点目、どんな会議があるのか及び会議録は作成しているのかについてお答えいたします。

岩出市の庁議につきましては、岩出市幹部会庁議設置規程に基づく幹部会議がございます。市政に関する重要事項等を審議してございます。会議録の作成につきましては、重要事項、市の施策あるいは業務等の意思決定を審議した場合、作成をしております。

次に、2点目の作成されている場合、ホームページ等で公開しているのか、及び決定内容はどのようにしているのかについてでございますが、市ウェブサイト等では公開はしてございません。また、決定内容について、課員への周知が必要なものについては、会議参加者から系統的に部下へ周知を行っております。

次に、3点目の会議は定期開催か、会議参加者対象者及び年間開催頻度数はどうかについてでございますが、幹部会議は毎月2回程度開催し、定期的には月初めに1回開催し、必要に応じて随時開催してございます。今年度は、15回の開催でございました。参加対象者は、市長、副市長、教育長の三役のほか次長級以上の職員でござ

ございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、公文書管理法とか、いろいろな閣議でも議事録として公開しているという動きがあります。今ご答弁をいただきましたが、会議録については、重要なものについては会議録をとっているということなんですが、重要な範囲というのは任意に決められるということがありますので、幹部会については、全て会議録として残しておく必要があると思いますので、これについては正確に会議録の作成を義務づけるということが必要ではないかというふうに思います。

それから、ホームページで公開をされてないということではありますが、全国的に今庁議など、市の意思決定過程も含めて行政情報の提供が進んでおります。「庁議」と公開で検索するといっぱい出てまいります。これは、埼玉県の新座市であります。ホームページで「庁議を開催します。10名だけですが、ぜひ傍聴に来てください」と、いわゆる幹部会でもオープンにして10名ではありますが、傍聴受け入れしますよというような動きをしている市もあります。

それから、庁議のページをホームページに設けてる自治体が多くあります。その中で会議録、議題、資料が公開されております。庁議に附属した議案書も、これも全て議会の議会議員に配信をしている自治体もあります。近隣では、吹田市で政策経営戦略会議をホームページで動画で配信をしておるところもあります。西宮市では、市長や副市長、各局長、理事等が出席をして、各局の総括室長等が出席した総括市長会があるときには、その雰囲気を見ながらストリーミング映像で実際に公開をしているというのが実態であります。

そこで、今答弁をいただきましたが、本来市役所の中における決定事項、政策決定事項、これは市民と直接関係する内容でありますので、今後についてはオープンにしていく、そういうことが非常に大切ではないかと思っております。そういう点で、議事録を全部作成してホームページ上で公開をする、それから傍聴も入れる、そういうような考え方で市民と市の間の結びつきを強くしていく、そういうお考えがあるのかどうか、市長にご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

幹部会議につきましても、岩出市幹部会議設置規程に基づき運営をしてまいりま

す。

それから、幹部会議において協議した内容についてですけれども、これについては直ちに直に市民にお知らせするというものではなく、これは担当課において細部にわたって十分精査した上でお知らせするということが、事務のあり方だと考えてございます。

それから、今後のことですけれども、ウェブサイト上での公開また傍聴、これについては現在のところ考えておりません。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えします。

会議録の作成範囲についての件でございます。会議録の作成に関してはそれぞれの会議など、個別に定められている場合を除きまして、作成すべき会議や種類、記載すべき事項、記録方法、様式など、岩出市の会議録作成要綱を作成しておりますので、それに基づいて作成してまいります。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

ただいま公室長が述べたとおりでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市の行政で一番問題なのは、いわゆる市民の目の届かないところで重要な政策決定がされると、これが一番危険性もあるし、心配な点であります。だから、政策決定に至る過程については、議事録をとって正確に議事録をとって公開をする、これが市の公開条例、公開のあり方だと思うんですが、今の話で聞きますと今後も現行のままでいくんだということではありますが、そうしますと、会議録というのは作成をしているけれども公開はしないということなのか、公開をしていくということなのか、これについて再度お聞きをしたいと思えます。

それから、精査をした上でというお話もありました。精査をした上でということで公開の運びになるのか、これについても、現状では動画の配信もする意志もないということでもありますので、そこら辺については求めませんが、それについて再度お聞きをしておきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

幹部会議においてその決定した事項ですね、すぐにそのまま直に市民の方にお知らせできるという状況ではないですね。細部にわたって十分精査した上で、要綱なりを固めた上でお知らせするというのが本来の形だと考えております。

それから、情報公開制度ですけれども、これは公開請求があったときは、制度に基づきまして適正に判断いたします。

○松下議長　これで尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

次に、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、5番目の質問をさせていただきます。

震災あるいは災害等において、ペットを守ることに特化をしてお聞きをしたいと思うんですが、過日、NPO法人「震災から命を守る会」というのが「1月17日、阪神・淡路大震災からの教訓」と題して、毎年1月17日に開催をされているものであります。

3回目となることは、特に、ペットの災害対策について焦点を当てて開催をされました。私も時間が、関係上参加をしたんですが、午前9時半から、子どもの部では、保育園児、幼稚園児を対象にボランティア犬との触れ合いを通じて命の大切さや、防災時のマナーを学ぶワークショップが行われておりました。また、午後1時半から、大人の部では「どうする。災害時に備えたペットの救助対策」をテーマに、基調講演やパネルのディスカッションが開催をされてまいりました。

現在、厚生労働省の統計によりますと、昨年度の和歌山県内の犬の登録頭数は4万8,440頭で、10世帯のうち1世帯が犬を飼っているということになり、猫など他のペットをあわせると、さらに多くの世帯で何らかの動物を飼っているのが現状であります。

和歌山県内では、近い将来、東海、東南海・南海地震による津波被害が想定されており、また、根来断層等の問題もあります。ペットを連れて避難しなければならない状況を考えることから、主催者は、飼い主を初め、自治会関係者など住民の方々にも参加をしてもらい、日ごろのしつけなど災害時の認識を高めてもらっているということでもあります。

そこで、岩出市においての方針、対策について、どのようなことを現在考えておられるのか、ペットといえども家族の一員であり、家族同然であって、そういう人たちのことを考えて、防災策定にもこの問題を取り上げておく必要があると、私はそのように認識をしておりますので、市の方針、対策を答弁を求めたいと思いま

す。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の一般質問5番目、震災でペットを守る方針と対策はについてお答えいたします。

ペットを守る方針と対策についてでございますが、市の地域防災計画の見直しの中で、災害時には負傷または放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかわる問題も予想されるため、動物愛護の観点から県が設置する災害時動物救援本部と連携し、県獣医師会や動物愛護関係団体等の協力を得て、動物保護管理活動を行っていくこととしております。

また、避難者のペットについては、岩出市避難所運営マニュアルに沿って、他の避難者の迷惑にならないよう、避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けるなど、飼養者自身がペットを適正に飼養管理できるような場所の確保に努めるとともに、身体障害者補助犬については、周囲の理解が得られれば、避難所の居室スペースへの持ち込みを可能としております。

いずれにしましても、震災等有事に際しては、人命の安心安全のための避難所運営はもとより、ペットについても飼養者の意志を尊重し、極力目の届く範囲内に居場所を配置するなど、飼養環境への配慮にも努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 大枠想定した内容の答弁であったんですが、国の防災基本計画には、家庭の動物の受け入れの配慮が今回新たに避難場所、仮設住宅等について追加をされました。県も地域防災計画、動物保護管理計画を見直して、市町村に避難所運営マニュアル作成モデルを新たに一つ一つつくって、今、県の職員、生活衛生課等の担当者がつくっておるわけですが、東北大震災のときに一番問題になったのは、これは福島県の避難された方の発言なんです、震災時、避難先でペットを置いていくようにと言われ、飼い主たちは混乱をしてやむを得ず離れ離れになった人はとても苦しい思いであったと。避難が解除された後、自宅に帰ると、犬は鎖でつながれておりますから餓死してたということで、非常に悲しみも人一倍であったということも言われております。

また、逆にペットを連れていくと、ほかの避難所の皆さんに迷惑がかかるということで、車の中で避難所に入らず、車の中でいわゆる小動物と一緒に生活をする

ということがあったそうであります。これも、やはり私たちはお互いにお互いの命を尊重する、ペットも同様でありまして、動物愛護の観点から、早急に岩出市で万が一そういう災害が発生した場合に備えて、今言われた飼育スペースの確保、これも大切な問題でありまして、また、動物に対しては、猫でも犬でもそうなんですが、人によってアレルギー症状を起こしたりということもありますので、そこら辺も配慮した受け入れ体制、適正な管理ですね、ここら辺も十分考えておく必要があるというふうに私自身も思いますし、これから避難所が公民館になると思うんですが、公民館におけるスペースをどのように確保していくのか、ここら辺について、具体的に細かくペットを守るという立場で対策を持っていただきたい。そのことを求めておきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

早急に災害に備えての対応準備ということでございます。災害時に動物救護対策をどのように講じるかは、動物愛護の観点だけではなくて被災者である飼い主の避難の支援、いわゆる心のケア、それから放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要であると、このように考えてございます。

平成25年6月に、環境省のほうで災害時におけるペットの救護対策ガイドラインというものを出してございますので、こういうものを参考にしながら、また周辺市等の情報も収集しながら適切に対応していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ペットの問題で言いました。犬と猫の問題あります。それともう一点は、大きな動物飼育でいえば、牛とかヤギも飼っておられるところもあると思うんですが、そういう動物を飼っておられる方に対する対策も、これも1つの重要な課題になると思うんですね。

現実的に、私も福島県の浪江町に行って、希望の牧場というのを拝見したんですが、被曝して約350頭の牛をアイザワさんという方が飼われております。これは厚生省のほうから「殺処分せい」と言われながらも、これは生きた化石だとして後世に被曝して牛がどのようにこれから生命を維持していくのかと、動物にあらわれている現象というのをどう研究していくのかということで、全国からの支援のもと、経済的な利益は生み出さないんですけれども、飼育をされる方のお話を聞きました。牛、

犬、猫、全てのこの地球上に生きている生ある動物に対して、そういうものに対する対応というのは、これは非常に大切な課題になってきているわけであります。そういう点から、これは早急に災害対策のマニュアルをつくられる場合には、ぜひ1つの枠の中に入れていただいて、対策をしていただきたいということを求めていると思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ペット、犬・猫以外というところでございますが、市のほうでは一応やはりまず飼養されている方自身への普及啓発、そういったものをまず、これは大切な部分かなと、このように考えてございます。当然しつけとかという部分もございますので、そういう普及啓発、それから一般の方への理解をいただくためのやっぱり啓発、これらも非常に大切かなというふうに考えてございます。そういう意味で、先ほども申し上げましたように、国のほうでガイドラインが出されてございますので、そこらあたりをしっかりと一応読ませていただいた中で対応していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 (12時05分)

再開 (13時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、第6番目の質問をさせていただきます。

大門池の件であります。新池駐車場賃貸料の返還請求についてであります。これについては、たびたび私はこの本会議場でも述べてまいりました。大門池訴訟については、岩出市が大阪高裁の和解案を拒否したため大阪高裁が判決を下すこととなり、双方の控訴を棄却した結果、和歌山地裁の判決、つまり大門池、新池の所有権は岩出市に、水利組合は地役入会権という地上権に類する強い権利を要するということになりました。

ところが、岩出市当局は議会の承認を取りつけて最高裁に上告受理の申立てをし

たため、現在も継続中であります。

そこで、まず第1点であります、大門池裁判について最高裁は岩出市の上告受理の申立てを受理されたのかどうか、その後の経過を求めたいと思います。

さらに、私は、本件賃貸料の返還請求問題について12月議会でも取り上げてまいりました。その議事録を何度も読み返しましたが、市長も教育長も私の質問に真正面から答えていません。とても納得いく答弁ではありませんので、今回は端的に質問をいたしますので、誠実にお答えをいただきたいと思います。

そこで、本件賃貸料であります、実はその大部分は既に時効にひっかかっており、取り戻すことはできない事態になっていることを議会の皆さんご存じでしょうか。民法の債権の消滅時効を10年と定めております。だから、水利組合がこの規定を援用しますと、10年を経過した後は消滅時効にひっかかってしまいます。市長は財政資金の管理責任者でありながら、そのことは当然熟知されているはずであります。そういうことはないと思いますが、万が一市長がこの法律の基本をご存じないのであれば、資金管理責任者として全く失格であります。

ご承知のように、本件賃貸借計画は10年契約が2回更新され、合計20年間賃貸借料が支払われてまいりました。この3月時点で見ますと、水利組合が時効を援用すれば、20年分のうち19年と3カ月分は既に消滅時効にかかっておりまして、もはや返還請求しても無駄であります。そして、残りの9カ月分ではありますが、実は、これも今この時点で一刻一刻と時効が進行しております。来月になりますと8カ月分となり、ことしの12月、年度末には全て消滅時効が到来いたします。そうしますと、全てこの賃貸料については取り戻すことができなくなるわけであります。

こうした事態を招いてるにもかかわらず、市長や教育委員会、教育長は、議会においてその都度「目下、弁護士と相談中であり、返還請求するための法的な調査整理を慎重に行っているところであり、早急に手続をとってまいりたい」との答弁を繰り返し繰り返し述べております。市民の感覚として、このだまし続ける事態について、私は大変遺憾に思っています。実際に返還請求せずに放置した結果、手おくれで取り戻すことができなくなっているのが現状であります。

そこで質問をいたします。

質問の第1は、支払った賃貸料の返還請求についてであります。市長は、平成17年の議会において、町議会議員当時「執行部より提案された予算、決算は正しいものと判断し、賛成してまいりました」と答弁され、町議会議員当時には「本契約は正当であると判断していた」と明言をかごされました。

ところが、図書館建設問題が発生して以来、市長以下教育長の幹部は、一斉に「本件契約はイレギュラー」との答弁に転じて、その後、その姿勢は一貫して現在も変わっておりません。市長はこのように、一方ではイレギュラー発言を繰り返しながらも、他方で本件契約の満期満了終了まで、毎月毎月賃貸料を支払い続けてまいりました。正当な契約と認識していた時期の賃貸料の支払いは当然であります。しかし、イレギュラーな契約との説に転じた以降も支払いを続けてきたのであります。

先ほども述べたように、市長は債権の消滅時効が10年であることを熟知していたはずにもかかわらず、支払い続けてきたのであります。イレギュラーな契約と主張し、しかも支払い金が消滅時効にかかっていることを熟知していたのであれば、即刻、支払いの停止、過去の支払い金の返還請求、さらには時効の中断等の手続を再三、私もとるべきだと申し上げてまいりました。なぜ、支払い続けてきたのか、お答えください。

ここで私の質問の要点は、イレギュラーな契約をしながらも支払いを続けた理由及び支払いの即時停止、返還請求、時効の中断等の手続をとらなかった理由についてご答弁をいただきたいと思っております。

さらに、監査委員会にお聞きをしたいと思っております。

今、私は述べましたように、昨年9月議会でも、私の質問に対し「係争中であり、裁判中である」と述べられ、監査の立場といたしましては、この訴訟にかかわるものについて見解というものは差し控えたいとして放置をされてきました。また、12月議会でも「監査委員会といたしまして、現在の中で請求云々、どうこうについて申し上げるのは適当でないと、このように判断してございます」と述べ、「訴訟中だからただ座視している」と答えています。

しかしながら、私が指摘したように、この問題は裁判と全く関係ありません。そこで監査委員会にお聞きをしたいと思っております。

以上のように、市長が賃貸料の支払い及び支払い賃貸料の返還請求、時効の中断等をしてこなかったことは、財務関係の管理義務違反であると考えます。その結果、時効により返還請求しても無駄になり、市の財政に多大の損失をかけることとなります。監査委員は、市の重要な財政資金に穴をあけることに疑問を持たず、何ら監査業務を実施していないとすれば、監査委員としての重大な職務違反であります。これについてどのような責任をとられるのか、端的にお答えをいただきたいと思っております。

なお、監査委員は、この民法の規定による本件賃貸料には10年の消滅時効があることを知っていたのかどうか、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○中谷教育部長 尾和議員ご質問の6番、大門池についての1、大門池訴訟の最高裁についての1点目、その後の経過はどうか、受理されたのかについてお答えいたします。

平成25年12月4日、最高裁判所に対し上告受理の申立てを行いました。受理の通知はまだいただいてございません。

なお、平成26年本年1月23日に相手方である西洋らから附带上告受理の申立てが提出されてございます。

次に、2、駐車場の賃貸料の返還請求についての1点目、賃貸料の請求権はいつまでであるのか、あると考えているのか、及び2点目、債権の時効はあるかについて一括してお答えいたします。

本件につきましては、現在も係争中であり、弁護士に検討していただいております。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質問の6番の3点目、監査委員として消滅時効を認識しているのか等についてお答えいたします。

前回もお答え申しましたように、本件は、係争中でございますので、私どもの立場として時効について、言及すること等は控えさせていただきます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。賃貸料の請求権はいつまでであるのか、債権の時効については係争中であるので言えないということをおっしゃいましたが、私が質問しているのは「債権の時効は10年で消滅するんではありませんか」と聞いているわけですか。それを、そういうものはないということなのか、時効はあるということなのか、その点について答弁をしなければならないはずなんですよね。裁判は裁判なんです。この賃貸料の請求権について時効があるのかどうか、その法律をご存じであるのかどうかを聞いているにもかかわらず、まともに答弁してないじゃないですか。なぜしないんですか。

今も申し上げたように、もう19年と3カ月、今年度末に至れば時効が来るわけで

す。そしたら4,700万円余りの支払った岩出市の市民の税金を、時効によって消滅するのではないですかと聞いてるわけです。それについて再度ご答弁ください。時効しないのかするの、いいですか。

それから監査委員にお聞きしますが、監査委員というのはどういう仕事ですか。もう一度振り返ってほしいんですが、監査委員というのは、市の市民からいただいた血税を正しく使う。それが問題があるときには、適正に自主的に判断をして是正をさせていくという立場じゃありませんか。それにもかかわらず、裁判が続いているのでその見解を控える、何のための監査委員ですか。そんな監査委員であれば辞任すべきです。

再度、聞きますが、監査委員はこの消滅時効、民法の消滅時効、債権の消滅時効について条文を知っておられるんですか、知らないんですか。再度、答弁をしてください。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、新池の駐車場の賃貸料につきましては、専門家である顧問弁護士のほうにお願いして検討いただいております。プロのほうに任せてございますので、それでご理解いただきたいと思います。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、消滅の件につきましては、これは当然でございますが、日本の法律民法では10年というのは認識はしてございます。そして、後、問題が是正していく、あるいは指導していくのが監査じゃないかという意味やと思いますが、それについては、先ほどから申し上げてますように、これ今係争中でありますから、特に、監査としてその最高裁ですか、その判断を待ってから言及すべきであって、今の段階では、係争中であるということに尽きると思います。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育委員会ね、教育委員会のあなたたちはね、うそをついたらあかんと生徒に教えてますよね。正しく物事を認識して、正しく指導すべきだという立場で教育行政をやっとられると思うんですね。今ご答弁をいただきましたが「専門家に任せているから、この賃貸料の請求等々については答弁できない」と、「私は答え

ることができません」と言ってるわけですよ。そうでないでしょう。裁判で争っているのは、池の所有権と地役入会権を争っておるんですよ。その件で権利はどこにあるのかということで争っているわけです。裁判で争って賃貸料の支払いについてですよ、返還請求なり支払について、それで争っているわけじゃないんですよ。そうじゃありませんか。賃貸料も含めて裁判で争っているんですか。その点をもう一度、教育委員会の委員長、執行部の代表である教育委員会の委員長から明確に答弁を求めたいと思います。

それから代表監査委員、今も教育委員会に私言いましたけれども、今回の裁判争っているのは、賃貸料の4,700万円のことで争っているんじゃないんですよ。それは認識していただけますね。全体をひっくるめて、これ裁判闘争やってるんと違うんですよ。賃貸料を20年間払い続けた、それはイレギュラーだということでストップしたから、前に払っていたものについては岩出市は返還請求しなさいよと、イレギュラーやから返還請求するのが当たり前じゃないですか。それを放置しているということなんです。債権の中断をしない、請求権を行使して支払ってくれと請求することもしない。そうしたら中断になりますから、そこからまた10年延びるわけですよけれども、この間、いっつも支払い中断しないのは不当じゃないですか。監査委員として、これはその方法は正しいという判断をされているのか、ご答弁ください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

何度も言いますように、司法における最終的な判断が出ていない中で、やみくもに手続を進めることは予期せぬ結果を招くことになり、慎重にならざるを得ないというふうに考えてございます。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1つ、市が請求してないことについての云々の話でございしますが、これは市当局の判断として、係争中であるから今教育長がお答えになったような感じで請求していないということだと思えます。

また、賃貸料の裁判と別だというお話でございしますが、これはあくまでも根本は同じ根本であると思えますので、私は司法の最高裁判所の結論を待って言及すべきといえますか、監査としての立場というのを明確にすべきと、このように判断しております。

以上です。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 7番目の質問をさせていただきます。

最後になりますけれども、安倍政権の今日の動きについて市長にお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、日本国憲法は今大きな試練のときを迎えております。憲法改正は私の使命と、憲法の明文を変えることに強い執念を燃やす一方で、さきの大戦の反省と教訓をもとに平和憲法がうたっている憲法第9条、この中身を変えようとしているのであります。歴代内閣のもとでは、許されないとされてきた集団的自衛権の行使に関する解釈を変更して戦争する国を目指しております。

また、私はこの国の最高責任者であり、私が責任をとるとして独裁者的発言を繰り返してしております。日本はいつから安倍政権1人のものになったのでしょうか。立憲主義の根本から突き崩すものであり、到底容認することはできません。

そこで市長の所見をお聞きをしたいと思います。憲法解釈を変更して集団的自衛権行使容認の考えに、あなたは賛成されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、消費税増税が4月1日から3%アップし8%になる中、一般市民は大変な生活苦を強いられることとなります。消費税導入以来、法人税率は一貫して下がりが続き、1989年以前の42%から25.5%まで引き下げられました。さらに、大幅な減税をやろうとしております。消費増税の税収は、その穴埋めに使われているのが実態であります。さらに、70歳から74歳の医療費自己負担が4月から2割になります。介護保険でも自己負担増の法案が提出されようとしているのであります。この件について市長はどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、3.11から3年、しかし、福島原発事故は終わっていません。放射能汚染により、いまだに14万人以上の人々が住みなれた家や大切な故郷を追われて暮らしておられます。そのうち2万9,000人が劣悪な仮設住宅で寝起きをしているのであります。長引く避難生活の苦しみの中で、亡くなった震災関連死は1,600人を超えました。そして多くの人々が放射線管理区域レベルの汚染地での生活を強いられておられます。小児甲状腺がんが被害が続出しており、既に発見された人員は33人と言われております。この甲状腺がんは100万人に1人から2人という確率で出てきているわけではありますが、今日疑われている人を入れますと、75人の甲状腺がん

が発生しているのであります。この現状を見ても理解できます。原発推進ではなく、原発のない日本に向け、このような原発の再稼働と輸出をやめ、即時に原発ゼロの政治決断を国に求めるお考えは中芝市長はありませんか。お聞きをしたいと思いません。

次に、今日、今、日本の核のごみが幾らあると認識されておりますか。原発の使用済み核燃料の貯蔵量は、さらにその保管する場所も満杯の状況にあります。安倍政権は再稼働に向けて進んでいますが、この政策、原発推進は核のごみをさらに増加させるものであり、これを許してはならないと私は考えております。市長のお考えをお聞きしたいと思いません。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の安倍政権についての一般質問ですが、いずれも国政に関する事項であります。国政に関する事項については、国と地方の協議の場に関する法律の規定に基づき、全国市長会で対応しているところであり、個人的な見解を議会本会議においてお答えする考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

○尾和議員 3項目にわたってるのに何で1項目的だけ答えるの。

○松下議長 今、一括してという答弁でした。

○尾和議員 一括してと言えへなしよ。

別々に聞いているんやから別々に答えなあかん。事前に打ち合わせしとるんやから。

○松下議長 一括して今答えたと思うんです。

○尾和議員 別々に質問しとるんや、別々に答えてもらわんと。

○松下議長 いや、それも1つの方法だと思うんですけれどもね。

○尾和議員 だから、それ議長言うたらええねん。答弁してくださいと。

○松下議長 いやいや、その答弁も1つの方法。

○尾和議員 何で議長は市長のかたもつの、おかしいやないか。

○松下議長 もってないって。もってないですよ。

○尾和議員 おかしいやないか。事前に私は言うてるんだから、それに答えるのが市当局の説明責任じゃないですか。わからんのやったらわかりませんと、これ1番についてはこういうことです。2番については、わからんならわからんということ言うべきです。

○松下議長 市長。

○中芝市長 一括してでございます。よろしく。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 全くですね、愚弄する発言ですね、答弁ですね。私は誠意を持って質問しとるわけですから、それに対して、一括して政府のことは私は知りませんと、岩出市長としては、全ての問題について政府の見解について言う立場ではないということ言われます。こんな市長が、岩出市民5万2,000人の命と暮らしを守ることができるんでしょうか。

そこでお聞きしたいと思います。市長ね、そしたら具体的に聞きたいと思うんですが、今、核のごみは日本でどれだけあるかご存じですか、お答えください。

○松下議長 尾和議員、通告しておりますか。

○尾和議員 4番目に述べとるでしょう。

○松下議長 ごみのトン数とか何か聞いてたんと違いますか。核のごみをさらに増加させるものであるかどうかということで質問出てますので、その。

○尾和議員 知らんのやったら知らんでいいんです。

○松下議長 そういう質問すること自体も。

質問通告に入ってませんのでね。核のごみをさらに増加させるものであるかどうかということ。

(議場騒然)

○松下議長 尾和議員、通告ないから、再々質問でやってください。

○尾和議員 いや、わからんのやったらわからんでええんよ。

○松下議長 いや、それはあれですわ、通告外ですのね。

○尾和議員 だから、まともに答えんとやね、この問題に一括してあんな答弁するから、私も聞きたくなるわけや。

○松下議長 尾和議員、もう再々質問でしてください。

尾和弘一議員。

○尾和議員 全くですね、こんな市長とは知りませんでした。

今ね、核のごみね、日本にどれだけあるかといいますと、1万7,315トン現在あるんです。各原発で貯蔵しているのが。再稼働したら毎日約、今は再稼働してませんけれども、大体50トンから出てくるんですね。これの処置に今困ってるんです、日本は。だから、基本的に原発推進の立場を明確にしない、こういう市長であることは明らかです。市民の審判を受けるべきだと思います。

本会議場であんな言葉使うというのはけしからんな。議長も何も言わんでおかし
い。ええかげんにしとけという言葉違うやろ。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問にお答えをいたします。

冒頭答えたとおりでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず初めに、高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成についてであります。これまでも2年前から何度か取り上げてまいりました。高齢者が生き生き健康に過ごしていくためにも重要な施策であるため、行政は市民の健康を守るという立場でお答えを求めます。

1975年からずっと肺炎で亡くなる方は右肩上がり、65歳を超えると肺炎の死亡率がぐっと上がるため、肺炎は高齢者の大敵と言えます。そこで、肺炎有効予防、1つとして肺炎球菌ワクチン予防接種があります。このワクチンに対し助成制度を設ける自治体もふえてまいりました。和歌山県内では、南部町や白浜町、古座川町、北山村などでは既に独自の助成制度を設け実施しております。

助成内容には自治体によって違いがありますが、全額公費負担から一部を公費で負担する方法など、さまざまな形で高齢者の命と健康を守る取り組みが行われております。接種費用は約8,000円と高く、高齢者の暮らしを考えると接種費用の助成制度は必要です。そして、高齢者の皆さんの切なる願いでもあります。こうした願いに和歌山県後期高齢者医療広域連合が肺炎球菌ワクチンの費用助成を、市町村が助成すれば2分の1を補助する制度を予算化しました。これまで岩出市は国の動向に十分留意し、対応していくとの立場をとってきましたが、国の制度を待つのではなく、こうした広域連合の制度をいち早く活用し、住民の健康を守ることが重要であると考えます。

昨年の6月議会で申したとおり、平成25年6月時点で75歳以上は3,942人、初年度では対象者が多いですが、全てが接種を希望されるとは限りません。また、5年間有効期間があることを考えれば、高齢化が進み、増加するとはいえ、初年度の対象人数には達しません。

例を挙げますと、対象者数3,942人全ての人が接種すると考え、接種費用が8,000円だった場合、自己負担3,000円として残り5,000円を2分の1市が負担した場合、985万5,000円となります。自己負担2,000円とした場合、残り6,000円を2分の1だと1,182万円、自己負担4,000円では788万4,000円となります。

しかし、先ほども言いましたが、これは初年度にかかる費用です。毎年これだけの費用が必要ではありません。岩出市で市にあった方法で取り組むことは十分に可能で対応できると考えます。75歳以上の方へのワクチン接種、和歌山県後期高齢者医療広域連合の助成制度を活用し、岩出市でも実施を求めますが、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、高齢者肺炎球菌ワクチンについて、岩出市でも県の助成制度を活用し、75歳以上の方にワクチン接種の助成をについてお答えいたします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合では、平成26年度から県内の市町村が当該ワクチン接種に助成する場合、その費用の一部を市町村に対して補助する予定であると伺っております。本市では、これまでも国の動向を注視し、対応していくとお答えしましたとおり、現時点での国の制度設計が示されていない段階で、その活用は考えておりません。

現在、国においては、平成26年1月15日に厚生科学審議会において、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化が審議され、技術的な課題や財源の確保等について一定の調整が図られたとしており、今後は、ワクチンの供給状況や自治体の準備期間及び国民への周知期間等を勘案し、平成26年10月から導入できるよう調整を行うとしております。市といたしましては、引き続き、国の施策の内容や定期接種導入に向けたスケジュールなど情報収集を行い、国が示す接種基準に従って円滑に実施できるよう態勢の整備に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これも前回同様ですね、同じような答えが返ってまいりました。国の動向を見てからというふうな形で必ず言われますが、国が10月から実施というふうになったら、その制度設計についても考えていくというような答弁です。しかし、国の制度をなぜ待つのかというところに大変疑問を感じます。和歌山県の後期高齢者

医療広域連合は、市町村が実施すれば、先ほど部長のおっしゃったように一部は負担、2分の1やるというふうに言っています。その制度を活用しようとしないうのは大変理解しがたいものだと思います。

費用に関して言えば、1回接種したら5年間は受ける必要がないために、接種者は、次年度以降の予算に含める必要がなく、岩出市の財政を見る限りできないわけがありません。岩出市が早く実施に取り組んで国が制度化すれば、その時点で新たに市は制度の充実が図れるよう、さらなる独自の取り組みも行うことができると考えます。それは市民の健康を守るという点で大変非常に重要なことです。接種により重症化しないことを考えたとき、その健康を守ることはもちろん、医療費給付費の抑制にも役立つことが上げられております。

国立感染症の研究所は、成人肺炎球菌ワクチンの医療費削減効果を発表しています。そこでは、65歳以上の高齢者でこれを接種した場合、年間約7万6,000円、75歳以上の高齢者では、年間約12万4,000円削減効果があるという結果を出しております。高齢者になればなるほどその必要性は増してきます。健康、財政の両面から見ても必要ということは明らかではないでしょうか。高齢者の健康と医療費、医療給付費の負担を少しでも抑えるため、接種で重症化を防ぐために必要な施策ではないかと考えております。

現在、広域連合長の中芝市長、任期のある間に自身がぜひ先頭を切って、この助成制度を広域の高齢者医療広域連合のこの助成制度を活用し、この岩出市において実施する考えはないのかを改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問に対する答弁をいたします。

私、任期4月15日までです。後期高齢者医療広域連合が行う当該補助事業は、特別調整交付金の対象となることを前提とした制度設計であり、対象事業から除外されれば補助開始の見送りなども起こり得ることから、市町村には、国の動向を確認しながら慎重に判断されたいとしております。

詳細については担当部長から答弁させます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続きお答えいたします。

広域連合としましては、あくまでも市町村が実施する当該助成事業に対して平成26年4月から補助するというスタンスで、実施市町村における財政負担の支援を行

うというものでございます。その財源は、先ほど市長もお答えしましたように、特別調整交付金を活用するとされておりますが、この事業自体、交付金事業の対象となることが確約されているものではなく、また、国の動向次第では、その後の取り扱いなどにおいて補助開始の見送りや途中での事業終了も起こり得るとされております。

国では、これまで厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において、接種対象者や接種歴の記録、市民へのアナウンスの仕方、ワクチンの供給体制等懸念される問題等に対して種々議論されているところでございます。市としましては、先ほどもお答えしたとおり、これらの懸案事項への対応がなされるなど、国の制度内容等が確定し、市としての準備態勢が整い次第、実施していきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○松下議長　これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続き、2番目の質問をお願いいたします。

○市来議員　2つ目の質問に移ります。

学校での色覚検査希望者には実施をについてでございます。色覚の異常とは色の区別が正常の人と比べると少し苦手だということです。つまり、普通では区別できる色が区別できない場合があるということです。平成13年までは学校の定期健康診断で色覚検査が行われていました。しかし、平成14年3月に学校保健法の施行規則改正に伴い検査の実施義務がなくなり、ほとんどの学校で色覚検査が行われなくなりました。岩出市でも実施しておりません。

近年、眼科で先天性色覚異常と診断された中学生、高校生の約半数が異常に気づかず、中には進学、就職の際に支障が出ているケースがあることを公益社団法人日本眼科医会と日本眼科学会で作る日本眼科啓発会議がまとめた調査の結果からわかっています。平成22年、23年度にわたって、先天性色覚異常の受診者に対する実態調査を実施した中で明らかとなりました。

夢を持って進んできた道を進学、就職間近で断念せざるを得ないという実態があります。具体的には、消防士などの色覚制限がある職業の志願者が試験どきの検査で異常を指摘され断念、また、工業高校進学者が入学時検診で異常を指摘され、困惑、電気コードの配線で困難な状況になることがあるなどが上げられております。こうした異常に気づかず、進学、就職に支障が起きているケースの報告が上げられていることについて、市は認識しているのかをお聞きいたします。

2つ目に学校保健法施行規則改正と同時に、学校での検査は任意、保護者の同意

を得て行うことと通知されているが、市はどのように現在対応しているのかをお聞きします。

3つ目は、色覚検査の実施についてはさまざまな意見があり、賛否両論が各方面の団体などから意見が上がっております。全ての子どもたちが検査対象となるわけにはいきませんが、保護者が希望した場合に限って検査を行うことは必要ではないかと考えます。例えば、保護者からの申し出があった場合は検査を実施しますなど、健康診断までに事前に保護者に通達を行うことや、現在行われているプールやマラソンといった行事では必ず事前に参加する、参加しないといった保護者へのプリントが配布され、記入することが行われていますが、同じように記入式といった方法を活用するなど、市ができる範囲で行い、色覚検査を行う必要があると考えます。

色覚検査は、これまでも毎年行われていたわけではなく、小学校の6年間あるうちの1回行われていたもので、検査は可能ではないかと考えております。保護者からの希望があれば実施する考えについてお答えを求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員ご質問の2番目、学校での色覚検査希望者には実施をについてお答えいたします。

まず、1点目の異常に気づかず進学、就職に支障を来しているケースがあるが認識しているかについてであります。全国的にはそのような事例があることは承知しておりますが、本市の小中学生ではそういった事例の報告は受けておりません。

次に、2点目の学校保健法施行規則改正と同時に学校での検査はに、保護者の同意を得て行うことと通知されているが、市はどう対応しているのかと、3点目の保護者からの希望があれば実施する考えはについて一括してお答えいたします。

岩出市では、平成13年度までは、小学校4年生の児童と中学校1年生の生徒の健康診断で色覚検査を実施していましたが、平成14年の学校保健法施行規則の一部改正により、色覚の検査は必須事項から削除されたことに伴い、平成14年度からは、色覚検査を実施しておりません。

また、この規則の一部改正では、色覚検査の必須項目からの削除に伴い、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えることが留意事項として示されています。このことを受け、学校では、保護者から検査の要望があった場合、養護教諭等が個別に検査を行うこととしています。

また、授業等で色覚に不安のある児童生徒に対しては、教職員が配慮を行うとともに、保護者との連携を図っているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今お聞きした中では、ちゃんとやっているという形で言われました。しかもそれは、不安が保護者があった場合には申し出るとか、学校では先生たちが子どもたちにかかわる中で、やはり緑の黒板の中やったら赤のチョークで書いている文字がちょっと見にくいだとか、図工の時間だとか、絵具の問題だとかで、それで発見することがあって、そうしたことを保護者との懇談の中でやってるといような言われ方なんですけど、私が言ってるのは、事前に、これ知ってる方と知らない方がいらっしゃるんですよ。そうやって教師の方が気づいて、すぐに保護者の方というふうに言われたりした中でやってくれるのはいいんですけども、やはり保護者のほうから、やっていただきたいという申し出があったときはどうなのかなという、保護者の方もこの色覚という問題については、なかなか知らないという点もあるので、やはり希望があればとるとい形にはできないのかという問題があるので、その辺について再度、どのように、学校側が気がいたら保護者とのやりとりの中でやっていくのか、保護者が「やってください」と言われたらやるのか、その辺のやり方だけちょっと1つ聞きたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市來議員の再質問にお答えします。

先ほど述べました学校保健法の規則の一部改正になった際に、周知についてというのには触れられておりません。本市においては、児童生徒及び保護者からの申し出があることを基本としており、その申し出につきましては、保護者の懇談会とか毎年4月に児童生徒に健康状況を把握するための保健調査票というものを配布して、子どもの健康状態について学校に知ってほしいこととか、そういうことを記入する欄を設けておきまして、そういう機会を通して、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者からの要望があれば、個別に検査指導を行うこととしておりますので、十分対応が可能であろうというふうに考えてございます。

○松下議長 これで市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市来議員 3点目に教職員の勤務実態についてを質問いたします。

全日本教職員組合が平成24年10月に実施した勤務実態調査2012の結果報告書が25年10月に発表されました。その中身について、教職員の長時間労働の実態が明らかとなっております。この調査は2006年の文科省調査と同じ調査票を使い、5,880名の教諭を含む6,879名分が集約をされたもので、同様の調査は東北大学でも行われております。

調査結果では、全国で教職員の1カ月の平均時間外勤務時間は69時間32分でした。和歌山県を抽出した結果でも63時間14分です。過労死認定裁判では、持ち帰り仕事も超勤時間と認定するケースが多く、持ち帰り時間も合わせると教職員の残業の総時間数は1カ月平均で91時間13分、全体の33.2%が月80時間を超える時間外勤務をしています。和歌山県では、84時間26分という結果で、41.7%が月80時間を超えていることがわかっております。

この時間が何を意味するのかは、厚労省が過労死ラインとして示す月80時間を超えているという実態があることです。全国を見ても、そして和歌山県内の状況を見ても80時間を超えている教職員がいるということ、大変重要な問題点があることがこの調査でわかってきました。また、100時間以上という方も2割近く5人に1人いることが結果でわかりました。

厚労省も脳血管疾患及び虚血性心疾患などによる過労死を労災認定する際の基準として、1、発症前の1カ月から6カ月に時間外労働が1カ月当たり約45時間を超える場合は、業務と発症との関連性が徐々に強まること、2、発症前1カ月間に約100時間、または発症前2カ月から6カ月間に1カ月当たり約80時間を超えると時間外労働があった場合は、業務と発症との関連性が強いことを2001年都道府県労働局長に対し通達しています。教員が元気で生き生きと子どもたちの教育に取り組むことはとても大切です。しかし、教員にゆとりがなくては豊かな教育というものはできません。

そこでまず1点目の質問です。

全日本教職員組合が実施しました勤務実態調査2012報告書が発表されているが、教育長はこの報告書を知っていますか。中身についてもご存じかお尋ねいたします。

2点目に、全国の結果と和歌山県内の実態について先ほど紹介いたしました。では、岩出市内に勤務する教職員の実態について、1カ月平均時間外勤務、小学校、中学校ではどのくらいか。持ち帰り仕事時間、小学校、中学校ではどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

3点目に、教員の長時間勤務をどのように考えるかです。教育長は、こうした調査結果の実態とあわせて、教職員の長時間勤務をどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の3番目、教職員の勤務実態について一括してお答えします。

全日本教職員組合が実施した勤務実態調査2012報告書につきましては、教職員の1カ月の平均時間外勤務は69時間32分、仕事のやりがいを感じている教職員が多い一方で、仕事にストレスを感じている教職員が、特に若年層とベテラン層に多いことなど、中身については承知しておりますし、それをもとにした和歌山県の勤務実態調査のまとめも目にしております。

なお、岩出市の教職員の勤務時間については、以前調査したのもございます。その中で、確かに学校に対する多様な要求が現在増大する中で、教職員がそれらの対応に時間をとられるケースがふえてきております。そのため、市教育委員会では、教職員の長時間勤務を解消するため、校長に対して、教職員のメンタルヘルスの充実と会議や打ち合わせ等の縮小や効率化、従来から続いている学校行事の精選等について指導しているところであります。

また、特定の教員に業務が集中しているケースも見られることから、業務分担の見直し等もあわせて指導しております。今後も、教職員の勤務負担軽減を図るとともに、子どもと向き合うための時間を確保するため、引き続き教職員の勤務実態の改善に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点目から3点目につきまして一括でお答えしていただきました。内容についても、ストレスが若年層に大変多いということや時間数についてもお答えいただきました。今、岩出市では、校長に効率化ですね、そういったものを行っているんだというふうに言われたんですが、ここで一橋大学の大学院教授である中田先生のイオン教育新聞に掲載された教員の超過勤務についての文面を紹介したいと思います。

教師の長時間労働が常態化している。これは労働法制上の問題だけでなく、教育実践上の問題を乱している。極端に言えば、第1に、教師の専門性を発揮するため

の準備時間が確保できないということであり、第2に、モラルを維持するために必要な睡眠や疲労回復のための時間確保が困難だということである。

労働政策研究研修機構の労働者の働く意欲と雇用管理のあり方に関する調査、これ平成16年にやったものですが、週労働時間が60時間超でストレス度が飽和し、50時間超で仕事の満足感が半減する。

しかし、時間外勤務が長い教師は、物理的に疲弊しておかしくないのに、モラルは依然として高いまま維持されていたりする。このモラルの高さこそがむしろ落とし穴である。やりがいを感じている人は、職務量に負担感を抱きにくい。絶対的な若さと並んで高いモチベーションは、物理的負担を感じにくくさせる。その結果、危険水域にあるにもかかわらず、それを自覚しないままレッドゾーンに突入してしまうと、このように掲載されておりました。

現在、子どもたちを取り巻く環境が日々変化し、対応にも個々の状況にあわせなければなりません。教育現場の問題は、大変深刻だと考えております。こうした状況に対応するため、日々頑張っておられる現場の先生には本当に感謝いたします。

しかし、全国的に教員の長期休業やストレスの増加が報告されております。逆に、先ほど述べたように、自分で気がつかない、自覚しないケースもといったことが教員の健康面、精神面に危険が及んでくることも認識しなければなりません。これは単に先生個人の問題だけではなく、学校全体、そして何より子どもたちにも影響を少なからず及ぼすということです。学校教育という点で、子どもへの影響についてはどのように考えているのか、この点から見る教師の長時間労働について、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目の質問では、過去にも調査、以前に調査したことがあるというふうに言われたんですが、時間としては、実態の把握というのはつかんでらっしゃらないというふうに認識をしております。岩出市内の教職員の实態について、時間としてしっかりとした回答はいただけませんでした。大変残念な結果だと思います。

昨年の9月議会におきまして、勤務実態について教育長にお聞きしたところ、このように答弁されております。「学校への定期訪問、それから学校長会など実態について把握をしている。また、教育委員会のほうで、教職員団体と懇談などでヒアリングしながら実態について把握している」このように述べています。

しかし、現実には実態を把握しているといいながら調査していないことがわから、調査も以前にしたから、以前にしている今はしていないから、時間としてははっきりおっしゃいませんでした。ヒアリングすることというのは、それはそれで、私大変

大事なことだと考えます。しかし、ヒアリングだけでは全て把握することはできないと考えます。実際には、ヒアリングだけでなく、きっちり調査を実際することで現場から見えてくるものがございます。なぜしっかりとした岩出市として調査を行わないのか、調査をすることを求めますが、いかがでしょうか。

次に、全国的に教員の長期休業やストレスの増加、いじめによる生徒の自殺など、教育現場の問題は深刻化しています。文科省はその解決に向け、教職員の超過勤務の実態調査及び80時間を超える教員について、必要に応じて医師の面談、指導を行うよう指導しています。岩出市では実態を把握しておりませんが、どのように対応しているのかお聞かせください。医師の面談はこれまでも行われてきたのか、また、どのくらいいたのかについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

勤務時間の超過と教育というふうなことでご質問であったかと思うんですけども、勤務実態につきましては、アンケート調査を実施することも確かに有効な手段だと思いますけれども、アンケート調査で数値として出てくる以外にいろいろな状況とかを把握することも、とても大切なことだと考えております。その意味で、先ほどから言ってますように、本市では管理職からヒアリングとか学校訪問等で、指導主事が直接教員から聞いたりもしながら、そういうことで実態、丁寧に把握するように努めてございます。

また、教員によっても大きな偏りがあるとか、年齢層、それから公務文書によって違うというふうなこと、それから保護者対応でも大変な労力を要しているというふうな、数値にあらわれない状況ということを把握することに努めているところでございます。そうした中で、子どもたちにできるだけ向き合うような、そういう環境をつくるのが我々の仕事だというふうに思っております。

それから実態調査につきましては、本市につきましては、昨年の6月ですが、勤務時間についての調査はしてございます。その中で1カ月の勤務外の時間ということについての調査なんですけど、持ち帰りなしというふうなことで話させていただきますと、45時間超が小学校では24.8%、中学校では46.7%、80時間超では小学校で3.1%、中学校では20.6%、100時間を超えているというふうなことで、小学校ではゼロでございますが、中学校では8.6%というふうなことでございますが、なお、教職員につきましては、タイムカード制等がございませんので、本人の感覚による

というところが大きいということもつけ加えていきたいというふうに思います。

3点目は何でしたっけ。

○市来議員 医師の診断。

○平松教育長 これにつきましては、学校におけます産業医等が教職員のそういう健康診断に臨むということもございますし、また、管理職のほうでも教職員のメンタルヘルス、健康状態につきましては、常に把握するように言っておりますし、そのことはとても大事なことと思います。今後も続けてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 なぜ、私が先ほど時間を聞いたときの1回目の質問のときに、なぜ、時間をお答えにならなかったのか大変不思議なんですよね。私、最初に「小学校、中学校、1カ月平均時間外勤務は何時間ですか」と聞きました。しかも「持ち帰り時間も含めてどうなっていますか」というのも聞いています。1回目の質問のときには答えなくて、再質問でお答えしていただくということに大変疑問を感じております。昨年の結果だからかもしれませんが、しかしながら、昨年の6月にやっているのであれば、きっちり出すというのが本来のあり方じゃないでしょうか。

それから、100時間超える先生、80時間超える方の先生が、教職員がいらっしゃるといことがこの中で見えてきます。私が聞いたのは、この80時間を超える教員について、どういうふうな形で、本人から言われて医師に相談してるのか、それとも周りから、まあ言うたら、先ほども言ったように、自分では気がつかないというような面というのが出てくるというのがあるんです。そうしたことが一番、一橋大学の先生によれば、やはり危険な状況に陥りやすいということを言ってるんで、この医師の面談、指導も含めて、どのようにやっているのかという形でお聞きをしたかったんです。時間、最初にお答えなさらなかったんで、時間もわからないのにどのようにやってるのかなというのが気になりました。

この調査ですね、和歌山県内でも各市町村、教育委員会で調査している地域多数ございます。近隣では海南市を初め紀の川市でも取り組まれております。岩出市としても、今後とも取り組んでいくのかについて、県から調べなさいという形で言われたらやるのかどうかお聞きしたいと思います。

県の教育長が、県議会の一般質問において、和歌山県での教員の実態についての答弁でこのように答えております。小中学校の教員につきましては、所管する市町村教育委員会に県立学校と同様に取り組むよう働きかけています。これは、県立学

校の教員を対象とした勤務実態調査、実態把握調査、これと同様に調査をするよう働きかけているということです。

こうした働きかけについて、岩出市においてもあったからこそ昨年やられてると思いますが、今後ともそういったきっちりとした調査をやはりやっていただき、結果として隠すのではなく、しっかりとキープして出していただきたいと思います。やはりしっかりと、心の病というのは、先ほども申したように自覚しないところでも進行することから、やはり、しっかりと先生方の超過勤務についても把握をした上で、健康管理に努めていただき、大切な子どもたちにしっかりとした教育を与えられるような環境づくりをぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

先ほど、市で実施した調査につきましては、勤務時間、時間外労働ということだけで時間について調査したことをごさいまして、教職員組合が勤務実態調査というふうな詳細な項目とかでやったものではございませんので、その点について、時間ということだけにつきましたので、後からの報告ということになったのでごさいます。

本当におっしゃるように、教職員の中には仕事に没頭して時間を忘れてという方も多くごさいまして、そういった方々がやりがいを感じているんだけど、後に健康状態を悪くすることも実態としては聞いておりますので、そういったことを受けて、最初から述べさせていただいてますように、管理職を通じて、また、我々も直接先生方とも話ししながら、そういったことの解消に今後とも力を入れて努めてまいりたいというふうに思っております。

調査につきましては、また、定期的に検討して実施する方向に検討してまいりたいと考えております。

○松下議長 これで市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で市来利恵議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、次の会議をあす3月26日水曜日午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議をあす3月26日水曜日午前9時30分から開くことに決しました。

本日はこれにて延会といたします。

どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

延会

(14時50分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第5号）

平成26年3月26日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

3月25日の会議に引き続き一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○松下議長 日程第1 一般質問を行います。

通告7番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今議会は平和行政について、大池公園の整備、公共施設の考え方と投票所についての3点について質問を行います。いずれも住民が安心して生活し希望の持てる市政づくりを進めさせるための質問です。市当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、平和行政から質問をいたします。

第二次大戦から戦後69年が過ぎました。しかし、世界では紛争が今も起きています。シリアでの紛争を初め核兵器は何万発も存在し、核兵器廃絶は世界平和にとっても大きな問題となっています。岩出市においても平和とは何かを探求し、平和行政を進める必要が求められていると考えます。

この間、岩出市では、平和市長会議にも加盟をしてきました。昨年8月には平和市長会議から名称が平和首長会議というふうに変更されてきていますが、岩出市としても手を取り合って平和行政を進めたいものです。

平和首長会議規約にはこう書かれています。1945年8月、人類史上最初の核兵器が広島と長崎へ投下され、言語に絶する大惨禍を現出させ、多くの被爆者が今なお肉体的、精神的、社会的な苦悩を強いられているにもかかわらず、核兵器は依然として廃絶されず、全人類の生存が脅かされている。広島、長崎の悲劇が再び地球上で繰り返されることなく、市民が安全かつ文化的な生活を営める環境を確保し、世界の恒久平和の実現に寄与するために、世界の都市と都市が国境を越え、思想、信条の違いを乗り越えて連帯し、核兵器の廃絶に向けて努力することを誓うものである。我々は、広島、長崎両市が提唱した都市連帯推進計画の趣旨に賛同し、さらに1985年8月に第1回が開催された世界平和連帯都市市長会議を恒久のものとするた

め、ここに平和首長会議という機構を設ける、こう書かれています。

私は、まず1点目として、岩出市が平和首長会議への加盟後において、平和行政への取り組みはどう変わったと認識をしているのか、まずお聞きをしたいと思うんです。また、岩出市においては今後、平和行政のアピールをどのように進めるのでしょうか。

2点目として、全国各地では、平和祭りや平和コンサート、平和の集いなどの開催がされてきています。例えば、西宮市での平和のつどいは、平和のとうとさ、大切さについて啓発する機会として毎年開催され、一昨年ですが23年度は、ゴスペルシンガーという方を講師に迎えて、ご自身の体験をもとに平和のつくり方についての話のほかに、まさに、この方の生きる力を伴ったパワーの源であるゴスペルのすてきな歌声を披露していただくなど、各地の自治体では創意工夫を凝らした取り組みなどが行われています。

岩出市でも単発的にコンサートなどはこの間行われてきていますが、平和の集い、平和祭りや平和コンサートなどこのような行事を毎年の継続の慣例行事として、積極的に市民に対して平和を考える機会として取り組むことが必要ではないかとも考えます。市当局の考えをお聞きをしたいと思います。

3点目として、戦後69年が経過し、戦争体験を語れる方も少なくなってきました。戦争に対しては、恐怖や、また、思い出したくないという方もおられると思いますが、戦争によって何の罪もない人が命を落とすことや、戦争が引き起こす悲惨さや悲しみ、戦争は絶対にだめなんだということを語り継いでいくことも求められていると考えます。若い人たち、また、平和の大切さを語りつないでいく戦争体験者による平和の語り部という、こういったような取り組みも必要ではないでしょうか。

4点目として、日本は広島、長崎への原爆投下というアメリカの核兵器によって多くの命が失われました。核兵器の廃絶は、全世界の人たちの望みです。岩出市においても核兵器廃絶のまちとして宣言もされてきています。この宣言にふさわしい取り組みこそ求められています。今後、長期基本計画の後期の計画がつくられていくわけですが、平和行政を進めるという面において、核兵器廃絶のまち宣言をしている岩出市が、長期基本計画においてどのような構想を持って今後作成されていくのか、方向性や取り組み方針をお聞きをしたいと思います。

このことをまず最初にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

増田議員ご質問の1番、平和行政についての1点目と4点目についてをお答えいたします。

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、平成26年3月1日現在、世界158カ国、地域5,912都市が加盟しています。日本国内においても市、特別区、町村を含め1,410団体、国内の80.1%の市区町村が加盟している状況であり、本市においても平成23年1月1日に加盟しています。

平和首長会議に加盟したことにより、平和行政の取り組みが、どう変わったと認識しているかということですが、平和行政への取り組みが変わったのではなく、行政として平和行政に対し、より認識が深まったものと考えております。

また、世界恒久平和については、岩出市民を初め世界中の人々が望んでいるところであり、市といたしましては、今後も引き続き、核廃絶宣言の遂行や平和行進での場所提供、協力金及びメッセージの贈呈、原発パネルの展示を行うなど、平和行政に取り組んでまいります。

次に、核兵器廃絶へ長期基本構想はどう取り組む方針なのかについてであります。市では、第2次岩出市長期総合計画を策定し、活力あふれるまち、ふれあいのまちをまちの将来像としてまちづくりに取り組んでいるところであります。議員ご質問の核兵器廃絶についての取り組み方針については、施策として直接的なものはございませんが、基本構想のまちづくりの4つの大綱、住んでよかったと思えるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくり、笑顔あふれるまちづくり、元気で健康なまちづくり、これらの大綱を実現するには、恒久平和なくしてあり得ないものと考えております。

また、核兵器廃絶、戦争放棄、恒久平和、これらは岩出市民だけではなく、人類にとっての大きな命題だと考えております。なお、岩出市においては、平成元年に世界平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の全ての核兵器の廃絶を求めるとして、核兵器廃絶のまちを都市宣言しています。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の1番、平和行政についての2点目と3点目についてお答えいたします。

2点目ですが、各地で平和祭りや平和コンサートなど開催されているが、岩出市で恒例行事として取り組んではどうかについてでございます。

本市におきましては、恒久平和を広く市民に周知するため、人権を考える集いを初め、平和への意識の涵養を図る各種事業に取り組んでいるところでございます。平和祭りや平和コンサートなどに限定して開催する考えはございません。

次に、3点目の平和の語り部への取り組みについてでございますが、戦争の悲惨さ、恒久平和の大切さなど戦争という過ちを将来に受け継いでいくことは、非常に重要なことであると市では考えております。ご質問のように、戦後69年を経過し、戦争体験を語れる方は、全国的に減少していることも事実であります。市では各種イベントや講演会、学校教育などを通じ、戦争の悲惨さ、恒久平和の大切さを伝えていきたいと考えておりますので、現在のところ平和の語り部の設置については考えてございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、1回目の答弁をいただきました。

今、私はこういう平和の問題、これを考えていく上では、今、日本の国の中の政治、こういうものもしっかりと見ていく、そういう必要があるというふうに私は今思うんですね。今、日本の政治において平和という面で、まさに地方自治体としても懸念される、そういう事態が起きているのではないのでしょうか。安倍政権が憲法9条、改憲する姿勢を示し、集団的自衛権を行使できる体制を進めようとしてきています。まさに日本が戦争できる国づくりを進められるようにしようとしているのです。自衛隊を戦争に駆り出し、命の危険を生み出し、平和を脅かそうとしています。こんなときだからこそ、平和運動や平和教育を進めなければならないのではないのでしょうか。

子どもたちにもしっかりと戦争の歴史と、戦争の反省の上に立って生まれたのが日本国憲法であること、憲法9条が世界に誇れるものであること、核兵器廃絶は人類みんなの願いであること、なぜ平和が大切なのか、どうすれば平和な世界をつくり出せるのかなど、平和教育の推進が今求められていると思うんです。

先ほど、平和首長会議という点においては、市長のほうからも言及がありましたけれども、この平和首長会議においては核兵器のない世界の実現への取り組みや、

また、地球環境破壊、飢饉や貧困、暴力等、まさに人類の共存を脅かす問題の解決、活動強化に向けた執行体制等の強化という世界平和の実現に向けた総合的な行動計画も示されてきています。加盟している自治体として、岩出市としても積極的にこの平和首長会議の行動計画、これを進めていくべきではないでしょうか。

この計画の中の一つに、重点計画の一つとして、子どもたちを戦争から守る取り組みの構築、こういう面があります。戦争でどのような状況が生まれたのか、核兵器がどんなに恐ろしいものかなどを知ることが大切です。広島での終戦記念式典への参加や原爆ドーム、原爆資料館を初めとした見学ツアーなどを行っている自治体などもあるわけですが、岩出市としてこうした取り組みについて、岩出市としてはどのように感じているのか。この点を再度お聞きをしたいと思います。

また、原爆パネル展も現在岩出市では市の庁舎や総合体育館、福祉センターなどの3カ所でこの間行われてきていますが、今、この原爆パネルという点なんかにおいても新しいパネルという、写真なんかもこの間出てきています。新しい発見も初めとして、そういう点、岩出市としても、こうした新たなパネル、こういう検討も行ってはどうかなと、こういうふうに思うんですが、この点でいかがなのかどうかお聞きをしたいと思います。

そして、きょうも庁舎のパネルを展示されている、そこには子どもたちのそういうものが置かれていたんです。きょうはたまたま、これ雨が降っているからかわからないんですが、玄関のところには電気がついていました。しかし、ふだんあの場所は点灯されていないんですね。電気ついていないんですね。ですから、きょうもあそこ展示されていたんですけれども、見ておられる方もちよくちよく見るんですけれども、非常に見にくいと、見えづらいような状況になっています。また、パネル展なんかをやっているときも、ふだんあそこは電気が消されているような状況です。これはやっぱりしっかりと、きょうのようにやっぱり市民の皆さんにもしっかりと見てもらえるような、そういう状況をやはり私はつくるべきだと思います。子どもたちの作品や、ああいうパネル展なんかをやっているときは、ぜひとも電気を点灯していただきたいなというふうに思います。この点についてお聞きをしたいと思うんです。

それと、先ほど長期基本計画という部分ともあわせて、市長からもお答えいただきましたんですが、長計の中では直接的なものは岩出市としては考えていないんだということなんですが、岩出市として直接的なものはないんだということなんですけれども、岩出市としては間接的、直接的という、そういうお言葉が使われたので、

間接的な部分というのはどういうことを指しているのか、そして、市は直接的なものはないというのだけれども、今、直接的なことは考えていないけれども、将来は直接的に目に見えるというのですか、そういうような形を考えておられるのか、この点、将来的な点について、直接的なものについても将来は考えておられるのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 増田議員の再質問、学校における平和学習の取り組みについてということでお答えいたします。

学校における平和学習につきましては、小学校では、国語科で原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さをテーマにした文学作品を取り扱うほか、6年社会科では、歴史学習の中で、第一次世界大戦から第二次世界大戦について学習しています。また、総合的な学習の時間では、戦争や平和をテーマとした調べ学習なども実施しております。中学校でも同様に、社会科の歴史的分野や公民的分野、国語科、総合的な学習の時間等を通じて学習しています。また、岩出中学校では、夏休みの登校時に全校で戦争や平和に関する映画を観賞するなど、平和について考える日を設けております。

このような学習を通して、子どもたちには戦争の悲惨さが理解され、恒久平和を希求する精神が育まれていくことになると考えております。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の平和首長会議の件でございます。どうしていくのかということであります。

平和首長会に伴いまして、市の行事について、先ほど市長が答弁した内容でございますが、一人一人が平和で安全な環境のもとで幸せな生活を営めるよう、世界各国の都市と力を合わせて核兵器のない平和な世界の実現に向けて取り組むこと、これは重要であるということは認識しておりますので、市といたしましても、そのことを十分踏まえて、今後、先ほどから申し上げた事業を継続して実施してまいりたいと思います。

それから、パネルの更新写真なども新しく出ているので、更新してはどうかの件についてでございますけれども、現在、市で保有しているパネルについても、枚数かなり確保しておりますので、展示に当たっては、その枚数を毎年重ならないように展示を計画しているところでありますので、現在のところ更新の考えはございま

せん。

それから、玄関前の電気、これは通告外でございますけれども、市民サービスに影響を及ぼさない範囲内で対応してまいりたいと思います。

○松下議長 公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の長期基本構想への取り組みについての再質問にお答えいたします。

直接的とか間接的とかというお話がございましたけれども、我が国では、非核三原則というのが国是ということになってございます。そういう前提におきまして、長期総合計画というのは、計画期間を定めた中でのまちづくり方針を示すものでございますので、国是があるという前提において計画期間がある計画の中で、特に、課題化をして取り組むべきものとは考えておりません。これは、恒久的に取り組むべき課題であると考えております。

○松下議長 再々質問を願います。

○増田議員 先ほどの再質問の中で、教育長がお答えいただいたんですが、私は広島で行われている周年記念式典とか原爆ドームとか原爆資料館、こういうの見学しているツアーなんかも計画している自治体も数多くあるんだと、そういう点について、岩出市としてこういうことを行っている自治体の取り組みなんかについての感想、岩出市としてはどのようにこのような行事を見ているのかという点をお聞きしたんですが、全くそういう観点でのお答えがなかったので、改めて、こういう資料館なんかの見学ツアーなんかの部分なんかをどう岩出市としては見ておられるのかという点、これを改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、原爆という点を考えていく中で、きのうも若干お話が出たと思うんですが、「はだしのゲン」という本があると思います。この点について、岩出市においてもこの「はだしのゲン」、これは図書館を初めとして小学校なんかにも配備をされてきているわけなんです、こういう原爆という点を考えていく中で、教育委員会として、また、教育長として、この「はだしのゲン」という、こういう本に対してどのような見解を持っておられるのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

それと長期基本計画と、長計の中で市当局のほうからは説明があったんですが、教育委員会部局として、この長期基本計画の中に、教育委員会としてどのような考え方、また、方針を持ってこの計画に臨んでいこうとされているのか。長計との関係で教育委員会としての思いというのですか、そういうのはどのようなものを持っておられるのか、また、どのように対応していくのか、この点、再度お聞きをした

いと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

公室長。

○湯川市長公室長 長計の中で教育委員会としてどういう考えかというご質問ですが、長期総合計画というのは市として策定するものでございます。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 増田議員の再々質問にお答えします。

まず1点目の学校教育における広島等への平和教育ツアーについて、確かに議員がご指摘するように、戦後69年が経過して戦争の悲惨さなどの記憶が風化されていくというのは心配してございますが、実際の戦争の体験とか、そういう現地へ訪れるということは大切なこととは考えておりますけれども、学校教育においては、やっぱり教える教員がみずから戦争や平和について学び、きちんとした認識とか知識を持って、日々の学習活動や学校生活を通して子どもたちに戦争や平和の大切さということを学ばせることは、大切な教育活動であるというふうに考えてございます。

そして、その教育旅行等につきましては、これは学校の自主的な判断によるものでありまして、学校が自主的に計画するということについては、何ら問題はないものと考えてございます。

次に、「はだしのゲン」についてでございますけれども、漫画家の中沢啓治さんがみずからの被爆体験をもとに描いた「はだしのゲン」については、連載が開始されてから42年以上が経過し、現在でも読み継がれていると、また、海外でも翻訳されているというふうなことを考えてみたら、作品としては、一定の評価が得られた作品ではないかなというふうには考えてございます。

○松下議長 これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

○増田議員 次に、大池公園について質問を行います。

大池公園は、和歌山県の補助事業としてつくられて、地域の憩いの場として設置がされてきています。私は、この大池公園については、以前も質問をさせていただいたんですが、そのときには公園内にまかれているというのですか、砂利なんかトラックを初めとした周りなんかのところにもあって、やっぱり砂利という面では改善が必要じゃないかということで質問なんかもさせていただきました。しかし、その当時には、執行部のほうからは何ら改善する必要はないと考えているんだとい

う答弁がされてきました。ところがことしですね、今年度26年度予算において、この大池公園の砂利の部分については改善をする必要がある、こういうことで予算も計上されて、土の入れかえということも行われるようになりました。この点については、市民の方がより快適に利用できるようになり喜ばれることになると思います。

1点目として、大池公園をより多くの近隣住民の人に利用してもらうためには、今回のこの砂利の改善だけではなく、総合的な改善というものも考えていってはどうかというふうにも思います。例えば、交通公園やいわで御殿なんかにあるような藤棚というようなものなんかも設置を行って、より涼みやすいような環境をつくってはどうかと。また、設置されているベンチにおいても、現在はベンチだけで屋根というそういう部分なんかもないという状況です。そして、ベンチ前についても当然ベンチから駆けおりにいくということもありますので、土も削れてきているという状況です。ベンチ周りについては、日よけの設置なんかも含めた新たな整備を行ってはどうなのかというふうに私は思うんです。

さぎのせ公園なんかと比較するのは一概にできませんが、さぎのせ公園では、全市民を対象につくられた駐車場や遊具の設置などがされている、こうした、さぎのせ公園とは違って、大池公園自体が近隣住民に利用していただきたいという公園の位置づけがされてきています。しかし、先ほども言いましたように、現状を見る限り、より近隣住民の方が利用していただく上では、先ほど述べたようなベンチに日よけがない現状の改善など求められているんじゃないかと考えます。この点で、市のお考えをお聞きをしたいと思うんです。

もう一点は、大池へのごみの流れ込み対策です。

小田井用水路からのごみ流入については、前回のときに、今後ごみの問題については、市としても頭の痛い問題なんだと、引き続いて検討していく検討課題として対策も考えていきたいということも答弁をされてきていますけれども、その後、市として、よい妙案というのも見つかったんでしょうか。

現在は、フロート式でのごみの流れ込みというものを防止している状況ですが、水がふえたとき、増水時にはこのフロートの上を飛び越して大池にごみ流れ込んでしまう状況になっています。清掃なんかも本当に大変な状況になりますし、市として、このごみに流れ込み対策という点については、この間どのようなことが協議がされてきて、いい案なんかが見つかったのかどうか、この点をお聞きをしたいと思っています。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員ご質問の2番目、大池公園の整備、改善をの1点目、大池公園を多くの近隣住民に利用してもらうためにも砂利の改善だけでなく総合的な改善が必要ではないかについてお答えいたします。

水栖大池公園の改善については、市政懇談会等で意見要望を受け、平成26年度においてトイレの屋根のふきかえ、園路と隣接自治会とのすき間のコンクリート張り等の改良工事を計画しているところであります。

ご指摘の藤棚などの日よけやベンチ周辺の整備、駐輪場の設置などは検討の余地を残すこととし、近隣の地域住民の皆様方の意見を聞きながら管理のしやすい公園となるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目、大池のごみの流れ込み対策については、検討課題として対策を考えたいとしてきたが、ごみの流れ込み対策はどこまで改善の議論ができたのかについてお答えいたします。

水栖大池へごみが流れ込むのは、豪雨時、小田井用水路からの洪水流入が原因であると認識しています。平常時には、ごみとりネットにおいて対応しておりますが、洪水時には機能しないことから、現地の状況も踏まえ検討した結果、ごみの流れ込み対策については小田井用水路の排水対策が必要であると考えております。

なお、小田井用水路の排水対策については、国営総合農地防災事業により実施されることで、水栖大池への洪水量が抑えられ、流れ込むごみ対策にもつながると考えています。

国営総合農地防災事業が実施されるまでの間は、引き続き、ごみとりネットで対応しつつ、地域ボランティアの支援も得ながら清掃活動に取り組んでまいります。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただきました。答弁の中でも言われたんですが、市に届けられているこういう意見なんかは、私はぜひともさらに参考にさせていただいて、改善に努めてほしいと思います。

1点、お聞きしたいのは、今年度、土の入れかえという点が行われるんですが、きょうもこのような天気の状態の中で、雨が降ったときに土の入れかえという点で排水対策面というのが前回よりも、ただ単に土の入れかえだけをするという点だったら、前回と同じような形でぬかるんでしまうというのですか、そういう可能性が

出てくるのではないかというふうにも私は思うんです。そういう点では、新たに、こういう排水対策面、あそこの池そのもの自身が角度というのですか、県事務所なんかにも行かせていただいて公園の形態なんかも含めて、公園自体の地面そのものがちょっとやや傾斜はつけているんだということなんかもお聞きをしてくれているんですが、そういう前と同じような形のぬかるみなんかにならないような形で、新たな排水対策なんかも含めた、そういう工事なんかも市としては考えておられるのか、その点だけ、1点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

土の入れかえの件ですけれども、施工に関しては、水のたまらないように施工するというのが公園に限らず土木の工事においては、当然考えて施工することだと考えています。

それと、それ以外に排水機能のついたような、排水設備とか排水対策というのは、現在のところこの公園では考えておりません。

○松下議長 これで増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3番目の質問をさせていただきます。3点目は、公共施設の考え方と投票所についてを質問したいと思います。ただ、通告に出している3番目なんですけど、この点については、削除させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

今回、この質問については、人口増加、これが進む岩出市としてどう住民の利便性を図っていくのかというのが問われている問題だと考えています。公共施設については、災害対策面でも関係してくる問題でもあるからです。まず、この問題を取り上げた理由は、岩出市の公民館施設の考え方とも密接に関係している点があるからです。

岩出市では、新たな公民館の設置やコミュニティ施設の建設は、必要ないとした考えを一貫してこの間、表明をしてくれています。この点では、住民への思いやりや利便性向上への視点が欠けていると言わざるを得ないと思うのです。現在、西国分の住民は2月末時点で1,176世帯、2,722人と、市の統計の数値となってきました。ミニ開発が進み集会所を持たない団地が大半であるという状況です。このような状

況を踏まえて質問をするものです。

まず1点目として、西国分地域の投票所という点では、公民館的施設がない中で、東公園プールに設置されていたプレハブ施設が平成5年に廃止がされて、市として、その投票所対応に困っていたときに、皆楽園のご好意により皆楽園の施設を投票所として一時的に利用させていただき、こういう条件で投票所の対応が進められてきました。皆楽園での投票所は、一時的対応であり、投票所となる施設の検討を市は考えていきたいと説明がされてきていたものです。しかし、この間、選挙があるときに投票場所を変えると住民が混乱する、好ましくないという理由で投票所の問題は棚上げにされ、公的施設の建設も同時に棚上げされてきているというのが現在の状況ではありませんか。このままでよいとは思っていないと思うわけですが、皆楽園でない場所で投票ができるようにするために、どう対応していくのかお聞きをしたいと思うんです。

2点目として、東公園敷地内のプール施設管理場所で、投票所対応ができない状況となってきた中で、公園内の施設改善で対応はできないのか。できないというのであれば、コミュニティ施設など新たな公的施設を建設して対応を考える以外に、対策はないのではないのでしょうか。施設の用地確保なども必要だと考えますが、市として、どうお感じなのかお聞きをしたいと思います。

もう一点は、投票所、市内全体を見渡して、投票所をふやす必要があるのではないかとこの点です。

今度、さぎのせ公園にできた管理棟というものは、投票所として活用がされて、今後は、今の19カ所から20カ所が投票所となりますが、市内の地図に投票所の場所をつけて、市内全体を見渡してみますと、空白地域、これが見えてきます。私も市内の地図に現在の投票場所、これをつけてみたんですが、地域によって、岩出市の中でも見えてくるものがやっぱりあると感じています。特に、金屋、曾屋、畑毛地域、また岡田地域などを初めとして、そのほかの地域なんかもあるわけなんです、投票所という面においては、地域に本当にアンバランスな状況も生まれてきていると感じます。以前、堀口の交通公園にも投票所が置かれていましたが、なぜ、そのところに置かれていたのかもわかる気がするんです。

このアンバランスな点を選挙管理委員会はどう見ているんでしょうか。曾屋の方なんかの年配者の方の声としては、「福祉センターまで歩いていくんは、ほんまに遠いわ」「車もないしバスで行くのも本当にちゅうちょするんや」と、「もう少し近いところに投票所あったらほんまにいいんやけどな」という声も本当に聞くこと

があるんです。

投票率の向上という部分を進めていく上でも、また、市民の利便性という点を、市内全体の皆さんの利便性を考えていくという点でも、このような地域のアンバランスの解消、これをしていく必要があるのではないかと私は思っています。今後、新たな投票場所の検討も含めて、新たな対応が必要ではないかというふうに思います。当局のお考えについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目として、西国分周辺での投票所の公的施設の検討はどこまで進んだのかなど、こういう問題ですけれども、私も3年たつんですけれども、その件について、基本的な投票所は、公的施設を利用するという大前提に基づいてやってきたわけですね。先ほども議員さんが説明のとおり、回答も同じような回答になるわけですけれども、まず、駐車場の問題が前回の議会でも話しましたですね。混雑して投票所に大概クレームが出たというようなところから、当初は、私も聞いたんですが、プレハブでやっていたと。相当経費もかかるんですね。そして時間的なロスとか。

たまたま近くに皆楽園というような施設が、こちらからお願いしたというようなこと。それで、当初は長年皆楽園を投票所として、住民にそれから以後、長く定着していること、それからまた入所者ですね、入っている人、体の不自由な方、そういうことの利便性も考えて今日に至っているわけですね。そこら、ご理解いただきたいと思います。

その改善方法として、西国分の地区で、適当な投票所があるのであれば、もうこれはいろいろ委員会で議論していきたいと、また、していくべきだと思います。けれども、選挙管理委員会のほうから投票所ないので公的施設をつくってくれというのは、これは論外、私としては論外だと思います。あくまでも施設があって、それをお借りするんです。

そういうことのほうで、私で3年目になるわけですけど、そこらは委員の中でも統一している考え方でございます。

次に、第4点目の新たな投票場所の検討も必要ではないかということですが、まず、平成26年度4月から供用開始が予定されているさぎのせ公園管理棟につきましては、議員のおっしゃるとおり投票所として活用したいと考えております。

けれども、これは、現在の中島地区の一部の投票所として、中島会館のその投票所を管理棟のほうへ移すという考えでございまして、19カ所の投票所を20カ所にふやすつもりは、現在のところ考えておりません。

議員さんの質問では、20カ所の投票所で、現在19カ所であります。だからさぎのせ公園ができたからと、そこで投票所をふやして20カ所にするという考え方はございません。あくまでも変更です。中島会館からの変更です。それをご理解いただきたいと思います。

遠いからとか、あるいはいろいろ理由があろうかと思うんですけど、投票率の問題の関連性も言われておりますけれども、投票所、それは多ければ多いほどいいんですね。これは誰でも近くにあるという。全国的に投票所の数の推移、これを見ますと減少傾向です。なるほど宅地開発が進まれているいろいろな不便、利不便、いろいろ出てこようと思うんです。やはり、経費の問題、そういうものを比べてみますと、あながち投票所をふやすばかりではないと。これは、国の1つの基準、1つの投票所の中で大体選挙人が3,000人程度、距離にして直線で3キロ、これを基準にして運営しているところでございます。だから、あながち投票所をふやすというのもベターではないという考えに立っております。

だから、先ほど議員さんがおっしゃったように、今、中島地区の会館の投票所もあれはあれで置いておいて、今度はこっちはこっちでふやすという考え方はございません。

以上でございます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員ご質問の3番の2点目、東公園敷地内にコミュニティ施設を建設して、東公園プール施設管理と合わせた対応を考えてはどうかについてお答えをいたします。

東公園は、公園としての機能を生かすことが重要であると考えておりますので、コミュニティ施設の建設の考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点、総務の関係でお聞きをするんですが、今、選挙管理委員長のほうからも西国分関係のところについては、投票所問題については、非常に困っているんだと、選挙管理委員会としても投票場所の問題として非常に困っていると、施設そのもの自身がない中で選管としての対応に苦慮しているんだという点がお話しさ

れました。私はこういう点からも見ても、総務として、しっかりとこの選管だけの問題だけじゃなしに、地域住民のやっぱり利便性も含めてコミュニティ施設、公民館なりコミュニティ施設、これを必要だという認識に私はなぜ立たないのかなというふうに思うんです。

そういう点では、現実には、今後も今の状況だとすると、皆楽園さんに今後もずっと今の現状だとすれば、未来永劫ですよ、皆楽園さんで投票所という部分については、お願いするというふうになるとやっぱり思うんですね。そういう点では、実際には市としては、あくまでもその当時から、あくまでもこれは一時的な対応なんですということをずっと言い続けてきながら、この間、20年、ずっと過ぎてきて、そして何も対応できないというのは、私はいかがなものかなというふうに思うんです。

そういう点では、あの地域にそういう公的施設そのもの自身を、市は、それじゃ要らないというふうにお考えなのか、実際には、投票所の面から見ても、今、皆楽園さんにご不便かけているという部分なんかも改善していくという方向で、公的施設の建設自体、今後も必要ないという対応なのか、いや、そうじゃないんやと、あそこにはやっぱり地域の人たちのためにも公民館的要素を持った施設というのが必要なんだという考えを持っているのか、この点、お聞きを再度したいと思うんです。

それと地域間のアンバランスという点で、再度、お聞きをしたいと思うんです。

先ほど選管の委員長さんもおっしゃられていたんですが、一概に投票所をふやせばふやすほど投票率が上がるというものでは、これはないというのは私も思うんです。しかし、少なくとも今の岩出市の状況から改善が求められていると考えるんです。一番のこの間の直近の選挙というのは、去年の市議会議員選挙でした。投票率は全体で47.99%、岡田集会所は29.86%、皆楽園30.02%、山崎公民館33.12%、福祉センター34.8%、岩出中央公民館32.04%、先ほど中島会館を動かすんだと言っていましたけれども、中島会館28.49%などとなっています。中島会館は、一番低い投票率です。

今、投票所の区割りというものはどうなっているのかというのは、番地でしかわかりません。現在、当局においても区割りの地図、これが作成されていませんので、その投票所ごとの区割りというのは私もわかりませんし、選管の委員長さんも多分これはご存じないと思うんですね。つくられていませんからね。実際には区割りというのも非常に難しいと思うんです。しかし、先ほどの投票率も含めて、期日前投票をされている方もあるんで、単純には言い切れないんですが、少なくとも投票所

への利便性の関係ということも、投票率の低下に影響していると私は考えるべきではないのでしょうか。この投票率向上という点においても、その投票所の空白地域という視点で、私は投票所の設置というものをやはりこれはしっかりと考えていく必要があるというふうに思うんです。

その点で、まず1点目は、区割りの地図そのもの自身ですね、議論をしていく、実際には、今度私はその中島会館というものを含めて20カ所になるというふうに私は思っていたんですが、その区域そのもの自身が実際にはどのようなになっているのかという、この区割りの地図、これはまず、いつの時点でできるのかという点をお聞きをしたいと思うんです。今年度、知事選挙との関係もありますので、その辺は市としても急いでいるんだろうとは思いますが、この点、しっかりとした区割りがどうなっているのかということがわかる地図自体はいつごろできるものなのかという点が1つです。

もう一点は、先ほども委員長さんがおっしゃられたですけれども、中島会館というところから、さぎのせ公園に投票場所を移すんだということですね。当然、以前よりもさらに地域住民にすれば、距離そのもの自身も遠くなるということも想定されるんですが、そういう点では、その中島会館という、その投票所を廃止して、さぎのせ公園に持っていく、その最大の理由としては、どのようなことで、そういう対応をとられるというふうに考えておられるのか、この点を再度お聞きしたいと思うんです。

それと委員長さん自身に、今の市全体を見回した中で空白地域が実際にあるというふうに委員長さん自身がお感じなのか、その点、その空白地域という点をどのように捉えられておられるのか、この点を3点ちょっとお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

公的な施設をつくる考えはないのかということでございます。公共施設につきましては、市内ではコミュニティセンターであるとか公民館等、種々ございます。この趣旨については住民福祉の向上を図るなどの目的のために、地域コミュニティ、これを活動を醸成する、そういう場と考えております。そういうことで市内に配置している現状であります。

先ほどから選挙管理委員長のほうで答弁がありますように、既存の施設を利用するというのが基本方針になっています。市のほうといたしましては、選挙投票所の

ための施設整備は考えてございません。

○松下議長 選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 では、お答えいたします。

中島会館から今回変更するという最大の理由は、交通の便なんです。私も投票所を19カ所回らせていただきまして、本当に現在の中島会館に入っていく入り口はそうでもないんですけれども、向こうに行ったときに、非常にやっぱり交通の便が悪いと。今回の場合はもう本当にすがすがしい投票所ではないのかなと、こういうことで、投票率につきましても、同じ議員さんご指摘のとおり、毎回中島地区の投票所の投票率が私たちの議題に上がります。何とかいい方法がないものだろうかというようなことで、委員会のほうでもいろいろ検討中でございます。今回は、最大の理由が交通であろうと、今回も低ければ、また、別の理由があろうかと思えます。けれども、今回の場合は、こういう最大の理由を改善したと、こういうことにご報告申し上げたいと思えます。

それから、投票率の問題につきましては、議員さんがご指摘されるまでもなく、選挙管理委員会の中で十分中身の吟味をしております。前回、私がここでお答えさせていただいたとおり、人口がどんどん増加して、若い者がふえてきたと。若い者の選挙離れということも考えられると。それから転出、転入が他府県や他都市に比べて非常に多いと。だから、きずな、近所とのきずな、1年で3,000人かわれば、2年で6,000人、3年で9,000人の人が入れかわってしまいますので、今の友達があすではもうかわられているという、岩出のまちが余り知られていないという側面が出てくるんじゃないのかということ、前回のほうで私は説明させていただきました。

今回も危機感を覚えまして、先般の区長・自治会長会の中で、現状を訴えるチラシを総務部長のほうから入れさせていただいたと思えます。これも公表するという事は非常に選挙管理委員会でも話しました。地区別の地区が入ってきますから、私たちの地域が投票率が低いというようなことが出てきますと、いろいろ地域格差の中で問題が出てくるのではないのかなと。

こういう心配もしましたけれども、英断を持って、まず最初、インターネットのほうでも出てきておりますし、苦情めいたものもありませんので、前回の区長会議の中で、区長さんがどう判断されているのかわかりませんが、自分の住んでいるまちの投票率がこれが低いのかなと、検討していただければということで、施策としては1つ打ちました。

それから、2点目になりますけれども、これも選挙管理委員会のほうでいろいろ議論したわけですが、二十歳代の人の投票率、あるいは若者の選挙の意識の問題、これがありまして、立会人ですね、期日前投票だとか、それを二十歳代に募集をかけておりますけれども、お願いしますということで。広報のほうもいろいろと募集もかけておりますけれども、せっかく立会人で来てくれたんだから、感想文ぐらいは書いて広報でお願いできんかなと、こういうようなことで、今、鋭意検討しております。簡単なアンケート、簡単な、選挙って一体どんなことよとわかってもらえただけでもいいのではないのかなと、2つ目は施策として考えております。

それから、3つ目、前回の雑誌等でいろいろ見ているわけですが、選挙っていうのは、一般国民から見ますと、国民の義務だという考え方が34.5%、それから選挙というのは国民の権利やというようなことが34.3%、それはもう理解できません。そうすると、それだけで60%ですね。あと何なのよとなりますと、選挙に行く行かないは若者の権利やということで書かれておりました。ここですな。若者の権利が妙なところに権利が行っているわけです。それを何とかしなければ。ただ、先ほど議員さんも言ったようになるほど投票所は利便性、利便性ばかりではないと、私が訴えたいのは、ここなんです。もう既に若い者は選挙に行かない理由、今までそれはいろいろありますが、理由は書かれております。けれども、行く行かんは若者の特権やと。妙なところに先入が出てきているように感じます。

それで、投票率を上げるためにはどうしたいのということになりますと、いろいろ議論の中に、究極的には社会教育ではないのかなと言います。私たち生徒会やっていたとき、いろいろな問題があって、皆、そのときには選挙したわけですが、今はもう学校でも生徒会というのはもう空論化してしまっていて、やっているような状態もお聞きしますけれども、まず、手を打ったのは、和歌山県の選挙管理委員会と岩出の選挙管理委員会が合同で岩出小学校で小学校6年生に対して、投票箱と実物と選挙の投票場所とこしらえて、一度、出前授業をしたところでございます。進んだ他府県では、それは中学校、高等学校に広げているわけです。若い者から選挙という意識をやっぱり教えていかなければならない、民主主義の根幹であるんだというようなことを私たちは考えています。

けれども、今、議員さんがおっしゃるとおり、空白地帯があるかないかと、これはもう現在地図をつくりますと、もうはっきり歴然としています。曾屋地区が公的施設が今、投票所があったやつをなくしたんだから、あの中には空白がある。ちょっと地図的に見てみますと、確かに前任の方が非常に苦勞されて、少しでも地域住

民のために、ちょっとでも近いところへというような苦勞されて、隣近所、いびつなことがあるようにも私も感じておりますけれども、これを1ついらうと、10何年間やっていることがごろっと変わってしまう、これも私も考えているところでもございますし、いずれにしても永遠のテーマでございますので、9月ぐらいまでに何とかしたいなとは思っておりますけれども、これとて知事さんの選挙ですか、それぐらいまで何とかしたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、お答えいただいて、選挙管理委員会としても非常に頭が痛いという問題だというふうに、委員長さんのお話を聞いていて思うんですね。そういう点から考えると、先ほど総務部長のほうから答弁された点については、私は選挙委員会としても、選挙委員会の立場としたら、何とか改善してほしい、これ改善してもらわなったら、選挙委員会のメンツが立たんやないかというぐらい、総務に対して施設面で改善を求める、こういうことをされてはいかがなんでしょうか。

先ほど一番最初するときにも、委員長さん自身が、こういうような新たな公的施設はしていくべきだというふうに考えているんやということを、一番最初にも明確に言われました。それに対して、選挙施設のための施設は考えない、これ選挙管理委員会の立場ないんじゃないですか。

そういう点では、私はしっかりとそういう部分なんかも選挙委員会の立場として行政にしっかりと物を言っていく、そういうことが私は必要ではないかなというふうに思うんです。その点、市も私はしっかりと応えていくべきだというふうに思っていますので、その点、選挙委員会の思いと、総務部長との思いという部分では、大きな隔たりがあるので、その点については、しっかりと私は話し合っていたきたいなというふうに思うところがあるんです。

この点、1点お聞きをしたいのと、皆楽園の問題なんです。皆楽園さんとの問題では、今の総務部長のお話では、未来永劫、皆楽園を使っていくということが前提になっていますわね。市として一番最初ときに、あくまでも、この皆楽園の方の施設をお借りするのは、一時的な措置なんですという点で言ってきたというのは、皆楽園さんの側からしたら約束違反やないんかというふうにとられないんかなというふうに私は思うんですね。

そういう点では、皆楽園さんと将来的にもこれからずっと投票所として利用とい

うのですか、そういう点については新たなお話とか、そういう点では対皆樂園さんとの中での協定というのですか、覚書というのですか、そういう部分なんかも市としてはどのようにされているのか、今後も皆樂園さんとの協力というのをやっていくということなんかについては、新たに皆樂園さんとはどのようなお話がされてきているのか。その点だけ、この2点だけちょっとお聞きをしたいと思うんです。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

増田議員の質疑内容については、投票所のための施設整備は考えていないと、私、申し上げました。選挙管理委員長のほうは非常に苦労しているということに対しての答弁であります。

選挙管理委員長は、投票所につきましては、公共、既存の公共施設、集会所、これを中心に設定しているという答弁でございます。新たに新しい施設ができれば、そこを投票所として適当であるかどうかを、委員会で検討するという趣旨かと思えます。

それからまた、投票所をふやすことによって、必ず投票率が上がるかどうかということについても、いろいろな議論があるということが、先ほど委員長のお考えの中でもおっしゃられていました。そこで、増田議員が、未来永劫、皆樂園を投票所とするのかどうかということにつきましては、市の方としては委員会の判断を待つというところなんですけれども、公共の施設というのは、先ほど私答弁させていただいたように、住民の皆さんが自由に使っていただいて、住民福祉の向上、あるいは地域のコミュニティ活動、これを図るためにつくった場です。コミセンであるとか公民館とか、いろいろな施設がございます。それを市内で配置しているところでございますので、現在の施設で利用していただくということです。

だから、公共施設については選挙のために、選挙をするためにこの施設をつくるというのは、本末転倒かと思えます。住民福祉のための公共の施設、それを施設を、あとは選挙で使うか、その他の目的で使うか、それぞれ設置の趣旨、目的があると思えますけれども、それは選挙管理委員会のほうで投票所として利用するかどうかの問題であると、このように考えております。

○松下議長 選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 今、議員さんにちょっと選挙管理委員会が声大きいんで、総務部へ言えという話ですけど、これは本末転倒ではないのかなど。これは、議員

さん、どうですかね。それは私のほうではあくまでも行政一部分の独立した委員会であったとしても、場所ないからつくれと、これは、やっぱり声高らかに言うべきではないと、また、私の口からも言えません。これは、あくまで公的な公共施設があつて、そこで投票するのであつて、そこらをきちっとわかつていただきたい。はじめだけはつけさせていただきたいと思っています。

以上です。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 増田委員の再々質問にお答えいたします。

まず、選挙投票所につきましては、先ほどから委員長のほうからも申し上げたとおり、投票所として適当な公共施設などが設置されたときなどに検討してまいります。また、皆楽園につきましては、覚書というものを交わしてはございません。選挙の都度お借りするというところでお願いに上がっているところでございます。

また、投票所につきましても、次々と、ころころと変わるようでは、また投票される方の誤解、または間違いを招きかねないということもございますので、あくまでも今後も検討はしてまいります。

○松下議長 これで増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時10分から再開いたします。

休憩 (10時55分)

再開 (11時10分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告8番目、9番、田畑昭二議員。総括方式で質問願います。田畑昭二議員。

○田畑議員 9番、田畑昭二です。

議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点、質問いたします。

まず、1点目はごみ収集事業についてであります。

今年度よりふれあい収集事業が実施されます。この事業は、市長の行政報告にもありましたように、ひとり暮らしや同居する家族におきまして、養護介護状態や障害のある方の世帯の中で、ごみを決められた集積所まで出すことが困難な場合に、自宅まで直接ごみをとりにきていただくものであります。その際、日常生活の見守

りや声かけのサポートもあわせて行っていただく事業であります。

そこで質問をいたします。この事業にあわせて、粗大ごみ等の取り扱いも同様に対応できないかお尋ねいたします。

2点目、早朝のごみ収集時におけるパッカー車のBGMにつきまして、現在、「赤とんぼ」でBGMがあります。この歌は童謡としては本当に素晴らしいものではありますが、「夕焼け小焼けの赤とんぼ」というイメージが強く、早朝にはふさわしくないように思います。早朝にマッチした活力あるまちにふさわしい元気になるようなBGMに変更できないかお尋ねいたします。

3点目、昨年、クリーンセンター内にリサイクル工房が完成しましたが、そこでの事業はどういった事業がなされているか、また、さらなるごみの減量の観点からも他市ではリサイクル品の展示等を行い、市民の希望者には無料もしくは有料で提供しているところも多く、粗大ごみの減少と住民のニーズにもマッチした事業と思われるのですが、市として取り組むお考えはないかお尋ねいたします。

大きな2点目、次に、市道移管についてお尋ねいたします。

市道移管につきましては、公共下水道事業に関連して、以前のような厳しい移管基準から緩和され、移管しやすくなっております。そこで、現在、移管希望をしております自治会は何件あるか。また、その進捗状況についてお尋ねいたします。

3点目、最後に消火栓及びホース格納箱の管理についてお尋ねいたします。

消火栓及びホース格納箱は、各自治会内に適材に配置されております。初期消火には大きな役割を担うものではありますが、中には老朽化したものや破損しているものも見受けられます。その点検及び補修はどのようにして対応されているのか。

また、先日ホース格納内の備品が盗難に遭ったと聞いておりますが、どのような状況であったのか、あわせてお答え願います。

以上、よろしく申し上げます。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問1番目の1点目、ふれあい収集事業にあわせて粗大ごみ等も同様に対応できないかについてお答えいたします。

ふれあい収集は、ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対して、ごみ収集を支援する制度でございます。収集を行うごみ種について、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは、収集する曜日を決め、市職員が申請者宅までお伺いすることとしております。

また、粗大ごみ等につきましても、要望があれば随時収集として行ってまいりたいと考えております。

なお、収集に際しては、玄関先まで出していただくことを原則としておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、2点目のごみ収集時のBGMについてお答えいたします。

ごみ収集時のBGMは、各地域のごみ集積所にごみ収集車が来ていることをお知らせするもので、長年、ポピュラーなメロディーである「赤とんぼ」を流してまいりました。そのため、市民の皆様方には、ごみ収集に際して流れる曲として定着しているものであります。また、県内9市のうちオルゴールを流している市は、和歌山市、田辺市、岩出市のみで、全て「赤とんぼ」となっております。こうしたことから、今後についても引き続き、現状の「赤とんぼ」といたしたく、ご理解のほどお願いいたします。

次に、3点目のリサイクル工房での事業についてであります。事業内容は、粗大ごみ等で回収した自転車やその部品を再利用し、リサイクル自転車として、年間50台程度製作販売するものであり、今年度は文化祭とふれあいまつりで、合わせて58台販売を行っております。

次に、さらなる減量の観点でとのことにつきましては、平成26年度から行うふれあい収集事業において、回収される家具などについて、再利用できるものは、リサイクルを行うことができるよう検討してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 田畑議員ご質問の2番目、市道移管についてお答えいたします。

市道移管を希望している自治会について、正式には3件で、ほか数件の問い合わせがあります。全ての自治会において、認定要綱の基準についての説明を行い、現地も確認しております。認定要綱基準にある土地所有権の取得について、基準を満たすよう事業部でもお手伝いをしながら、各自治会において対応していただいているところです。

なお、認定要綱の基準が整い次第、順次議会に提案してまいります。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の3番、消火栓及びホース格納箱管理についてお答えいたします。

火災時の消火活動に用いる消火栓は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁通達による消防水利の基準に基づき設置してございます。また、ホース格納箱は、

岩出市開発事業に関する条例に基づく、公共公益施設設置基準に基づき設置してございます。

消火栓及びホース格納箱の日常管理につきましては、地元の区・自治会及び地元消防団において管理を行っており、老朽化した消火栓、ホース、格納箱の修繕、とりかえなどは、原則的には区・自治会からの申請に基づき、市で修繕を行っております。

次に、消火栓が私有地にある場合の公道等への移設につきましては、個々のケースにより事情が異なりますので、総務課へご相談いただければ、対応させていただきます。

次に、消火栓の点検についてでございますが、那賀消防組合及び消防団において行っておりますが、水の濁りが懸念されることから、点検は目視にて行っているのが実情であります。

なお、火災時に消火栓の老朽化により、使用ができなかったケースはございません。

次に、ホース格納箱内の備品が盗難に遭った件でございますが、3月10日の夕方、消防団長から清水、宮地区において、ホース格納箱内の管鎗がなくなっているとの連絡を受け、翌11日に総務課職員において、近隣地区のホース格納箱を調査いたしました。調査の結果、さらに管鎗がなくなっている箇所があったことから、岩出警察署に届け出を行うとともに、消防団長から各分団へ市内全地区のホース格納箱の点検を命じ、現在、消防団による調査を行っているところであります。

なお、3月17日現在、16カ所のホース格納箱で、管鎗等がなくなっている現状であります。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず第1点目、ごみの収集におけるふれあい収集事業で粗大ごみの対応もいたしましょうということでした。ただ、玄関先まで出してもらいたいということでしたよね。単純に考えますと、障害者の方とか、また高齢者の方が、重たい粗大ごみを玄関先まで果たして出せるかなというのが単純な疑問なんです。そういうことで、いろいろ制約もあろうかと思いますが、少し柔軟に考えていただきまして、どうしてもちょっと前、玄関先へ家から出してほしいよという方に対しては、その都度、ケース・バイ・ケースがあろうかとは思いますが、少しそういう方に対してでも柔軟に対応できればありがたいかなと思うんですけど、その辺ひとつお答え

願いたいと思います。

もう一点は、「赤とんぼ」、やっぱりもう非常に定着したBGMになっているので変更する気はないというお答えでした。別に「赤とんぼ」だから悪いとかいいとかって話じゃないんですけれども、ただ、イメージ的にやっぱり朝一番仕事に行こうかなというやさきに、やっぱり元気な岩出市民歌とか、そういうのが流れると、非常に元気いっぱい出られるのかなという単純な住民さんからの声なんです。

そういうことで、西野議員からの質問にお答えされたように、パッカー車を新しく購入した際には、チップ方式にしまして、いろいろなメロディーなり、また、音声が出せるように検討してまいりますという答弁でございました。そのときにまた、もし可能であれば、こういった曲もどうかということでも検討の1つに入れていただければありがたいかなと思いますけれども、答弁願います。

それと市道移管につきましては、3件、現在、正式に自治会から、今、要望を受けてどんどん進めておりますという答弁でした。中には、なかなか具体的に自治会として要望書をつくるまではいっていないけれども、早く何とかやりたいよというところも相談していくところも結構あるとは聞いております。そういうところで、市としましても、できる限り自治会独自でなかなか動きづらい部分もありますので、そういった相談のあるところにつきましては、積極的に側面からでもどんどん応援してあげていただけたらありがたいかなと。また、非常に公共下水道事業にも寄与していくものだと思いますので、その辺、市として力を入れていただけたらありがたいと思いますので、ご答弁願います。

それと最後に、ホース格納箱の備品が盗難に遭ったということでございました。恐らくそれを売りに行っているんだと思います。しんちゅうか何かのそういうもの、ホースの先やと思いますけれども。それを例えばまた、今度入れまして、また様子を見ますと、またとられたという、悪い言い方をしますとイタチの追いかげごっこみたいな、そういうことになりかねんと思いますが、その辺、市として今後の管理方針というのは、どのように考えていらっしゃるか質問いたします。

以上です。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

粗大ごみ等について玄関先までということではありますが、家の中までという、そういうことのご質問でございます。

要支援者等へのふれあい収集事業は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、年々ふえている状況であり、県内では半数の市が実施しており、全国的にも増加傾向にあると考えております。

回収場所といたしましては、その多くが、本市と同様、玄関先や家の敷地内に特定しており、不要となったものを家から持ち出す支援を行っている自治体はほとんどないのが実情でございます。

その主な理由として考えられることではございますが、さまざまなトラブルに至るリスクが想定されるためであるというふうに考えてございます。具体的には、家具や調度品等に傷つけたり、廊下、壁等を破損した場合の補償のトラブルが考えられます。また、収集後、家の中の貴重品など物がなくなった、あるいは、廃棄するものを間違えて持ち出されたなど、金品等の紛失に関するトラブルや、それ以外にも、高齢になるに従い判断能力が低下していくものであり、本人が廃棄すべきかどうかの見きわめができない状態であるにもかかわらず、本人の申請のみで緊急連絡先の登録者等への確認を行わず、勝手に持ち出されたなど意思疎通の不十分さが招くトラブル、さらには、廃棄するものの規格や家の構造上の事情により、運び出すことが困難な場合など、個別の事由に起因する対応が異なることによるトラブルなどが考えられます。こうしたことから、先ほどお答えしましたとおり、玄関先まで出していただくことを原則としているものでございます。

しかしながら、議員ご指摘の点につきましては十分理解できるものであり、実際、不便を強いられている方がいないとは限りません。市といたしましては、当該事業の対象要件に該当する方であるかどうかの確認のため、申請者宅を訪問させていただき、種々聞き取りを実施することとしており、その点については、十分ご理解いただけるよう説明させていただくとともに、真にお困りの場合には、相談に応じ、適切に対応してまいります。

2点目の「赤とんぼ」の関係でございます。

これにつきましては、新たな車両の更新や音声発生装置の交換が必要となった場合には、西野議員の一般質問でもお答えしてまいりましたが、スピーカーを通じて呼びかけることのできる機種を導入を図ってまいりたいというふうに考えてございまして、その際にそのメロディーにつきましても検討していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

市道認定につきましては、希望される自治会と相談段階からのものも含め、市として積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

今後のホース格納箱の管理方針はについてでございます。

まず、区・自治会及び消防団による日常点検の頻度を上げて対応していきたいと考えてございます。しかし、消火活動に用いるホース格納箱を施錠することはできず、紛失等が発見されれば、消防器具等の支給を繰り返すという状況であります。議員がおっしゃられるとおりでございます。

市では現在、消防団と協議をしているところでありますが、火災発生時の初期消火において、消火栓を用いて消火できる住民が少ないこと、それからまた、消火に当たっては、那賀消防組合及び消防団ともに、それぞれ所有するホース等を使用して消火活動を行い、ホース格納箱内のホース等を使用することがないということを経験済み、今後、宅地開発に当たっては、消防法に基づく消防水利の設置にとどめ、ホース格納箱の設置については、再考すべき点もあることから、今後、協議を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず1点目につきましては、新しく購入された場合、パッカー車ですね、またいろいろ検討していただくということで、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。これは答弁いいです。

それと、ちょっと通告外になって申しわけないんですが、先日、新聞に載っております、これは最後のほうの消火栓の話なんですが、震災時に、災害時に、横浜市でこれは既にあったということが新聞に載りました。どういったことが載ったかといいますと、消火栓から飲料水を可能にしたという、そういう記事が出ていました。どういうものかといいますと、ストッパー付きの開栓器を開発したというんですね。自由自在に飲めるように、消火栓から飲めるようにした。それをつけるわけですけれども。そういう開発をして、これからは震災時においては水の供給を行うように、横浜市としてはしたということが出ておりました。

ただ、震災時ですから、水道管が外れたりとか本管がずれたりして、もうもともとから断水をしなればいけないという場合は余り意味をなさないかなとも思うんですが、ただ、できるところは非常に給水車が来るまでの間でも、給水車を使わなくて

もいけるということで、非常にメリットは大きいかなとも思ったりしますんで、当市におきましても災害時に役立つものと思われまますので、今後、研究、検討の余地があるのかなと思いますんですが、市としてのお考え、もしあれば聞かせていただきたいと思います。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員の再々質問にお答えいたします。

災害時における消火栓などを利用した資器材の対応についてのご質問でございます。現在、市においては、災害に遭った場合の相互応援協定というのを各事業者を含めた団体等と提携をしているところであります。きのう報告させていただいたように30の事業所等と締結を結んでおります。

議員ご提案の件でございますけれども、実は2月26日、本年ですけれども、民間事業者と災害時における配管資材の調達に関する協定というのを結んでおります。ここの事業所につきましては、災害時における水道業務にかかわる断水に対する資器材を提供する、その資器材の提供をするだけではなくて、飲み水を提供するための資器材を調達する、こういう協定書になってございますので、議員のご提案のような消火栓を利用した災害時の飲料水の確保という面からの協定も対応できるものではないかと、このように考えてございます。

○松下議長 以上で田畑昭二議員の一般質問を終わります。

以上で今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

この際、申し上げます。議会運営委員会で3月6日の本会議における尾和弘一議員の発言の一部に不穏当な発言があるという判断がなされましたので、その部分を削除いたします。

これにて平成26年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(11時35分)



地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成26年3月26日

岩出市議会議長 松 下 元

署名議員 市 來 利 恵

署名議員 増 田 浩 二